



美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう

進化する
自然共生文化都市
KAMI CITY

香美市

第2次香美市振興計画
後期基本計画

令和4年度～令和8年度
(2022～2026)



進化する自然共生文化都市

KAMI CITY

香美市

第2次香美市振興計画
後期基本計画

CONTENTS - 目次 -

第1部 総論

第1章 序章	2
I はじめに(計画の必要性)	2
II 計画の構成と期間	3
第2章 香美市の姿	4
I 香美市の特性	4
第3章 香美市の現状	6
I 人口の現状	6
II 産業の現状	9
第4章 社会動向	14

第2部 基本構想

第1章 計画の基本理念	20
I まちづくりの方向性	20
II 基本理念	21
第2章 将来目標	22
I 将来都市像	22
II 将来人口	23
III 広域連携都市機能等	25
IV 市内都市機能	27
第3章 基本方針と政策	30
I 基本方針	30
II 基本方針ごとの政策と施策	31
III 施策の体系図	34

第3部 基本計画

基本方針1 まちのかたちを創る	38
政策1 計画的な土地利用の推進	38
政策2 市街地や集落の整備	40
政策3 交流・生活基盤の整備	44
政策4 都市イメージの形成	50
基本方針2 みどりを保つ	51
政策5 安全・安心なまちづくり	51
政策6 自然資源の保全と活用の推進	56
政策7 水資源の安定的な確保と利用	58
政策8 自然と共生する地域づくりの推進	59

基本方針3 やすらぎを守る	62
政策 9 支えあいのまちづくり	62
政策10 保健、医療の充実	67
政策11 高齢者福祉の充実	71
政策12 障害者福祉の充実	75
基本方針4 賑わいを興す	77
政策13 交流によるまちづくりの推進	77
政策14 農林業の振興	79
政策15 商工業の振興	86
政策16 観光の振興	89
政策17 地域産業の振興と就業機会確保の総合的な推進	93
基本方針5 未来を拓く	95
政策18 子育て支援の充実	95
政策19 未来を拓く子どもの育成	98
政策20 心豊かな生涯学習・生涯スポーツ活動の振興	103
政策21 人権尊重の地域づくりの推進	107
政策22 地域文化の保護・継承と創造	109
基本方針6 みんなで築く	112
政策23 合理的、効率的行財政運営の推進	112
政策24 行政職員の資質向上と適正配置	115
政策25 市民と共に歩むまちづくりの推進	117
政策26 高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進	119

資料編

SDGsと施策の関係	124
市の主要指標	126
市民意識	134
計画の策定と管理	143
計画策定経過	144
香美市振興計画審議会委員名簿	146
第2次香美市振興計画策定本部員名簿	147
第2次香美市振興計画策定専門委員会委員名簿	148

第 1 部

総論

第 1 章	序章	2
第 2 章	香美市の姿	4
第 3 章	香美市の現状	6
第 4 章	社会動向	15



第1章

序 章

Ⅰ はじめに(計画の必要性)

平成18年3月1日に合併した本市は、平成19年に第1次香美市振興計画を策定し、10年後の将来都市像を「山・川・まち・ひとが躍動し、支え合い、響き合う、進化する自然共生文化都市香美市」と定め、諸施策を実施してきました。

この間、日本の総人口は減少に転じ、少子高齢化の進行、都市と地方の格差拡大やライフスタイルの変化、安全・安心意識の高まりなど、私たちの生活を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況の中、平成17年の国勢調査人口で30,257人であった本市の人口は、平成27年の国勢調査人口では27,513人に減少し、高齢者の比率は37.1%となっています。

一方、国においては、行政サービスを全国一律ではなく、地域の実情に応じたものにしていくための地方分権改革が進められ、地方自治体においては、自らの判断と責任のもと、自主的かつ自立的な行政運営が求められるようになりました。

このような現状や課題を踏まえ、振興計画を市民と行政による「香美市のまちづくりを共有する最上位の手引書」として、まちづくりの指針となる「第2次香美市振興計画」を策定するものです。



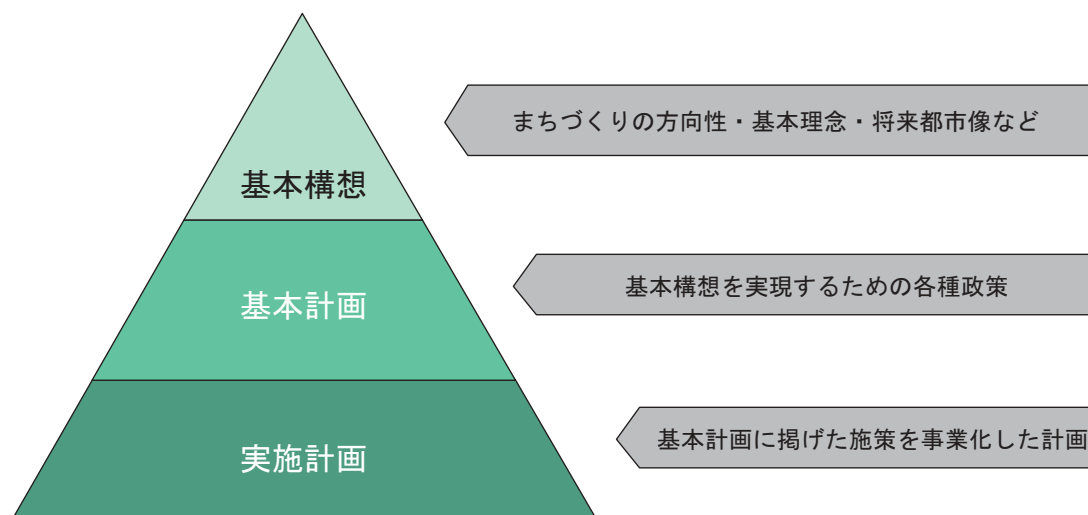
II 計画の構成と期間

振興計画は、本市の目指すまちづくりの方向性、基本理念、将来都市像などを示した「基本構想」と、その構想を実現するための各種政策を総合的計画に体系化した「基本計画」で構成されています。

基本構想は、平成29年度から令和8年度までの10年間としました。

基本計画は、基本構想と同様に10年間で展望した計画ですが、平成29年度から令和3年度までを前期計画、令和4年度から令和8年度までを後期計画として、それぞれ向こう5年間の基本方針と政策を示しています。

なお、「基本構想」と「基本計画」を踏まえ、財政的な裏付けや社会経済情勢を判断しながら、基本計画に定めた施策を事業化した「実施計画（3年間）」を毎年度ローリング*方式で策定します。



年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
基本構想 10年間	(平成29年度～令和8年度)									
基本計画 5年間	前期基本計画 (平成29年度～令和3年度)					後期基本計画 (令和4年度～令和8年度)				
実施計画 3年間										

(注)ローリング*: 適切なまちづくりを進めるためには、社会経済情勢の変化や計画に基づいて実施する事業の成果・効果を評価し、計画を定期的に見直し、修正していく必要があります。計画策定→実施→評価→見直しを計画的に繰り返すことを計画のローリングといいます。

第2章

香美市の姿

I 香美市の特性

1 自然・土地利用

(1) 自然

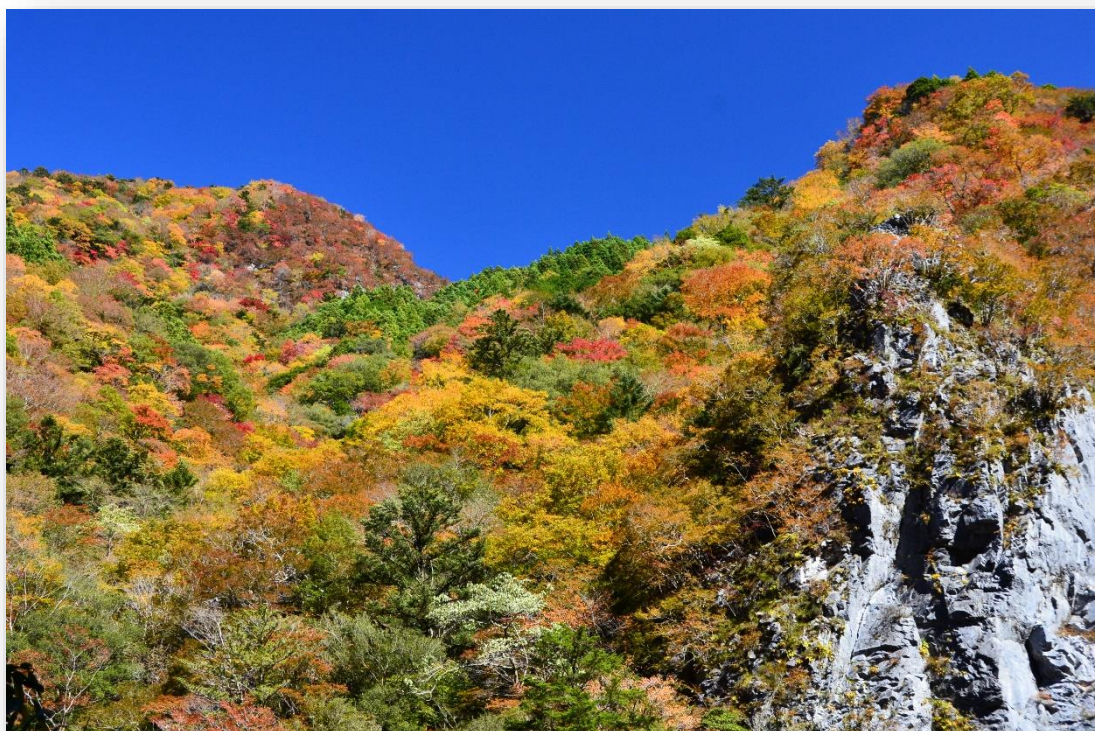
本市は、物部川、国分川の源流域から高知平野に至る変化に富んだ市域を有し、東北部は1,000～1,800mの急峻な四国山地が広がり、山間部は秩父古生層*からなり、市域を貫く物部川の源流域となっています。

気候は比較的温暖ですが、平野部から山間部の標高による寒暖差は大きく、高地では亜寒帯の植物もみられます。降水量は、山間部で多くなっており、森林資源の形成や農作物の育成に適した地域となっています。

市域の約9割を森林が占め、物部川上流域には天然林も残され、べふ峡、轟の滝をはじめとする景観が広がり、アメゴ、アユ、カワセミ、ホタル等の多様な生物を抱える貴重な自然が残っています。

上流域から、剣山国定公園、奥物部県立自然公園、龍河洞県立自然公園などに指定される豊かな自然を有しています。

(注) 秩父古生層*: 古生代に形成された地層の代表的地層名。日本各地に広く分布する古い地層で、その主要部は約2億4千万年前のものである。



(2) 土地利用

本市は、高知県の、7.6%に及ぶ537.86km²の広い面積を有していますが、87.6%が森林となっており、可住地面積は平野部を中心に1割強となっています。

山間部では森林の7割を占める人工林を活用した林業や気温差を活かしたユズの生産が行われています。一方、平野部では温暖な気候を利用した稲作、ねぎ、ニラ、しょうがなどの農作物が生産されています。

物部川や支流域には棚田が発達し、集落が広く分布しています。平野部はまとまった農地と市街地となっています。市街地は高知中央広域都市圏に含まれ、市街化区域と市街化調整区域に線引きされ、計画的な開発が行われています。

■土地利用の状況

区 分	面積 (ha)	構成比 (%)
農業用地	1,768	3.29
山林	47,128	87.62
原野	9	0.02
水面・河川・水路	1,101	2.05
道路	985	1.83
宅地	551	1.02
その他	2,244	4.17
総面積	53,786	100

■主な山岳（高知県統計書）

名 称	標高 (m)
三 嶺	1,893.6
白髪山	1,769.8
石立山	1,707.7
中東山	1,684.6
綱付森	1,643.2

■主な河川（高知県統計書）

名 称	河川延長m
物部川	66,719.5
国分川	21,100.0

2 歴史

本市は、縄文、弥生時代の遺跡が確認されるなど、古くから栄え、物部川を軸に人や物が行き交い、町や里が築かれてきました。山間地に点在する集落には平家伝説なども残っています。

明治時代以降、山間部で生産された木材や木炭が土佐山田町に集積し、林業の発展とともに「土佐打刃物」の生産も盛んになりました。

土佐山田町は物部川流域の中心都市として繁栄し、「文化のたまるまち」ともいわれました。大正14年には高知－土佐山田間に鉄道が開通、昭和5年には角茂谷まで開通、その後整備が進み、昭和63年に瀬戸大橋が開通し、岡山までつながりました。

また、昭和35年には高知空港が供用開始、昭和62年に高知自動車道が大豊～南国間で開通、瀬戸大橋の開通により交通圏が大きく拡大しました。

第3章

香 美 市 の 現 状

I 人口の現状

1 人口・世帯数の推移

香美市の昭和55年以降の長期の人口推移では、現在まで多少の増減を繰り返しながら徐々に減少を続けてきました。

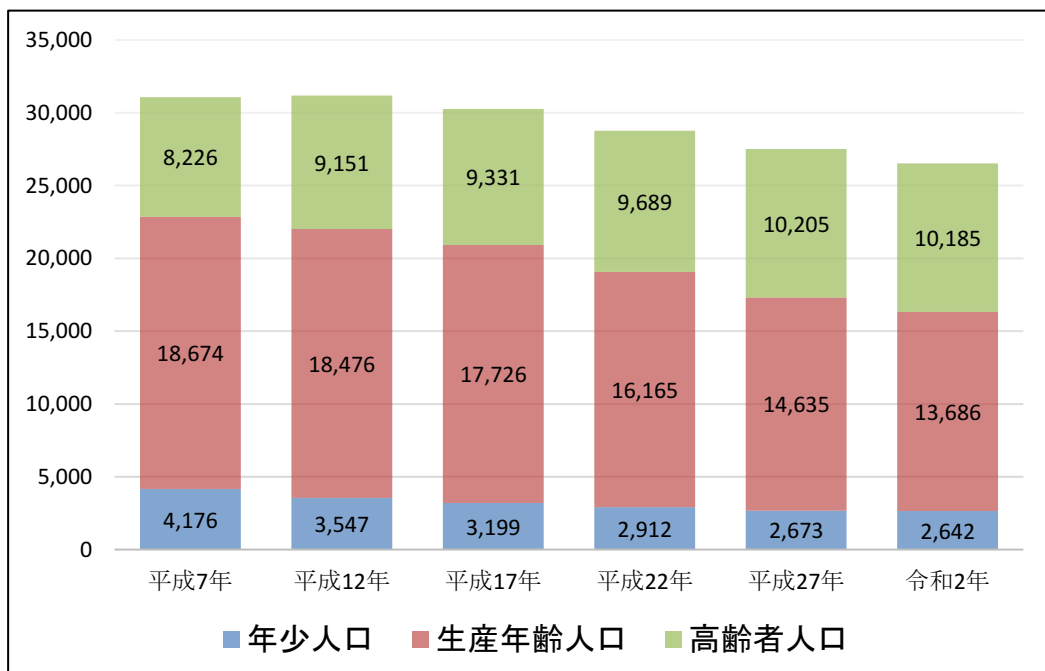
年少人口比率と高齢者比率は昭和55年にはほぼ同水準でしたが、以降は高齢者人口が年少人口を上回り、現在までその差を広げながら推移しています。

令和2年の高齢者人口比38.4%は、全国平均の28.6%を大きく上回る水準となっています。

■ 人口・世帯数の推移

項目	年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口		31,076	31,175	30,257	28,766	27,513	26,513
年少人口 (15 歳未満)		4,176 13.4%	3,547 11.4%	3,199 10.6%	2,912 10.1%	2,673 9.7%	2,642 10.0%
生産年齢人口 (15 歳～64 歳)		18,674 60.1%	18,476 59.3%	17,726 58.6%	16,165 56.2%	14,635 53.2%	13,686 51.62%
高齢者人口 (65歳以上)		8,226 26.5%	9,151 29.4%	9,331 30.8%	9,689 33.7%	10,205 37.1%	10,185 38.4%
世帯数		10,976	12,139	12,411	12,245	11,979	12,033
一世帯当たり人数		2.83	2.57	2.44	2.35	2.30	2.20

■ 年齢3区分別人口の推移

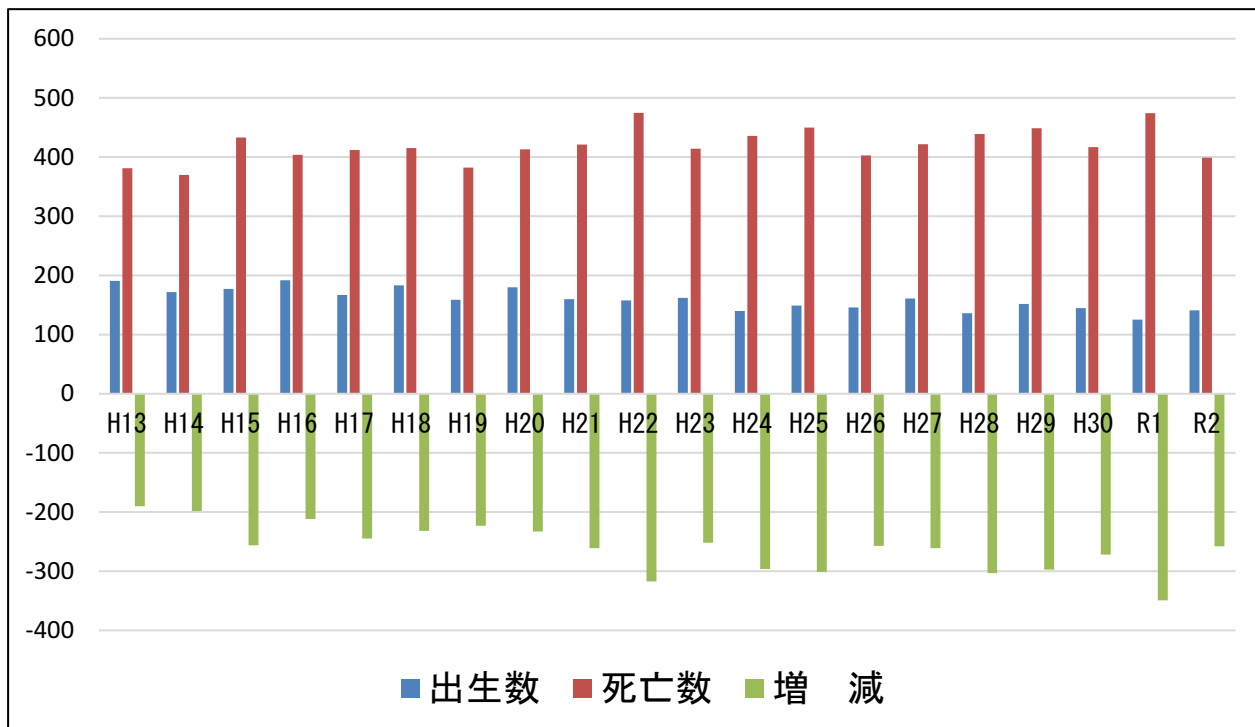


2 自然動態（出生・死亡数）の推移

香美市では、年間出生数はわずかながら減少の傾向にあり、死亡数は増減を繰り返している傾向にあります。

継続的に死亡数が出生数を上回り、人口減少の要因となっています。

■出生・死亡数の推移



	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
出生数	191	172	177	192	167	183	159	180	160	158
死亡数	381	370	433	404	412	415	382	413	421	475
増 減	-190	-198	-256	-212	-245	-232	-223	-233	-261	-317

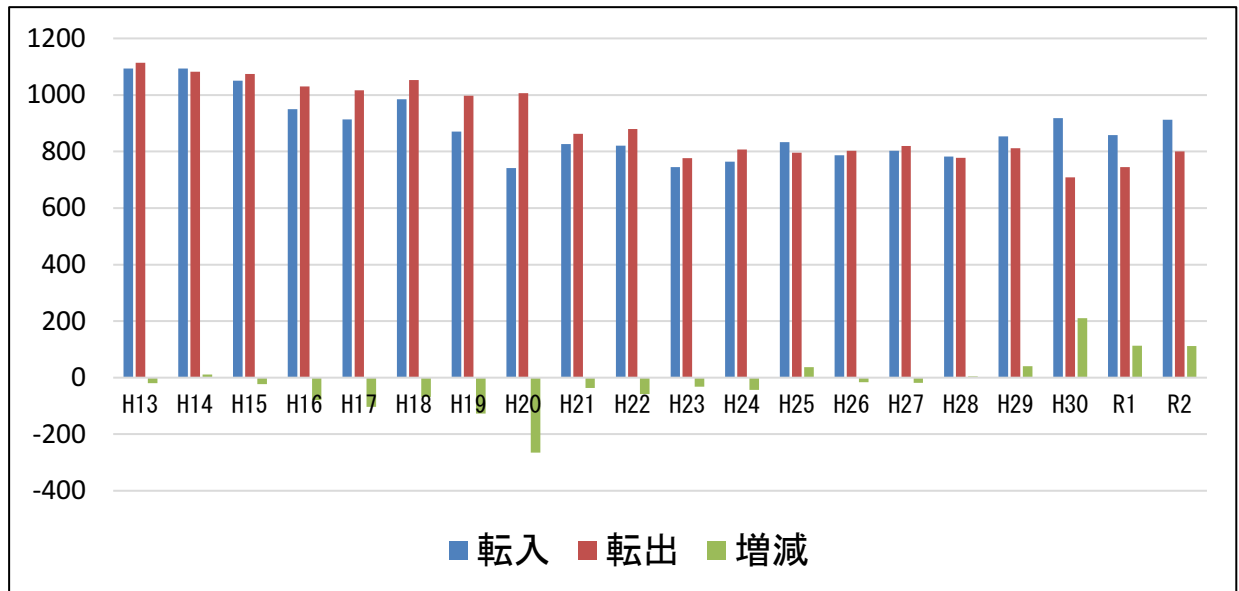
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
出生数	162	140	149	146	161	136	150	149	119	141
死亡数	414	436	450	403	422	439	444	416	470	399
増 減	-252	-296	-301	-257	-261	-303	-294	-267	-351	-258

平成13年ー令和元年 E-STAT都道府県・市町村のすがた地域別統計データベース
令和2年 高知県統計人口調査

3 社会動態（転入・転出数）の推移

本市では、平成15年からは平成27年まで転出超過となっていました、平成28年からは転入超過となっています。

■ 転入・転出数の推移



	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
転入数	1,094	1,093	1,051	950	913	985	870	741	826	821
転出数	1,114	1,082	1,074	1,030	1,016	1,053	997	1,006	862	879
増 減	-20	11	-23	-80	-103	-68	-127	-265	-36	-58

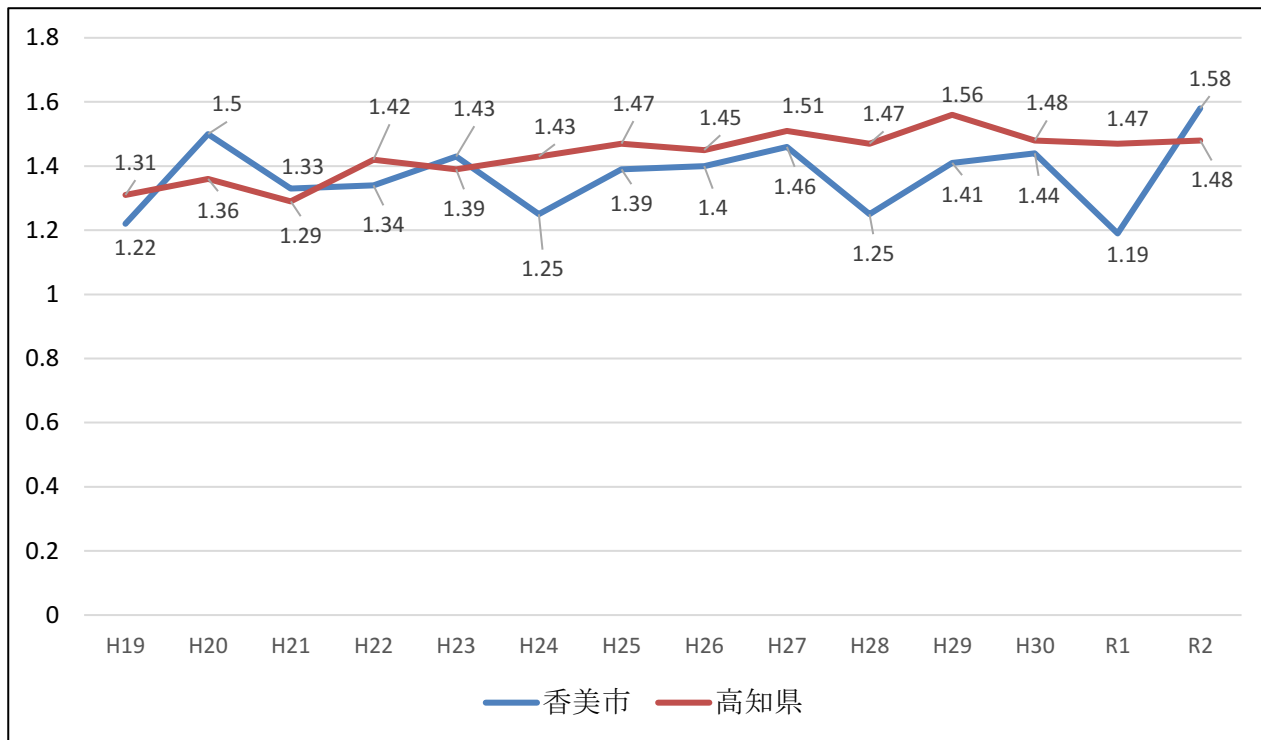
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
転入数	745	764	833	787	802	782	853	918	858	912
転出数	777	807	796	803	820	778	812	708	745	800
増 減	-32	-43	37	-16	-18	4	41	210	113	112

平成13年ー令和元年 E-STAT 都道府県・市町村のすがた 地域別統計データベース

令和2年 高知県統計人口調査

4 合計特殊出生率の推移

本市での合計特殊出生率は、平成28年から令和2年の5年間の平均が1.37と高知県より若干低い水準にあります。



厚生労働省人口動態特殊報告

II 産業の現状

1 産業構造

本市の就業者数は平成27年の国勢調査によると12,417人となっており、5年前と比較すると430人減少しています。

業種別の就業者数をみると、全体では1位「農業」、2位「卸売業、小売業」、3位「教育、学習支援業」となっています。

性別で比較すると、男性では1位「農業」、2位「卸売業、小売業」、3位「製造業」、女性では1位「教育、学習支援業」、2位「農業」3位「卸売業、小売業」となっています。

■就業人口・産業別人口比率（国勢調査）

	総人口 (人)	就業者数 (人)	就業人口 比率(%)	産業別人口構成(%)		
				第1次産業	第2次産業	第3次産業
平成7年	31,076	16,161	52.0	22.8	25.0	52.1
平成12年	31,175	15,348	49.2	20.2	23.6	55.5
平成17年	30,257	14,394	47.6	21.0	20.0	58.7
平成22年	28,766	12,847	44.7	19.1	17.6	61.6
平成27年	27,513	12,417	45.1	18.4	16.9	64.7

■香美市の事業所数・従業員数（経済センサス）

	事業所数(箇所)		従業員数(人)	
		人口千人当たり		1事業所当たり
平成24年	1,193	43	8,718	7.3
平成26年	1,242	46	9,888	8.0
平成28年	1,137	42	8,608	7.6

■産業別の就業人口分布（平成27年国勢調査）

区 分		就業人口			%
		男 性	女 性	計	
総 数		6,493	5,924	12,417	100.0
1次	農業	1,129	989	2,118	17.1
	林業	137	22	159	1.3
	漁業	4	1	5	0.0
2次	鉱業、採石業、砂利採取業	6	3	9	0.1
	建設業	740	106	846	6.8
	製造業	795	449	1,244	10.0
3次	電気・ガス・熱供給・水道業	63	9	72	0.6
	情報通信業	60	30	90	0.7
	運輸業、郵便業	302	59	361	2.9
	卸売業、小売業	871	899	1,770	14.3
	金融業、保険業	51	112	163	1.3
	不動産業、物品賃貸業	54	35	89	0.7
	学術研究、専門・技術サービス業	180	103	283	2.3
	宿泊業、飲食サービス業	293	409	702	5.7
	生活関連サービス業、娯楽業	215	234	449	3.6
	教育、学習支援業	255	1,503	1,758	14.2
	医療、福祉	449	392	841	6.8
	複合サービス事業	137	112	249	2.0
	サービス業（ほかに分類されないもの）	358	182	540	4.3
	公務（ほかに分類されるものを除く）	286	193	479	3.9
	分類不能の産業	108	82	190	1.5

※各区分の比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため合計は100%になりません。

■ 経済活動別市町村内総生産

(単位:百万円)

産業 \ 年度		平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
一 次	第一次産業 計	3,793	3,928	4,390	4,748	4,999	4,790
	農業	3,164	3,264	3,689	4,115	4,315	4,100
	林業	620	654	689	623	675	681
	水産業	9	10	12	10	9	9
二 次	第二次産業 計	14,901	16,318	14,866	18,089	20,767	21,020
	鉱業	121	142	139	113	119	99
	製造業	9,902	10,299	10,544	12,720	12,869	14,305
	建設業	4,878	5,877	4,183	5,256	7,779	6,616
三 次	第三次産業 計	48,453	50,788	51,882	51,661	51,300	51,021
	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	2,962	3,434	3,695	3,912	3,835	3,515
	卸売・小売業	4,459	4,469	4,852	4,940	4,736	4,700
	運輸・郵便業	1,663	1,748	1,708	1,714	1,776	1,802
	宿泊・飲食サービス業	1,468	1,305	1,288	1,356	1,422	1,370
	情報通信業	980	1,330	1,313	1,306	1,265	1,337
	金融・保険業	1,696	1,740	1,814	1,729	1,721	1,797
	不動産業	7,098	6,983	6,974	6,976	6,948	6,954
	専門・科学技術、業務支援サービス業	1,679	2,157	2,199	2,256	2,232	2,259
	公務	5,284	5,232	5,152	4,783	4,754	4,845
	教育	6,417	7,408	7,445	7,454	7,391	7,342
	保健衛生・社会事業	9,415	9,569	9,898	9,987	9,780	9,885
	その他のサービス	5,332	5,413	5,544	5,248	5,440	5,215
輸入品に課される税・関税		857	856	1,210	1,179	1,072	1,218
(控除) 総資本形成に係る消費税		380	379	500	611	634	695
計 (総生産)		67,675	67,624	71,744	71,706	74,936	77,589

(出典：市町村経済統計書)

■ 名目経済成長率（産業別の対前年度増加率）

単位: (%)

産業 \ 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平均 成長率
第一次産業	-2.6	3.6	11.8	8.2	5.3	-4.2	1.8
第二次産業	-4.2	9.5	-8.9	21.7	14.8	1.2	2.0
第三次産業	0.7	4.8	2.2	-0.4	-0.7	-0.5	0.5
計 (総生産)	-0.6	6.1	-0.1	4.5	3.5	-0.2	1.0

2 農林業

農業は、平野部では温暖な気候を利用し、米作や野菜を主体に生産が行われ、中山間部では寒暖差等を活用したユズの生産が行われています。近年は経営耕地面積、農業従事者、農家数ともに減少しています。

林業は、高知おおとよ製材㈱や木質バイオマス発電所の操業により、木材需要が増加しており、市内への新たなストックヤードの設置や林業後継者育成のための支援事業を創設しました。

■農業経営の概況（農林業センサス）

単位 上段：戸 下段：%

	経営耕地 面積 (ha)	農家数				農家人口 (人)
		総数	専業	第一種	第二種	
平成22年	1,110	1,195 100.0	570 47.7	216 18.1	409 34.2	3,936
平成27年	946	996 100.0	521 52.3	125 12.6	350 35.1	3,065
増 減	-164	-199	-49	-91	-59	-871

■林野面積（農林業センサス、人工林・天然林は香美市森林計画）

単位 上段：戸 下段：%

	総面積	国有林	公有林・ 独立行政法人等	私有林	人工林	天然林
平成22年	47,128 100.0	13,299 28.2	2,239 4.8	31,590 67.0	31,661 67.2	14,398 30.6
平成27年	47,128 100.0	13,166 27.9	2,138 4.5	31,824 67.5	30,428 64.6	14,265 30.3
増 減	0	-133	-101	234	-1,233	-133

■保有林山林規模別林家数（農林業センサス）

単位 戸

	計	5ha 未満	5～10 ha	10～20 ha	20～30 ha	30～50 ha	50～100 ha	100ha 以上
平成22年	1,602	1,135	234	147	39	31	10	6
平成27年	1,412	971	230	129	35	31	10	6
増 減	-190	-164	-4	-18	-4	0	0	0

製造業は平成23年以降事業所数、従業員数ともに減少傾向にあります。出荷額についても減少傾向にありますが、平成26年は若干改善され、1事業所当たりの出荷額では平成22年以降で最高額となっています。

商業は、小売業、卸売業ともに商店数、従業員数、販売額ともに減少傾向が続いていますが、小売業の販売額は平成26年から持ち直しています。

■製造業の事業所数・従業員数・出荷額（工業統計）

	事業所数 (箇所)	従業員数（人）		出荷額（百万円）		
			1事業所当たり		1事業所当たり	人口千人当たり
平成24年	47	1,201	25.6	23,728	504.9	858.6
平成25年	44	1,149	26.1	22,742	516.9	826.4
平成26年	42	1,122	26.7	22,944	546.3	841.1
平成29年	43	1,554	36.1	29,671	516.9	1,102.4
平成30年	44	1,482	33.7	31,338	546.3	1,186.7

■小売業の店舗数・従業員数・販売数（商業統計）

	商店数 (店所)	従業員数（人）		販売額（百万円）		
			1事業所当たり		1事業所当たり	人口千人当たり
平成19年	365	1,607	4.4	18,812	51.5	641.0
平成24年	246	1,186	4.8	15,245	62.0	551.7
平成26年	222	1,160	5.2	15,534	70.0	569.5
平成28年	224	1,215	5.4	17,127	76.5	636.3

■卸売業の店舗数・従業員数・販売数（商業統計）

	商店数 (店所)	従業員数（人）		販売額（百万円）		
			1事業所当たり		1事業所当たり	人口千人当たり
平成19年	50	279	5.6	7,538	150.8	256.9
平成24年	41	201	4.9	3,141	76.6	113.7
平成26年	32	128	4.0	2,282	71.3	83.7
平成28年	34	158	4.6	3,506	103.1	130.3

4 観光

香美市は豊かな自然資源や歴史文化等多彩な資源に恵まれており、山岳観光から、スポーツレクリエーションや文化施設等の観光施設が多数あります。また、平成24年度には「香美市観光協会」を設立し、香美市の観光を発展させるための態勢を整えました。

■主な観光・レクリエーション資源・施設

区分	主な資源・施設
自然資源	○山岳・鍾乳洞：三嶺（日本二百名山）、白髪山、石立山、矢筈山、龍河洞
	○湖・河川、滝：物部川、べふ峡、奥物部湖、西熊溪谷、轟の滝（日本の滝百選）、大荒の滝、岩屋の滝、毘沙門の滝、大たびの滝
	○温泉：べふ峡温泉、龍河温泉、夢の温泉、ニューわかみや温泉、湖畔遊
	○動植物：さおりが原（森の巨人たち百選）、県立甫喜ヶ峰森林公園の植生、神母神社楠の大木、鏡野公園の桜、庚申堂のオガタマの木、ホタル、アユ
人文資源	○神社仏閣：笹普賢堂、大日寺、伊勢丸神明宮、高照寺、大川上美良布神社、八王子宮、予岳寺、野中神社（お婉堂）、小松神社、塩峯公土方神社
	○史跡・遺構等：山田堰跡、谷秦山邸跡と墓所、溪鬼荘、土佐塩の道、山田城跡
	○神事・伝統芸能：いざなぎ流舞神楽、太刀踊、山田太鼓、葦生太鼓、大川上美良布神社の御神幸
	○伝統産業：土佐打刃物、フラフ
観光 レクリエーション 施設	○公園：日ノ御子河川公園、平山親水公園、鏡野公園（日本の桜百選）、秦山公園、香北の自然公園
	○博物館・資料館・美術館：奥物部美術館、吉井勇記念館、アンパンマンミュージアム、詩とメルヘン絵本館、龍河洞博物館、市立美術館、農林業体験実習館、森林総合センター、森林学習展示館
	○スポーツ・レクリエーション施設：子どもの広場、土佐山田スタジアム、土佐山田ゴルフ倶楽部
	○健康づくり施設：香北健康センターセレネ
宿泊施設	○宿泊施設：べふ峡温泉、龍河温泉、夢の温泉、ニューわかみや温泉、ビジネスホテルダイワ、ライダーズイン奥物部
	○キャンプ場：別府キャンプ場
イベント	○まつり：奥物部湖湖水祭、川上様夏祭り、土佐山田まつり、刃物まつり
その他	○商店街：物部、香北（アンパンマンロード）、土佐山田、神母ノ木
	○物産販売：奥物部ふるさと物産館、葦生の里美良布直販店、ふるさと市、日曜市、良心市、とさ刃物流通センター
	○特産物：ゆず、やっこねぎ、しいたけ、かりかり桃子、ぎんなん、地酒等

第4章

社会動向

1 人口減少と総合戦略

日本の人口は、平成20年をピークとして人口減少の局面に入りました。2050年には9,700万人程度となり、2100年には5,000万人を割り込む水準まで減少すると推計されています。

また、地方から若者が東京圏へ流出することにより、東京への一極集中が進み、地方では人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラル局面に入る一方で、東京圏では出生率の低さから、将来的に日本全体としての少子化、人口減少につながるとしています。

こうした状況の中で、国は平成26年12月に、「東京一極集中を是正する」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する」、「地域の特性に即して地域課題を解決する」を基本的視点とした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、全国の自治体に「総合戦略」策定を促しました。

県では、平成27年3月に高知県産業振興計画をベースとした、総合戦略を策定しました。本市も国、県の総合戦略に即した形で平成27年9月に総合戦略を策定し、2060年の将来目標人口を国立社会保障・人口問題研究所の推計より4,700人多い、19,400人に設定し、目標人口を達成するための施策を進めています。

2 安心安全に対する意識の高まり

平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月に発生した熊本地震など巨大地震の発生により、改めて地震に対する危機意識が高まっています。南海トラフでの巨大地震は30年以内に発生する確率は70パーセント程度となっており、いつ発生してもおかしくない状況となっています。

また、地球温暖化による、巨大台風の発生やゲリラ豪雨が頻繁に全国各地で発生し、甚大な被害をもたらす状況となっています。

こうした中、本市においては、公共施設の耐震化とともに、一般住宅の耐震化や家具の固定、老朽住宅の除却事業、備蓄食料の確保等、そして防災無線の整備を進めています。また、自主防災組織の組織率は97パーセントとなり、各自主防災組織において、資機材の整備や防災訓練などが活発に行われるようになりました。

熊本地震で震度7が2度発生したことや、これまで経験したことがない豪雨など、想定外の災害が発生する現状を踏まえて、行政と市民が一体となって防災、減災対策に取り組むことが重要となっています。

平成26年度に行われた内閣府の世論調査では都市住民の3割が農山漁村地域へ定住してみたいと考えており、その割合は平成17年度と比べて増加しています。特に20歳代男性の農山漁村に対する関心が高くなっています。その理由として、スローライフの実現や食べ物、水、空気、自然を上げる割合が高くなっています。

本市は、市域の87パーセントを占める豊かな森林がありその中に棚田など美しい里が点在し、古くから林業、農業を基幹産業として自然と共生し発展してきました。

こうした本市の特性は、都市部からの移住に際しての強みとなっており、移住に対する様々な課題を克服していくことによって多くの移住者を呼び込める可能性を秘めています。

地方は平成18年に制定された「地方分権改革推進法」により、住民に対する行政サービスの向上や行政の効率化を図り、地域の自主性、自立性を高め、地方が特色を持った地域づくりを進めてきました。

また、地方分権改革においては、住民に最も近い基礎的自治体に事務事業を優先的に配分するとして、国から地方公共団体への事務・権限の移譲が進められてきました。

また、平成の合併で行政区域が大きくなった一方で、職員の削減などによりこれまでのようなきめ細かい行政サービスの提供が困難な状況が生まれています。

こうした中、全国の自治体の中には住民自らが自治組織等を結成し、地域づくりを進める事例もでてきています。

現在、地方創生の取組において、産官学民金労言等で審議会を組織していますが、行政改革で行政のスリム化が進む中では、産官学民金労言等の協働とともに、住民と行政の協働、住民同士の共助、互助、住民が主体となった地域づくりの推進が重要となっています。

5 SDGsによる取組

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

SDGsの目標（ゴール）は、世界共通の目標であり、地方自治体の掲げる目標とはスケールが異なりますが、目指すべき方向性は同じものと考えられるため、本計画においても、こうした流れを踏まえ、持続可能でより強靱な取組が求められます。

そこで、第2次総合計画、第2期総合戦略において、国内外の新たな社会潮流である「持続可能な開発目標（SDGs）」の考えを関連づけることで、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進し、本市を取り巻く社会情勢の変化などを予測しつつ、長期的な視点でまちづくりを進めていくこととします。

後期基本計画では、SDGsとの関連性が分かるように対応するゴールを表記しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第 2 部

基本構想

第 1 章 計画の基本理念……………20

第 2 章 将来目標……………22

第 3 章 基本方針と政策……………30



第1章 計画の基本理念

Ⅰ まちづくりの方向性

まちづくりの方向性は、合併時に策定された「香美市まちづくり計画」に掲げられ、第1次香美市振興計画に引き継がれました。

第2次香美市振興計画においても、この方向性を踏まえたまちづくりを進めていきます。

■ 地域の良さを大切にするまちづくり

物部川や豊かな自然との中で育まれてきた、伝統文化、地場産業、歴史や人の交流は、地域の魅力・個性となり、暮らしにやすらぎやうるおいを与えています。

各地域で受け継ぎ、育まれてきたひとつひとつの輝きを大切に継承し、その中で、みんなが安心して安全に暮らせる環境が整い、美しい街（市街地）、美しい里（集落）の良さを一層輝かせ、居心地のよいふるさとを目指します。

■ みんなが元気に暮らせるまちづくり

人と人、地域と地域が支えあって培ってきた暮らしを大切に、教育、福祉、医療の充実を図り、産業に磨きをかけ、安全で、快適・便利で賑わいのある「住んで良かった、住み続けたい」と思える、活力あるまちを目指します。

■ みんなで共に進めるまちづくり

○行政と住民との協働によるまちづくりを進め、すべての市民が、まちの一員として「できること、したいこと」を持って様々な活動に主体的に参画し、自らまちの未来を切り拓くことに手ごたえを感じるようなまちづくりを目指します。

○知の拠点である高知工科大学と連携し、地域振興、産業の活性化等を図るとともに、小、中、高校を通じた教育の充実を目指します。

II 基本理念

「香美市まちづくり計画」では、前述のまちづくりの方向性を踏まえ、まちづくりの基本理念として「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」が掲げられました。

この基本理念は「第1次香美市振興計画」に引き継がれており、第2次香美市振興計画においても、この理念を引き継ぎまちづくりを進めていきます。

輝き・やすらぎ・賑わいを
みんなで築くまちづくり



第2章

将 来 目 標

Ⅰ 将来都市像

基本理念に基づき、本市が目指すべき将来都市像を、第1次計画と市民憲章を参照し、次のように定めます。

美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう

進化する自然共生文化都市・香美市

本市の山や川など美しく豊かな自然や多様な文化は、香美市の財産です。その中で、私たちは共に支え合い、生活・文化・産業が生まれ育まれてきました。

街や里には、それぞれの自然環境に調和した快適な住環境、誰にも魅力的な賑わいのあるまち、あたたかい支え合いに守られた居心地の良いコミュニティがあります。

本市は、これからも地域の自然に根ざした産業や生活の営みを通じて、共に支え合い、自然と共生する文化都市として、自然・文化・産業を磨き、未来に向けて進化を続けます。



II 将来人口

1 将来目標人口

社会保障人口問題研究所の国勢調査を基にした推計では、10年後の令和8年の人口は23,816人となりますが、香美市人口ビジョンの目標人口を基にした推計では24,361人で、社人研の推計より545人多い数値となっています。

第2次計画ではこの推計値を基に、将来目標人口を下記のとおり設定します。

○目標人口 24,400 人

○目標達成のための条件

- ①令和2年までに社会増減を0人とし、それ以降は毎年度30人増とする。
- ②平成20年～平成24年の平均出生率1.38人を令和22年に2.07人とする。

	実績（国勢調査）		将来（令和 8 年）	
	平成 22 年	平成 27 年	推計人口	目標人口
総人口	28,766	27,513	23,816	24,361
0～14 歳	2,912 10.1%	2,673 9.7%	2,002 8.4%	2,587 10.6%
15～64 歳	16,165 56.2%	14,635 53.2%	12,262 51.5%	12,509 51.3%
65 歳以上	9,689 33.7%	10,205 37.1%	9,552 40.1%	9,265 38.0%

※令和8年の推計人口は、平成27年の社人研推計値及び人口ビジョン推計値から算出。

2

目標達成のための3つの視点

人口減少への対応は、2つの側面から対応する必要があります。

1つは、出生者数を増加させることで人口減少に歯止めをかけ、将来的に人口構造そのものを変えていく。

2つ目に、転出者の抑制と転入者の増加を図ることで社会増を拡大する。

これら2つの対応を同時並行して相乗的に進めていくために、次の3つの基本的な視点を持ちながら取り組んでいきます。

視点① 移住・定住に関する希望を実現する

○仕事の確保、住まいの確保、生活の応援により、若いファミリー層やゆとり世代のUIターンを進める。

○地元で暮らしたいという、若い世代の希望を実現する施策を推進する。

○高齢者が元気に自立生活を継続できる施策を推進する。

視点② 若い世代の結婚・子育て等に関する希望を実現する

○地域の子育て支援の仕組みを充実させることで、若い世代が希望する結婚や妊娠、出産、子育てを支える施策を推進する。

視点③ 地域の担い手を確保し、時代にあった地域づくりを進める

○地域の担い手を確保し、時代にあった地域づくりを進め、中山間地域や集落における小さな拠点の整備等により、住み慣れた地域で暮らし続けるための施策を推進する。

III 広域連携都市機能等

1 位置・交通条件

本市は、高知県の東北部に位置し、四国山地から高知平野に至り、南国市、香南市、安芸市、大豊町、本山町、徳島県三好市、那賀町に接しています。

高知龍馬空港から車で15分、鉄道ではJR高知駅から特急で15分、岡山から2時間20分、高速道路の南国インターチェンジから15分の距離にあり、また、平成25年に国道195号バイパス（あけぼの街道）山田－高知間が全通開通し、利便性が向上しました。

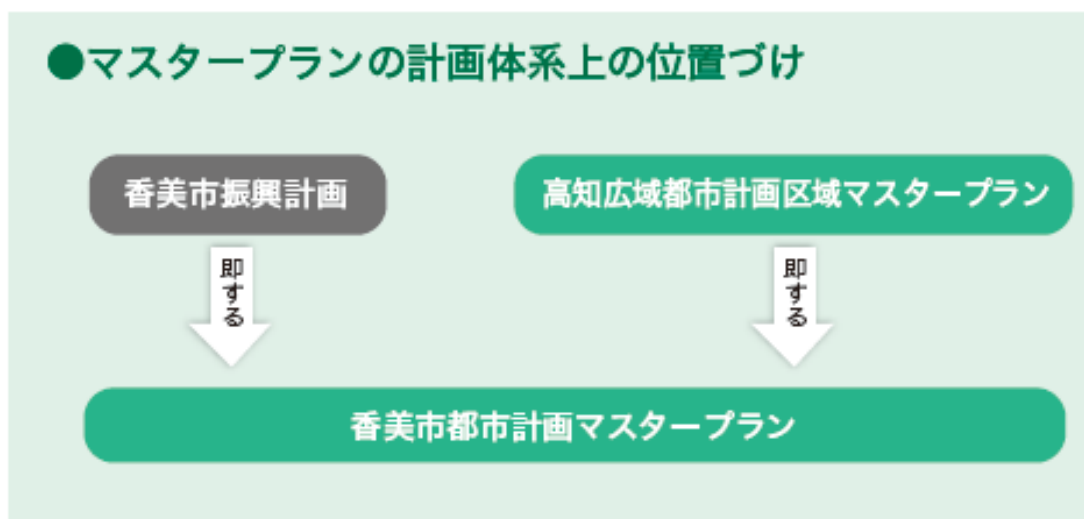
市内の道路は、物部川に沿って市域を貫く国道195号を軸に、県道龍河洞公園線、日ノ御子土佐山田線、久保大宮線などがあります。

公共交通機関としては、JR土讃線のほかにJR四国バス、とさでん交通、市営バスがあります。



（１）高知広域都市計画

本市は、昭和45年に高知広域都市計画区域（高知市、南国市、土佐山田町、いの町）で広域計画を策定して計画的な都市整備を進めてきました。市街化区域においては上下水道の整備や、あけぼの街道の開設、都市計画道路の整備など計画的な都市整備、調整区域においては圃場整備や簡易水道施設の整備を進めてきました。今後も高知広域都市計画区域マスタープランや、本市で作成するマスタープラン等に基づき、安全、快適で住みやすい都市を実現します。



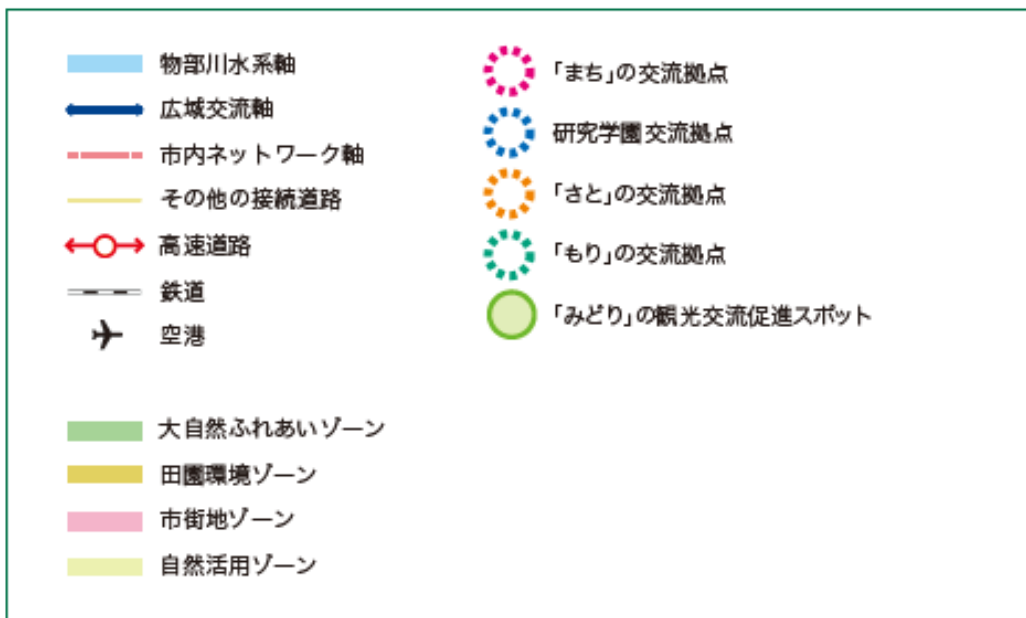
（２）連携中枢都市圏

本市は、平成22年に高知市、南国市、香南市とともに定住自立圏を設定し、観光など広域による行政を進めてきましたが、人口減少・少子高齢化社会において活力ある社会経済を維持するために、高知市を中心市に、県下全域を対象とした連携中枢都市圏を形成することになりました。本市も今後連携中枢都市圏の一員として行政サービスの充実や定住人口の維持を実現します。

IV 市内都市機能

土地利用の骨格となる「交流拠点の形成」、「交流軸の整備と充実」、「交流ゾーン」を設定し将来都市像を実現するための土地利用を展開します。

●市内都市機能構想図



1 交流拠点の形成

(1) 「まち」の交流拠点 ～市役所、JR土佐山田駅周辺～

市役所、JR土佐山田駅、中央公民館、プラザ八王子、商店街及び国道195号、あけぼの街道などは、魅力的な中枢・交流拠点として充実を図ります。

特に、JR土佐山田駅及び周辺は表玄関機能を担い魅力ある「まち」として整備を推進します。

(2) 研究学園交流拠点 ～高知テクノパーク、高知工科大学周辺～

知的財産・人材育成エリアの拠点として、企業誘致を進めるとともに、本市の教育や地域産業の可能性を伸ばす研究拠点として機能の充実を図ります。また、教育機関と田園環境が調和した地域の特性を活かしながら、新しいまちの顔を育む交流拠点として充実を図ります。

(3) 「さと」の交流拠点 ～香北支所、物部支所周辺～

香北・物部支所周辺は、防災拠点として、また、中山間地域の生活と交流を支えるエリアとして充実を図ります。

・香北支所及びアン・パンマンミュージアム周辺は、ピースフルセレネ、健康センターセレネ、詩とメルヘン絵本館や大川上美良布神社、香北の自然公園、美良布商店街等を活かし、コミュニティ活動、文化、観光の交流拠点として充実を図ります。

・物部支所及び奥物部ふるさと物産館周辺は、ライダーズイン奥物部、奥物部美術館、奥物部湖等を活かして山村文化や森林、水辺の豊かさが身近にふれあえる交流拠点として充実を図ります。

(4) 「もり」の交流拠点 ～べふ峡温泉周辺～

べふ峡温泉周辺は、体験実習館やキャンプ場等、体験、自然観光の拠点として充実を図ります。



2 交流軸の整備と充実

(1) 物部川水系軸 ～市内を貫く物部川周辺～

自然とのふれあいや様々な交流を育む場所として、物部川とその周辺は、自然とのふれあいや様々な交流を育む場所として、水辺や森林に親しめる環境づくり、景観形成を目指します。

(2) 広域交流軸 ～国道 32 号周辺、国道 195 号周辺～

国道32号、国道195号を他都市と結ぶ基幹交流軸として位置づけ、沿道の景観形成、案内機能や休憩スポット等の充実を図ります。

(3) 市内ネットワーク軸 ～市内各地域を結ぶ県道等～

広域活動軸を補完し、市内各地域間の交流・連携強化、市内の多様な地域資源のネットワークとして県道、都市計画道路等の周辺を位置づけ、整備充実を図ります。

3 交流ゾーン

(1) 大自然ふれあいゾーン ～国定公園、県立自然公園の区域～

県内屈指の自然を誇る剣山国定公園、奥物部県立自然公園及び龍河洞県立自然公園を大自然ふれあいゾーンと位置づけ、豊かな自然の保全と施設等の整備の充実を図ります。

(2) 田園環境ゾーン ～優良農地及び隣接する集落周辺～

優良農地は食料生産のほか防災、景観、レクリエーションによる交流・学習の場として多面的機能を有しており、隣接する集落とともに環境の充実を図ります。

(3) 市街地ゾーン ～市街化区域及び市役所・支所中心の市街地～

市街化区域及び市役所・支所中心の市街地については、本市の拠点となる区域として、宅地の整備、都市基盤の充実とともに防災拠点としての強化を図ります。

(4) 自然活用ゾーン ～上記以外の山林、農地等～

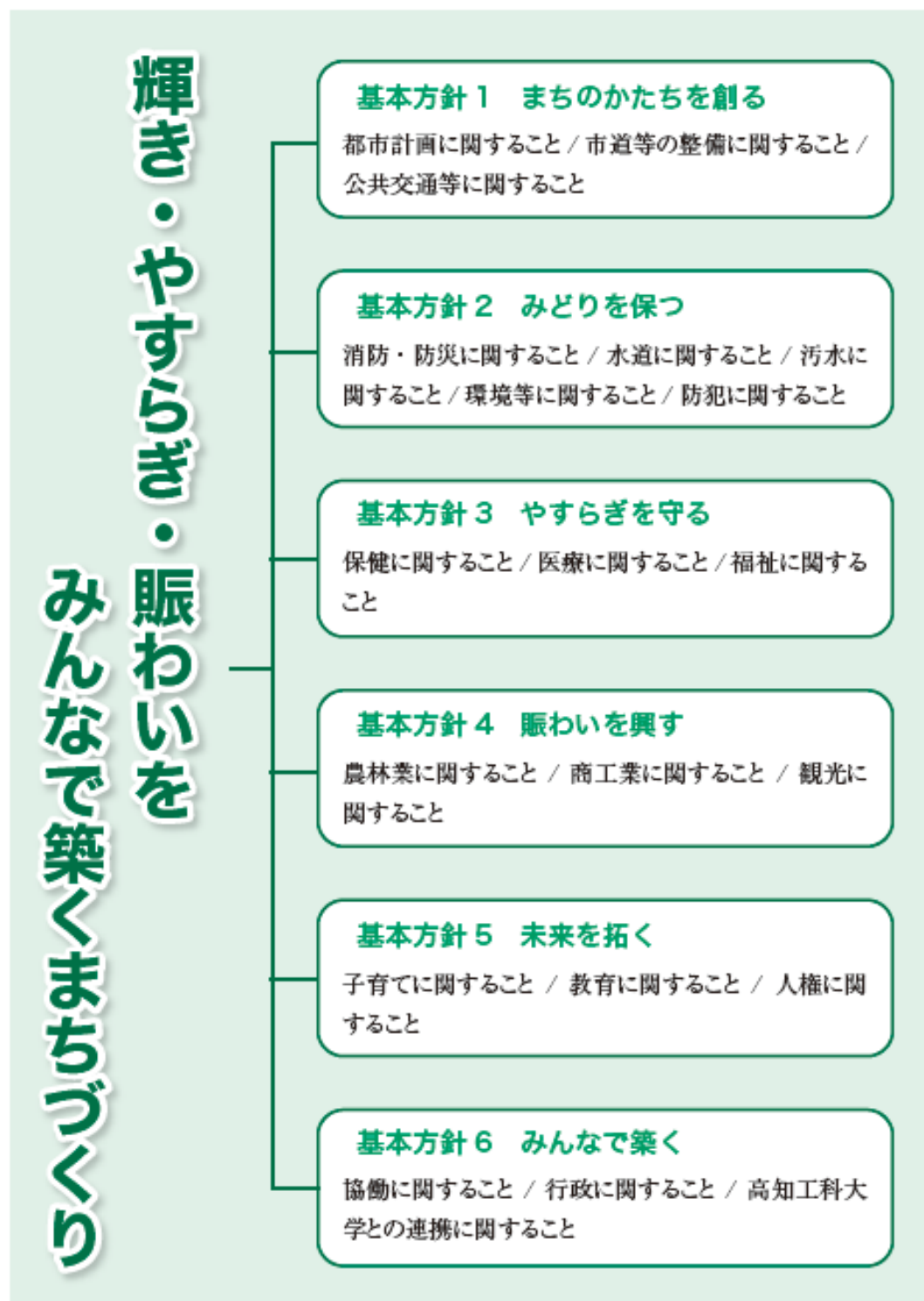
上記以外の山林、農地等についても、レクリエーションや防災機能など公益的機能の発揮を図るため整備を推進します。

第3章

基本方針と政策

I 基本方針

将来都市像に基づいた将来人口等の目標を実現するために、基本方針を次のとおり設定します。



II 基本方針ごとの政策と施策

将来目標を実現し基本方針毎の施策の展開方向は次のとおりです。

基本方針 1 まちのかたちを創る

将来都市像の実現に向けて、美しい山や川、街(市街地)、里(集落)の良さを活かしながら、市域全体のバランスの取れた発展を目指すためには、効果的な土地利用を計画的に進めることが重要です。定住と交流を支える魅力的な市街地や集落の整備、交流(交通・情報)基盤の整備を推進します。

政策 1 計画的な土地利用の推進

将来都市像の実現に向けた計画的な土地利用の推進 / 広い市域のマネジメント体制の構築

政策 2 市街地や集落の整備

賑わいのある市街地の整備 / 暮らしやすい集落環境の整備 / 多様な住宅等の供給

政策 3 交流・生活基盤の整備

基幹交通路の整備 / 暮らしを支える道路網の整備
公共交通手段の維持・充実 / 交通ターミナル機能等の充実
地域情報化の推進

政策 4 都市イメージの形成

香美市らしい景観形成

基本方針 2 みどりを保つ

本市の豊かな自然は市民の誇りです。災害に強く、快適で安心安全な生活環境の向上を目指すとともに、自然資源の保全・活用、環境衛生対策等を総合的に推進します。

また、30年以内に70パーセントの確立で発生が想定されている南海トラフでの巨大地震に向けて、減災、防災対策を全市を挙げて取り組みを進めます。

政策 5 安全・安心なまちづくり

災害対策の充実 / 消防・救急体制の充実 / 地域防災体制の確立
交通安全・防犯対策の充実

政策 6 自然資源の保全と活用の推進

自然資源の保全 / 自然環境の多様な魅力の活用

政策 7 水資源の安定的な確保と利用

政策 8 自然と共生する地域づくりの推進

汚水対策の推進と河川の水質保全 / ごみ、し尿の適正な処理
地球環境保全の推進

基本方針3 やすらぎを守る

本市の特続的な発展は、市民がいつまでも、安心して自分らしい生活を継続できるまちづくりと密接な関係にあります。市民の主体的な健康づくりを基本とし、保健・医療・福祉サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いを促進し、誰にとってもやさしく、住み良いまちづくりを目指します。

政策9

支えあいのまちづくり

長寿社会を支える体制づくり/ 地域福祉の推進

みんなにやさしいまちづくりの推進

政策10

保健、医療の充実

健康づくりの支援 / 医療体制の充実

政策11

高齢者福祉の充実

介護予防の推進 / 安心介護の推進 / 地域ぐるみの支え合い体制の充実

政策12

障害者福祉の充実

基本方針4 賑わいを興す

本市の賑わいの創出には、地域に根ざした産業の振興と、交流によるまちづくりが必須です。農林業をはじめ、地場産業の一層の充実を図るとともに、シティセールス* や観光振興の展開、雇用機会の確保、買い物環境の充実等、住む人、訪れる人に魅力的な活力あるまちづくりを進めます。

政策13

交流によるまちづくりの推進

シティセールスの推進 / 多様な地域間交流の推進

政策14

農林業の振興

特産物のブランド維持向上と多様な販路確保 / 農業の担い手・後継者の確保と育成
農業基盤等の充実 / 林業の振興 / 第一次産業の多面的な振興

政策15

商工業の振興

地場産業 ** の振興 / 商店街の活性化 / 新たな商工業の発展機会の創出

政策16

観光の振興

観光魅力の発掘・再生・創造/ 観光交流の受け皿づくり/ 観光情報の充実

政策17

地域産業 *** の振興と就業機会確保の総合的な推進

各産業の連携による地域産業の魅力の増進

多様な就業機会の確保

(注)シティセールス*: まちの魅力等を外部に効果的にアピールすることで、人、企業、モノ、情報、資金等をまちに取り込んでいく活動のこと。都市ブランド形成等とも密接。

地場産業**: 地域の自然、文化、人、社会等に立脚し、これらを資源として地域に根付いてきた、又は、根付いていく産業。ここでは、地域の自然・文化資源や農林産品を活用して特産品等をつくる製造業のことをいいます。

地域産業***: ここでは、農林業、地場産業、新しい商工業等を含む市内の産業全体のことをいいます。

基本方針5 未来を拓く

本市の未来展望には、子どもたちの健やかな育ちが必須です。

子育て支援対策の充実を図り、自然や文化、教育・文化施設の多い環境を十二分に活かし、未来を拓く子どもを育むまちづくりを進めます。また、全ての市民が参加しやすい生涯学習・生涯スポーツの環境づくりはもとより、伝統を守り、未来を描く地域文化の創造を目指します。

政策18 子育て支援の充実

保育サービスの充実 / 総合的な子育て支援体制の確立

政策19 未来を拓く子どもの育成

豊かな教育を支える環境の充実 / 個性を活かした就学前教育・学校教育の充実
青少年を育む地域づくり

政策20 心豊かな生涯学習・生涯スポーツ活動の振興

生涯学習活動の魅力向上 / 生涯スポーツ活動
の魅力向上気軽に参加できる環境の充実

政策21 人権尊重の地域づくりの推進

人権教育・啓発等の推進 / 男女共同参画社会に向けた体制の確立

政策22 地域文化の保護・継承と創造

文化財保護の推進 / 伝統文化の継承、育成 / 芸術・芸能・文化等
の振興

基本方針6 みんなで築く

効率的かつ柔軟・有効な行財政運営とともに、市民の参画による行政と市民の協働を推進し、市民主体の地域づくりを支援し、市民と共に歩むまちづくりを推進します。

また、最先端の科学技術の教育・研究機関である高知工科大学と教育や産業等において連携し、大学のある街として魅力を高め、地域振興を図ります。

政策23 合理的、効率的行財政運営の推進

合理的、効率的な行政サービスの推進 / 広域行政の推進

政策24 行政職員の資質向上と適正配置

行政職員の資質向上 / 適正な職員配置の推進

政策25 市民と共に歩むまちづくりの推進

市民の参画機会の充実 / 地域や市民が主体となったまちづくり活動への支援

政策26 高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進

地域交流拠点としての充実 / 地域産業振興の連携 / 教育機会での連携

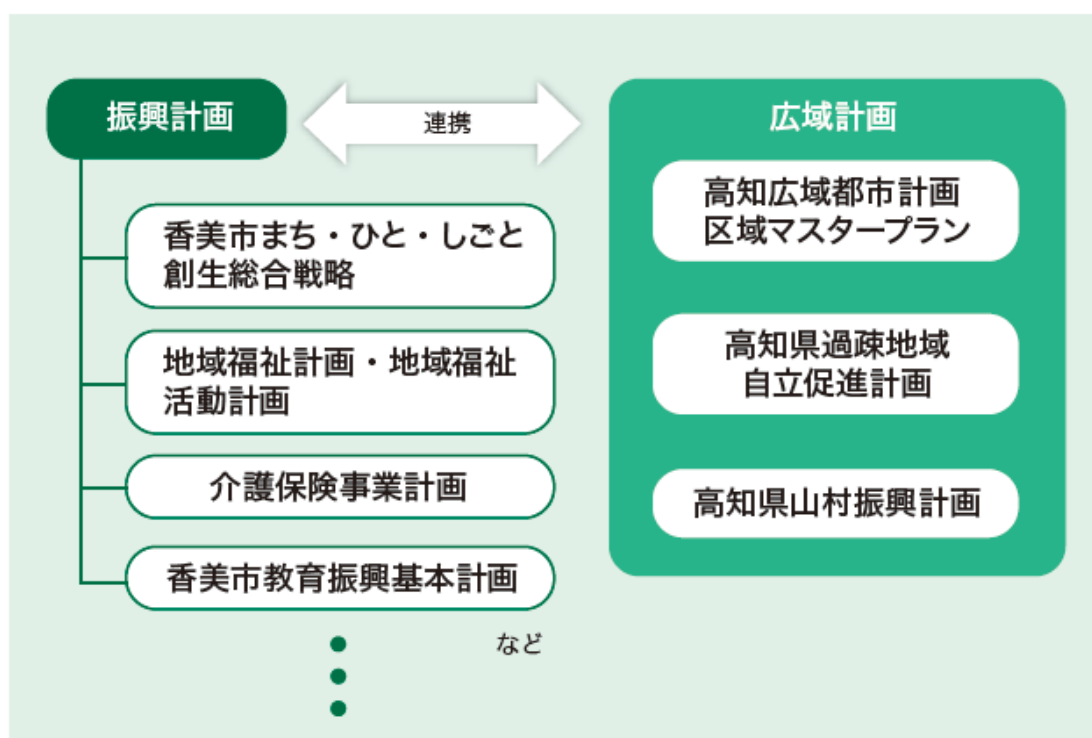
III 施策の体系図

基本方針ごとの、政策、施策は次のとおりです。

基本方針	政策	施策
1. まちのかたちを創る	1. 計画的な土地利用の推進	1. 将来都市像の実現に向けた計画的な土地利用の推進
		2. 広い市域のマネジメント体制の構築
	2. 市街地や集落の整備	3. 賑わいのある市街地の整備
		4. 暮らしやすい集落環境の整備
		5. 多様な住宅等の供給
	3. 交流・生活基盤の整備	6. 基幹交通路の整備
		7. 暮らしを支える道路網の整備
		8. 公共交通手段の維持・充実
		9. 交通ターミナルの整備と活用
		10. 情報通信インフラの整備と活用
	4. 都市イメージの形成	11. 香美市らしい景観形成
2. みどりを保つ	5. 安全・安心なまちづくり	12. 災害対策の充実
		13. 消防・救急体制の充実
		14. 地域防災体制の確立
		15. 交通安全・防犯対策の充実
	6. 自然資源の保全と活用の推進	16. 自然資源の保全
		17. 自然環境の多様な魅力の活用
	7. 水資源の安定的な確保と利用	18. 水資源の安定的な確保と利用
		19. 汚水対策の推進と河川の水質保全
3. やすらぎを守る	8. 自然と共生する地域づくりの推進	20. ごみ、し尿の適正な処理
		21. 地球環境保全の推進
	9. 支えあいのまちづくり	22. 長寿社会を支える体制づくり
		23. 地域福祉の推進
		24. みんなにやさしいまちづくりの推進
	10. 保健、医療の充実	25. 健康づくりの支援
		26. 医療体制の充実
	11. 高齢者福祉の充実	27. 介護予防の推進
		28. 安心介護の推進
4. 賑わいを興す	12. 障害者福祉の充実	29. 地域ぐるみの支え合い体制の充実
		30. 障害者福祉の充実
	13. 交流によるまちづくりの推進	31. シティセールスの推進
		32. 多様な地域間交流の推進
	14. 農林業の振興	33. 特産物のブランド維持向上と多様な販路確保
		34. 農業の担い手・後継者の確保と育成
		35. 農業基盤等の充実
		36. 林業の振興
		37. 第一次産業の多面的な振興
	15. 商工業の振興	38. 地場産業の振興
		39. 商店街の活性化
		40. 新たな商工業の発展機会の創出
	16. 観光の振興	41. 観光魅力の発掘・再生・創造
		42. 観光交流の受け皿づくり
		43. 観光情報の充実
	17. 地域産業の振興と就業機会確保の総合的な推進	44. 各産業の連携による地域産業の魅力の増進
		45. 多様な就業機会の確保

基本方針	政策	施策
5. 未来を拓く	18. 子育て支援の充実	46. 保育サービスの充実
		47. 総合的な子育て支援体制の確立
	19. 未来を拓く子どもの育成	48. 豊かな教育を支える環境の充実
		49. 個性を活かした就学前教育・学校教育の充実
		50. 青少年を育む地域づくり
	20. 心豊かな生涯学習・生涯スポーツ活動の振興	51. 生涯学習活動の魅力向上
		52. 生涯スポーツ活動の魅力向上
		53. 気軽に参加できる環境の充実
	21. 人権尊重の地域づくりの推進	54. 人権教育・啓発等の推進
		55. 男女共同参画社会に向けた体制の確立
6. みんなで築く	22. 地域文化の保護・継承と創造	56. 文化財保護の推進
		57. 伝統文化の継承・育成
	23. 合理的、効率的行財政運営の推進	58. 芸術・芸能・文化等の振興
		59. 合理的、効率的な行政サービスの推進
	24. 行政職員の資質向上と適正配置	60. 広域行政の推進
		61. 行政職員の資質向上
	25. 市民と共に歩むまちづくりの推進	62. 適正な職員配置の推進
		63. 市民の参画機会の拡充
	26. 高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進	64. 地域や市民が主体となったまちづくり活動への支援
		65. 地域交流拠点としての充実
		66. 地域産業振興の連携
		67. 教育機会での連携

本計画は、本市の最上位の計画であり、県の「高知広域都市計画区域マスタープラン」「高知県過疎地域自立促進計画」「高知県山村振興計画」などの広域計画と整合・連携するものです。



第 3 部

基本計画

基本方針 1	まちのかたちを創る……………	38
基本方針 2	みどりを保つ……………	51
基本方針 3	やすらぎを守る……………	62
基本方針 4	賑わいを興す……………	77
基本方針 5	未来を拓く……………	95
基本方針 6	みんなで築く……………	112

基本方針 1

まちのかたちを創る

将来都市像の実現に向けて、美しい山や川、街（市街地）、里（集落）等の、今有る良さを活かしながら、市域全体でバランスのとれた進化を目指すためには、地域ごとの特性を活かした土地利用を、戦略的に進める必要があります。

定住や交流を促す市街地の形成や集落環境の整備、交流を支える交通・情報基盤の整備を積極的に推進します。

政策 1 計画的な土地利用の推進

施策1 将来都市像の実現に向けた計画的な土地利用の推進

現状と課題

本市には、街（市街地）、里（集落）、工業団地、観光地等が広い市域に点在しています。

「進化する自然共生文化都市」の実現に向けて、地域ごとの特性や機能を活かしながら、先進的でバランスのとれた土地利用を図っていく必要があります。

人口の減少や高齢化が進む中、共に支えあい進化する自然共生文化都市を目指すためには、美しく豊かな自然環境を保ちながら、資源や立地条件等を活かした、定住・交流人口の増加、産業が育ち、継続できるよう土地利用を図ることも必要です。

基本的方向

将来都市像の実現に向け「基本構想」で掲げた「都市機能」の実現を目指します。

高知広域都市計画区域マスタープランの区域区分を維持しつつも、市街化調整区域の土地利用については、地域の実情に合った規制緩和を検討します。

既存の市街地は、本市の賑わいを象徴する「定住・交流促進重点エリア」として整備し、定住促進を図ります。

その他の地域についても、既存の集落や観光地等の特性を活かし、地域住民の意向を踏まえて、重点的に定住・交流を促進するエリアを形成し、定住促進を図ります。

産官学民金労言等の協働のもと、地域の自然や既存の土地利用との調和に配慮しながら、市街地形成や産業立地等を模索する等、新しいまちづくり手法の導入を図り、将来都市像の実現を目指します。

施策の内容

(1)土地利用構想の円滑な推進

基本的方向に掲げた土地利用構想の推進を図るとともに、関係する計画の広報に努めます。

(2)新しいまちづくり手法の導入

産官学民金労言等の協働のもと、地域の自然や既存の土地利用との調和に配慮しながら、市街地形成や産業立地等を計画的に推進します。

施策 2 広い市域のマネジメント体制の構築

現状と課題

本市は、県面積の7.6%に及ぶ537.86k㎡の広い市域を有しています。

将来都市像の実現に向けては、市域全体にわたって「基本構想」や「都市計画マスタープラン」に即したマネジメントを行い、地域の環境（自然、文化、生活、産業）と調和のとれた計画的な土地利用を図る必要があります。

基本的方向

市域の現状把握のためにも、地籍調査を継続し、課税の基礎情報を整備するとともに、土地利用の実態把握に努めます。

国・県の機関、市内の主要団体、学校、市民等と連携しながら、各地域の自然、文化、生活環境、産業活動等にかかわる様々な情報を収集し、地域の現状や課題の把握に努めるとともに、地域環境等をマネジメントしていくためのネットワークづくりを進めます。

収集した地域情報は、まちづくりのための基礎情報として整理し、公開します。

施策の内容

(1)地籍調査

地籍調査を継続し、着実に推進します。

(2)地域環境等のマネジメント体制の確立

市役所や支所、その他の主要な公共施設を、地域マネジメント拠点として、市民参加により自然、文化、生活環境、産業活動等、地域の様々な情報を収集・整理し、公開するとともに、地域の安全管理、健康管理、地域課題の解決のためのネットワークづくりを進めます。

政策２ 市街地や集落の整備

施策 ３ 賑わいのある市街地の整備

現状と課題

土佐山田町、香北町、物部町の街（市街地）では、活性化に向けた事業やイベント等が行われていますが、空き店舗の増加による商業機能の衰退や、人口減少等による空き家の増加等がみられ、賑わいの消失が危惧されています。

また、土佐山田町の市街化区域においては、南海トラフ地震の発災予測を受け、事業所の立地や住宅建設が増えている傾向にあります。これまで人口増加していた市街化区域内の人口は停滞傾向にあります。

今後は、全体計画の中で期待されているそれぞれの街（市街地）の位置づけをもとに、より積極的な空き店舗・空き家対策を実施し、賑わいのある街（市街地）の整備に取り組む必要があります。

基本的方向

土佐山田町の市街地は、本市の表玄関として、交通アクセスの優位性を活かし、観光、商業、歴史、文化、交流機能等の充実を図るとともに、ＪＲ土佐山田駅を中心とした都市基盤の整備を進め、宅地や住宅等の円滑な供給を促します。

香北町、物部町の街は、地域住民の生活を支える生活圏の中心として利便性の向上を図るとともに、地域資源を活かした観光や文化的な交流等の活性化を図ります。

また、それぞれの街（市街地）では、空き店舗や空き家等、既存施設の有効活用を図ることで利便性を高め、まち全体の暮らしやすさの向上を図るとともに、道路や公的施設のユニバーサルデザイン化*を進め、誰もが活動しやすく、安心して集える、賑わいのあるまちを目指します。

施策の内容

(1)土佐山田町の市街地の整備

土佐山田町の市街地は、本市の表玄関として、商業やサービス業への支援事業を行うとともに、観光・歴史・文化・交流機能等の充実を図りながら、シェアオフィス、IT関連や高齢者福祉等、新事業の立地等も視野に整備を進めます。

また、市街化区域では、都市基盤の整備を進め、求心力の向上を図ります。

(2)香北町・物部町の街の整備

香北町、物部町の街は、地域住民の生活を支える生活圏の中心として利便性の向上を図るとともに、地域の観光・文化資源を核とした交流機能の強化にも取り組みます。

(3)みんなにやさしいまちづくりの推進

それぞれの街（市街地）では、道路や公共施設のユニバーサルデザイン化を進め、誰もが活動しやすく、安心して集える、賑わいのあるまちを目指し、整備を進めます。

(注) ユニバーサルデザイン化*:年齢、文化、言語の違い、障害の有無を問わずに利用することができる施設・製品・情報・サービス等の設計のことをいいます。本計画では、道路の段差解消等、高齢者や障害者が障壁を感じないようにする「バリアフリー化」の概念を含むものとして捉えています。



施策 4 暮らしやすい集落環境の整備

現状と課題

市民アンケートの結果では、現住地に「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」と答えた市民が約86%で、定住意向の高さが示されていますが、少子高齢化が進行しています。

20歳から29歳の男女の流出が多く、中山間地域では、コミュニティの維持が困難となっている集落があります。

一方で、本市には、市街地から中山間地域まで、多様な住環境があることから、移住希望者は増加傾向にあります。

地域の子育て世帯や高齢世帯からは、日常の買い物環境や医療施設の充実、公共交通の利便性の向上を求める声が多く寄せられています。

基本的方向

地域に魅力を感じて移住してきた新たな市民と、地域で生まれ育った若者世代が交流することにより、お互いに地域の魅力を再認識していただくことで生涯にわたり地域に貢献できる人材育成を図ります。

また、地産地消を促すため産業と商店街の活性化を図り、併せて医師の確保など地域医療の充実を図ります。

そして、地域と商店や医療をつなぐため、地域のニーズに応じた細やかな公共交通網の整備を図るため、旅客自動車運送業者（タクシー業、路線バス等）と連携を図ります。加えて、都市公園の整備や待機児童ゼロを継続するなど、子育て環境の更なる充実により本市の魅力を向上し移住定住人口の増加を図ります。

施策の内容

(1) 地域活動を支える集会所等の整備と活動支援

地域コミュニティの核となる、公会堂、集会所等の整備や地域住民の交流、公益的な活動を支援します。

(2) 公園・緑地の整備と管理

子どもたちの安全な遊び場、地域活動や健康づくりや地域の個性を表現する場として公園・緑地の整備を図るとともに、適切な管理に努めます。秦山公園など、利用度の高い公園では、計画的な遊具の点検、メンテナンス等を行い、万全な管理に努めます。

(3) 転入・移住者等の受入れ体制の整備

転入・移住希望者に対しては「香美市移住定住交流センター」「香美市移住定住推進協議会」の機能を最大限に活用し、移住・定住を促進するとともに、転入・移住者等と集落とをつなぐサポート体制についても強化を図ります。

(4) 協働による公共空間の管理

暮らしやすいまちづくりには、幅広い市民参加が欠かせません。公園・緑地・道路・河川等を安全で美しく保つために、市民との協働による公共空間の管理のあり方を検討します。

施策 5 多様な住宅等の供給

現状と課題

少子高齢化による人口減少により、市内全域では空き家が増加しています。

一方で、東日本大震災以降、安心安全な子育て環境や、様々なライフスタイルを求める移住希望者が、世代を問わず増加しています。

こうした移住希望者に対し、それぞれに応じた環境・住まい・仕事に関する情報提供や、支援策等が求められています。

市営住宅については、老朽化した住宅の改修や解体など、財政等の状況を勘案しながら検討していく必要があります。

基本的方向

各地域の住宅需給バランスを見極めながら、市営住宅の必要性を検討し（ユニバーサルデザイン化への対応も含む）住宅・宅地の適正な供給を図ります。

また、市内全域で空き家が増加していることから、空き家となった住宅は、空き家バンクへの登録を促し、移住・定住促進に活用します。また、豊富な森林資源の活用を目的とした補助事業により、市産木材を利用した住宅建築の促進を図ります。

施策の内容

(1)市営住宅の改修

香美市公営住宅等長寿命化計画に沿って、老朽化した住宅の改修を進めます。

(2)ニーズに合った住宅の供給

市民や不動産業者との連携により、空き家情報等の整備を図ります。転入・移住希望者に対しては、「香美市移住定住交流センター」、「香美市移住定住推進協議会」の機能を最大限に活用するとともに、窓口を確保して各種相談に応じるなど、ニーズに合った住宅の供給に努めます。

また、空き家バンクに登録され、補助要件を満たす物件については、その改修等について支援します。

(3)市産木材の利用促進

市産木材を利用した住宅建築や増改築の促進を図ります。

政策3 交流・生活基盤の整備

施策6 基幹交通路の整備

現状と課題

本市を貫く国道195号は、物部川沿いに東西に走り、西は高知市方面と東は徳島県の阿南市方面とを結ぶ広域幹線道路として機能しています。

県道は、高速道路や高知龍馬空港からのアクセス道路として、また、市内外の各地域を結ぶネットワーク軸として重要な役割を果たしており、集落の定住環境の確保に不可欠な幹線道路となっています。また中心市街地内の円滑な交通流*を確保するために補助幹線道路も位置づけています。

しかし、これらの幹線道路においては、利便性や災害対策上から改良を要する区間や、渋滞の解消を図るべき区間があり、計画的な整備・補修・改修を行うとともに、歩道の整備等、人にやさしい道づくりを進めることも必要です。

基本的方向

国道195号は、本市を一体的に結ぶ広域交流軸であり、災害発生時や緊急時においても最も重要な道路です。このことから、国や県等、関係機関との調整を密に行いながら、必要な整備を進めます。また、中心市街地の渋滞解消や救急・緊急車両等のアクセス経路の確保等の観点からも、市街地周辺の円滑な交通を促す環境整備に向けて、国道195号（あけぼの街道）の延伸部分となる山田バイパスの早期整備を目指します。

県道は、市内と周辺地域との地域間連携軸として、また、高知龍馬空港や高速道路のインターチェンジ等とのネットワーク軸として位置づけ、機能強化を図ります。

また、災害時の対応を想定した複数経路の確保を目的に、物部川右岸の、県道日ノ御子土佐山田線、久保大宮線等の整備・改良を促進します。中心市街地内の補助幹線道路においても円滑な交通流の確保に向けて南北交通**の強化を図ります。

施策の内容

(1) 国道195号の改良の促進等

国道195号（あけぼの街道）の延伸部分となる山田バイパスは地権者や関係機関との調整を密に行いながら、早期整備を目指します。また、国道195号については、自転車等も通行しやすい道路とすることができるよう、その改良について関係機関と協議及び調整を図り、促進に努めます。

(2) 県道日ノ御子土佐山田線・久保大宮線の改良

当該路線は、沿線住民の基幹道であるとともに、災害時の対応を想定した複数経路の確保の観点からも重要な路線です。関係機関と協議及び調整を図りながら、車線の拡幅、視距の改善、法面の補強等、優先順位を付けて計画的な改良を行います。

(3)その他の県道, の改良等

県道は、地域住民の基幹道であるとともに、市内外の各地域を結ぶ重要な道路です。地域や集落の定住環境の確保に不可欠な路線も多いことから、関係機関との調整を図り、その改良を促進します。

(注) 交通流*: 道路上における車両の行動を個々の運動としてではなく、これらの集積である流れとしてとらえたもの。

南北交通**: JR 土讃線を境に南部地域と北部地域の人や物の移動。



施策 7 暮らしを支える道路網の整備

現状と課題

市道は地域住民の暮らしを支える生活道ですが、その改良率は40%未満であり、狭隘道路も多くあります。農道や林道が暮らしを支える生活道として機能している地域では、農道や林道の適切な整備・維持管理体制の構築が必要です。

土佐山田町の市街地では、安全な歩道の確保や、都市計画道路「新町西町線」の早期完成が望まれています。

また、道幅が狭隘な区間は、救急・緊急車両等のアクセス経路・災害発生時の避難ルートの確保といった面からも改良を急ぐ必要があります。

山間部では、道幅が狭隘で、かつ傾斜のある林道や市道が多くあり、救急・緊急車両が通行困難なことから、災害発生時に孤立することが懸念される集落もあります。高齢化の進む地域でも、安心して暮らせる生活環境の実現を目指す観点からも、災害対策を重視した道路整備を急ぐ必要があります。

基本的方向

市道・農道・林道等は、暮らしを支える道路と位置づけ、適切な整備・維持管理を行います。

土佐山田町の市街地では、都市計画道路「新町西町線」の早期完成を目指すとともに、南北交通の強化を図ります。また、救急・緊急時の交通アクセスや災害発生時対応も視野に入れた改良・整備を急ぎます。

山間部では、救急・緊急車両の通行が困難な区間の改良や、災害発生時に孤立が懸念される集落への対応も含め、林道整備計画等を中心に災害に強い道路整備を進めます。

施策の内容

(1)都市計画道路の整備

都市計画道路「新町西町線」の早期完成を目指すとともに、南北交通の強化を図ります。

また、長期において整備されていない道路については役割や必要性について再検討を行います。

(2)市道・農道・林道等の整備と維持管理

市道・農道・林道等は、暮らしを支える道路と位置づけ、狭幅員部や連続した曲線区間の改良を進めるとともに、適切な整備・維持管理を行います。

施策 8 公共交通手段の維持・充実

現状と課題

路線バス等の公共交通は、市民の生活行動の利便や住民福祉の向上はもとより、観光拠点等への周遊の利便の観点からも、その維持・充実が必要です。

しかし、社会状況等の変化に伴い、路線バス事業を営む乗り合いバス事業者の経営は厳しさを増しており、本市では、運行維持が困難となっている路線に対し「香美市生活バス路線運行維持補助金」を交付し、移動手段の確保を図っています。

広い市域で公共交通等の空白地域をなくし、市民の生活行動の利便と住民福祉の向上や、観光拠点への周遊等への利便を持続可能な形で図るためには、「香美市地域交通対策検討委員会」の「香美市営バス事業のあり方に関する提言書」を踏まえた事業の展開を図ることが必要です。

基本的方向

公共交通は市民の生活に密着した交通手段として重要な役割を担っており、運行維持が困難となっている路線に対しては「香美市生活バス路線運行維持補助金」を交付し、移動手段の確保を図ります。

また、「香美市地域交通対策検討委員会」の提言を踏まえた事業展開を図ることで公共交通等の空白地域をなくし、市民の生活行動の利便と住民福祉の向上や、観光拠点等への周遊の利便を持続可能な形で図り、これからの地域における公共交通の役割を明確にします。

施策の内容

(1)公共交通手段の維持・充実

路線バス等の利用促進を図るとともに、運行維持が困難となっている路線に対し「香美市生活バス路線運行維持補助金」を交付し、移動手段の確保を図ります。

このほか、香美市地域公共交通会議で、運行ルートの変更等を必要に応じて検討します。



施策 9 交通ターミナルの整備と活用

現状と課題

J R 土佐山田駅は、鉄道利用者の本市への玄関口であり、「香美市いんふおめーしょん」を設けて観光情報等を発信しています。

また、アンパンマンバスが駐車している時の駅前のバスターミナル付近は、スマートフォンを持った観光客のホットスポットとなっています。

本市の将来都市像の実現に向けては、J R 土佐山田駅とその周辺の、交通ターミナル機能の向上や、円滑な交通環境づくりに努めるとともに、J R 土佐山田駅周辺を、賑わいのある交流拠点として整備し、その賑わいを、商店街や線路を挟んだ南北の市街地にまで広げるための工夫と努力が必要です。

また、その他の駅や路線バスターミナル及び路線・市営バスの停留所等については、安全で円滑な移動等に向けた適切な整備・管理が必要です。

基本的方向

J R 土佐山田駅周辺を、本市の玄関口機能を担う、賑わいのある交流拠点として整備するとともに、「香美市いんふおめーしょん」を活用した情報発信に努めます。

また、商店街への人の流れの確保に向けて、都市計画道路「新町西町線」の完成を目指すとともに、地域資源を活用した、賑わいのある市街地整備を進めます。

その他の駅や路線バスターミナル及び路線・市営バス停留所等については、安全で円滑な移動等に向けた適切な整備・管理に努めます。

施策の内容

(1)交通ターミナルの整備と活用

J R 土佐山田駅とその周辺は、交通結節点*として列車とバス・タクシー等の円滑な乗換え環境を整備するとともに、市民や観光客の行き交う賑わいのある交流拠点として整備しながら、地域資源を活用した賑わいのある市街地整備につなげます。

(2)交通ターミナル等の整備と管理

その他の駅や路線バスターミナル及び路線・市営バス停留所等については、安全で円滑な移動等に向けた適切な整備・管理に努めます。

(注) 交通結節点*:鉄道やバス、タクシー等の複数の交通機関が集まり、相互乗換えや連絡等が円滑に行える場所のこと。

施策 10 情報通信インフラ* 整備と活用

現状と課題

新型コロナウイルス感染症対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指す、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション**（DX）が求められています。

本市の将来都市像の実現には、様々な情報通信インフラの整備と活用が欠かせません。

本市では、行政や教育、公共施設等で情報化時代に対応した体制づくりを進めるとともに、情報通信インフラの活用を行っています。

しかし、本市ではインフラ整備が不十分な地域が残されており、住民福祉の向上や移住・定住環境整備の観点からも整備を行っています。

基本的方向

情報通信インフラはデジタル社会における情報通信技術の活用的前提となるものであることから、その整備・維持・充実を図ります。

施策の内容

(1)情報通信インフラの整備と活用

地域の特性に応じた情報通信インフラの整備を進めるとともに、それらを活用した行政サービスの拡充を図ります。

(2)デジタル技術の活用

インターネット等を活用して、市民と行政との情報の共有化を図ります。

また、スマートフォンなどを利用していない方に対し、スマートフォン教室を開催するなど、情報リテラシーの向上に向けた取組を推進します。

（注）情報通信インフラ*：インフラはインフラストラクチャーの略で、社会の基盤となる設備のこと。ここでは、電話回線や通信回線（光ファイバー等）などの通信網やデジタル放送も含み、情報通信と捉えています。

デジタル・トランスフォーメーション**：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

政策4 都市イメージの形成

施策 11 香美市らしい景観形成

現状と課題

本市では、昔ながらの美しい街や里の景観が残り、物部川が流れる緑の景観をベースに、あじさいロード（国道 195 号の香北・物部地区の一部区間）、アンパンマンロード（香北の商店街）といった個性ある景観があります。

しかし、都市としてのイメージ形成につながるような景観形成は、これからの課題となっています。

基本的方向

市民が誇りに思い、誰もがあこがれるようなまちづくりの一環として、香美市ならではの自然と文化を活かした快適で魅力的な景観づくりを進めます。

物部川及び国道 195 号は、広域交流軸として、地域の理解と参加を得ながら美しい景観形成を進めます。

駅や商店街は、来訪者を迎え入れる玄関にふさわしい景観整備を進めます。また、本市の個性と魅力を伝える景観スポットの形成と紹介に努めます。今後、市街地内の都市計画道路の整備については、歩行空間の確保を務めシンボルロードとして景観に配慮した道路整備を進めます。

施策の内容

(1)本市のシンボルとなるイメージ景観の整備

国道 195 号の沿道は、季節を通じて花が楽しめる景観を整備していくとともに、物部川の景観を楽しむ休憩スポットの整備等、市民との協働で取り組みます。JR土佐山田駅周辺は市の玄関口として位置づけ、香美市らしい景観形成を図る等、高品位な都市の顔づくりを進めます。

また、都市計画道路「新町西町線」はシンボルロードとして景観に配慮した整備を進めます。

(2)地域の個性を表現する景観の整備

その他の幹線道路、商店街とともに、地域の宝である物部川流域の名所、旧跡等、地域の特性を活かし、地域住民の参画を得ながら整備を進め、住む人、訪れる人に魅力的な景観及び交流空間としていきます。

基本方針 2

みどりを保つ

みどりの環境（山、川、森の自然等）は、市民の誇りです。

災害に強く快適な生活環境の向上とともに、環境保全への貢献を目指し、自然資源の保全・活用を総合的に推進します。

政策5 安全・安心なまちづくり

施策 12 災害対策の充実

現状と課題

災害は、規模が大きいほど、まさに“忘れた頃”に訪れ、経済的・社会的な被害を与えるだけでなく、時には、尊い人命をも奪います。

本市は、日本でも有数の多雨地帯で、前線、台風時の降水量は特に多い上、近年は、気候変動の影響等により水災害、土砂災害が多発しています。また、南海トラフ地震が遠くない将来に発生する可能性が高まっている現状において、大規模な自然災害への対策が喫緊の課題となっています。

基本的方向

防災は、我々の生命、身体、財産等を災害から保護するための、行政上最も重要な政策です。災害の発生を完全に防ぐことはできませんが、できるだけその被害を軽減していくことは可能です。そのためには、災害の度に長期間をかけて復旧復興を図るといった事後対策を繰り返すことなく、平時から大規模な自然災害に対する備えを行うことが重要です。

災害による直接死を最大限防ぐために、耐震化等のハード整備に加えて、ソフト対策を組み合わせることにより、防災・減災対策を効果的に推進します。

施策の内容

(1)河川の危険区域や土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の改善

地域の意見を参考に、危険箇所の改善が進むよう、県とともに効果的な対策を推進します。

(2)公共施設の耐震化

南海トラフ地震に向けて公共施設の耐震強化の必要性和緊急性を把握し、順次対策を講じていきます。

(3)防災行政無線による伝達体制の確立及び維持

防災行政無線（屋外スピーカ）の立地条件により防災情報が十分に伝達されない世帯などに戸別受信機を無償で貸与し、市内全域の住民に対して伝達されるように最大限努めます。また、防災行政無線を常に正常な状態に保ち、何時でも市民に情報を伝達できるように維持管理を徹

底します。

(4)住宅の耐震化等

住宅の倒壊による直接死を最大限に防ぐため、耐震性の低い住宅の耐震化、家具の転倒防止対策、ガラスの飛散の防止対策等を促進します。

(5)避難路の安全確保

老朽住宅やブロック塀等の撤去を進め、避難路の安全確保に努めます。

(6)物資の供給・確保体制の整備

市防災備蓄用倉庫には、備蓄物資・資材等を計画的に整備します。また、食糧品や生活物資などについては、事業所との流通備蓄に関する協定書の締結を推進します。

(7)防災訓練の実施

防災関係機関相互の連携体制を図り、発災時に円滑に対応できるように、防災訓練を実施します。また、当該訓練で確認された課題は、より効果的に対応できるように改善に努めます。

(8)起震車体験学習の実施

児童及び生徒に対する防災教育及び防災訓練の一環として、引き続き県の所有する起震車を利用した地震の揺れの疑似体験学習を実施し、防災意識の向上に努めます。



施策 13 消防・救急体制の充実

現状と課題

消防体制については、消防活動拠点として、平成 27 年に消防本部庁舎、令和 3 年に香北分署が完成していますが、多くの分団屯所は、老朽化により大地震発生時には機能を維持できないおそれがあります。

さらに、消防水利の不足している地域が多くあるほか、大地震発生時には消火栓が使用不能になることが予想されるため、延焼危険の高い住宅密集地等に耐震性貯水槽の整備が必要です。

救急体制については、少子高齢化をはじめとする社会環境の変化に伴い、救急需要は高水準で推移しており、今後も続くことが予想されることから、救急搬送体制の充実強化の必要があります。

基本的方向

分団屯所の改築や耐震性貯水槽等の整備を計画的に進めていきます。また、消防車両、救急車両等を計画的に更新するとともに、消防職・団員の知識・技術向上に向けて、研修等を計画的に実施していきます。

救命率向上を図るため、市民を対象に応急手当の普及啓発に努めます。

複雑多様化する各種災害に対し、消防・救急体制の充実を図り、安心して生活できるまちづくりを、市民とともに目指していきます。

施策の内容

(1)消防庁舎及び分団屯所の建設

消防庁舎の計画的な維持管理を行い、老朽化した分団屯所を計画的に更新します。

(2)消防車両、耐震性貯水槽等の整備

消防車両、耐震性貯水槽等を計画的に整備し、消防力の強化を図ります。

(3)消防・救援訓練の実施

消防団や関係機関等と連携した合同の防火・防災訓練や救援訓練、研修会を実施し、地域における消防力及び防災力の向上に努めます。

施策 14 地域防災体制の確立

現状と課題

南海トラフ地震等の大規模災害に対応するためには、「自分の身は自分で守る」という自助の意識や、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守ろう」とする共助の取組が重要です。しかしながら、市の人口の減少・高齢化に伴い、これまで地域の防災力の中核を担ってきた、消防団員の確保が困難になっています。また、自主防災組織においても高齢化や訓練参加者の固定化等により、一部では活動が停滞している状況がみられるため、これまでに訓練への参加が少なくなった層も参加できるような取組が求められています。

基本的方向

消防団の充実強化、自主防災組織の設立・活動の支援などを進め、自助・共助の要となる体制を確立し、地域の防災力の向上を図ります。

地域防災力の向上と地域の活性化は、施策の効果において表裏一体の関係にあることから、住民が主体となった要配慮者避難の支援など、防災・減災の取組の促進を通じて、地域の実情に応じたきめ細かなまちづくりを目指します。

施策の内容

(1)消防団の体制整備・消防力の向上

各分団の効率的な出動体制の整備、基本団員の確保と機能別団員、女性団員の入団促進に努め、老朽化した消防団屯所の改築を進めます。また、各種訓練を実施し、消防力の向上を図ります。

(2)自主防災組織の育成

令和2年度末現在、178組織（組織率97.8%）の自主防災組織が結成されており、今後も引き続き組織率100%を目指し、組織に未加入の市民の参加を促します。また、防災訓練、防災士の資格取得、指定避難所等の運営マニュアルの改訂等、自主防災組織の活動に資する支援を行い、地域防災力の向上に努めます。

(3)自主防災組織の防災備蓄体制の強化

自主防災組織と連携を図り、各組織の管理する防災備蓄用倉庫及び防災資機材について整備を進めます。

(4)避難場所等の周知

緊急時の避難場所等の立地条件を見直し、避難場所等の周知を図るとともに、高齢者や障害者等、要配慮者への対応を含め、各地の実情に合った避難体制づくり、災害の規模や危険性を認知させる出前講演会等を実施します。

(5)防災意識の高揚

ハザードマップ等印刷物の配布、広報紙への記事の掲載、講座・講演会の開催等により、防災知識の高揚及び普及に努めます。事業所に対して業務継続計画（BCP）の策定に向け周知を行い、企業防災の推進を図ります。

施策 15 交通安全・防犯対策の充実

現状と課題

本市では、交通安全対策として、歩道の設置や交通安全施設の整備、通学路対策等とともに、街頭指導や交通安全教育等を積極的に進めています。

平成 25 年には広域幹線道路である国道 195 号バイパス（あけぼの街道）山田－高知間が全線開通していますが、中心市街地内の渋滞解消を図るために 195 号の延伸部分となる山田バイパスの早期整備が望まれます。また補助幹線道路である新町西町線の改良により、中心市街地の南北交通の強化が図られ、歩道の整備が進められています。

一方、生活道路においては、歩道が整備されていない箇所があり、自動車と歩行者、自転車が混在しており、交通弱者の安全性が確保できていない状態です。交通安全施策は、こうした環境の変化や、交通弱者等に対応した展開が求められます。

防犯については、本市はこれまで犯罪件数が少ない状況にありましたが、全国的には路上犯罪や高齢者等を狙う詐欺等、様々な犯罪が増加しており、市民の暮らしの安全を守る必要性が高まっています。

基本的方向

交通安全については、香美市交通安全基本計画に掲げる「安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、道路事情に見合う交通安全施設の整備や交通規制、市民の交通安全意識の高揚、自主的な交通安全運動等の強化を図ります。

防犯については、関係機関と連携しながら、防犯に対する市民の意識づくりや、地域に根差した防犯活動により犯罪のないまちづくりを進めます。

施策の内容

(1)交通安全対策の充実

歩道、交通安全施設の設置や交通規制、交通安全意識の高揚に繋がる対策を進めるため、関係機関との協力関係の強化を図ります。

(2)防犯体制の充実

犯罪のないまちづくりを進めるため、関係機関にきめ細やかな防犯対策を要請していくとともに、市民の防犯に対する意識づくりを図り、防犯体制の強化等に努め、自治会・町内会等での自主的な防犯活動も促進します。

(3)被害者救済対策の実施

交通災害共済の周知を図るとともに、被害者救済対策関係機関と協力して交通事故相談の充実を図ります。また、関係機関と連携して犯罪被害者の救済対策の確立に努めます。

政策6 自然資源の保全と活用の推進

施策 16 自然資源の保全

現状と課題

スギやヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えています。長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が不足している状態となっています。

中山間地域を中心に有害鳥獣被害が発生し、特に高標高域におけるシカによる被害は自然生態系に影響を及ぼすなど深刻な状況にあります。

物部川は集中豪雨による上流部の山腹崩壊に伴い、上流河川の土砂堆積による濁水問題や、河口閉塞等による河川環境の悪化が進み、生態系の破壊や農林産物への被害が拡大していることから、本市を含む流域3市と民間団体によって構成される「物部川流域ふるさと交流推進協議会」等により、河川環境の改善に向けた取組が進められています。

基本的方向

物部川の清流、豊かな森林環境を守るため、国・県等と連携して森林や河川の環境整備を進めるとともに、市民や民間団体、企業等の理解と協力を得ながら、長期的な視点からハード・ソフト両面の取組を総合的に展開していきます。

本市の山と川の素晴らしさと、その環境を守ることの意義を市民や流域住民とともに考え、森林の育成・管理、物部川を守る市民活動等の振興を図ります。

施策の内容

(1) 森林の育成・管理の推進

平成31年度に開始された森林経営管理制度に基づいた森林所有者に対する意向調査や、森林GISによる森林資源情報を活用し、適正な森林管理を推進します。

(2) 地域環境整備の推進

森林の有する多面的機能を有効に発揮させるため、長期にわたり整備が行われず荒廃した里山林の整備を進めます。また、植樹活動を支援し、地域の活性化を図ります。

(3) 民間との協働

森林の再生や森林の魅力に触れる機会の拡充を目的として、関係機関や民間企業、市民ボランティア等と連携を図ります。

(4) 物部川を守る活動の推進

「物部川流域ふるさと交流推進協議会」を中心に流域住民に向けた広報・啓発活動を行うとともに、造林事業の有効な実施を図る等、物部川の環境改善を図ります。

施策 17 自然環境の多様な魅力の活用

現状と課題

本市は、市域の 88%を森林が占め、奥物部県立自然公園等の指定地域には県下有数の滝や溪谷を有し、豊かな自然環境は、登山やキャンプ、紅葉の季節の探勝等健康増進、行楽の場として活用されています。

県立甫喜ヶ峰森林公園や県立森林研修センター情報交流館といった、体験を通して木や自然に関する知識を学べる施設が身近にあり、恵まれた環境となっています。学校教育の場では森林環境学習を実践する取組が進み、子どもたちが山や木、自然への関心を高め、自然や森の大切さを学ぶ体験学習が定着しつつあります。

引き続き、幅広い年代の市民や観光客が本市の自然に触れ、楽しむ機会を拡充していくとともに、レクリエーション活動の場として活用するために適正な環境整備を進めていくことが求められます。

基本的方向

自然体験の推進や、木や森林、自然に対する知識を深め、未来の木材利用拡大につなげる取組として、子どもたちや乳幼児の保護者に対する森林環境学習や木育を進めます。

また、幅広い年代の市民や観光客がレクリエーション活動を通して、心や身体、生活を活性化させる機会の充実を図るために、適正な環境整備を進めていきます。

施策の内容

(1)森林環境学習や木育の推進と情報発信

関係機関との連携を図りながら、市内各校での森林環境学習や林業体験教室を継続していきます。また、乳幼児とその保護者に対する木育活動を通し、木の良さの普及を図ります。

(2)自然を活かした観光資源の環境整備

自然を活かしつつ、レクリエーション活動が行えるよう配慮した環境整備を推進します。

(3)国有林野事業との連携

国有林の管理手法や自然環境を活用し、森林環境教育や国と連携した取組を進めます。

政策7 水資源の安定的な確保と利用

施策 18 水資源の安定的な確保と利用

現状と課題

本市の水資源は、水源を保有する地域として、市民及び流域住民の生活や産業にとって重要な位置づけにあり、市内に設置されている6つのダムは、水害の防止、生活用水や農業用水、水力発電等に利用されています。

上水道は、管路全体の耐震化率は57%ですが、基幹管路の耐震化率が4%と低く、南海トラフ地震に備え、基幹管路の耐震化が急務です。

簡易水道、飲料水供給施設については、施設の老朽化が課題となっています。

中山間地域の簡易水道等未普及地域においては、過疎化・高齢化により集落営水道施設の維持管理が困難になってきている状況であり、基本的な生活環境を確保するため、飲料水の安定した供給が課題となっています。

基本的方向

生活環境の向上や生活様式の多様化等による水需要に対応するため、水源の安定的な確保に努めます。

市管理水道施設は、定期的な施設点検による維持管理に努め、漏水・故障・災害など緊急時の修繕における早期復旧体制の強化を図るとともに、地域の状況を考慮した適切な改良・更新を実施します。

集落営水道施設は、必要に応じて助言を行うことで、安心・安全で安定した飲料水の供給を図ります。

施策の内容

(1) 水資源の確保

関係機関と連携して森林の管理、ダム施設の管理、河川の浚渫、水資源の保全・確保に努めるとともに、山林の実状を市民に広報します。

(2) 上水道、簡易水道、飲料水供給施設の整備・改良

水道事業経営の効率化と健全化を図りながら、水道施設の維持向上に努めます。中でも、重要な基幹管路や配水池等重要施設の耐震対策を進めます。

政策8 自然と共生する地域づくりの推進

施策 19 污水対策の推進と河川の水質保全

現状と課題

生活排水は、河川等の公共用水域における水質汚濁の大きな要因になっていますが、広い市域にあって効率的な改善は難しいのが現状です。

水源のかん養、景観形成、生物育成等、水環境の果たす役割は大きく、排水処理施設の整備・普及を進める必要があります。

基本的方向

清浄な河川を維持することは、市民生活に関わる重要な課題であり、環境衛生をより向上させるには、市民の理解と協力のもと、公共下水道事業等の施設整備や浄化槽設置などハード事業を推進する必要があります。

また、ソフト面では事業の必要性や整備状況を広報に掲載するなど啓発活動を行うことで、普及促進を図ります。

施策の内容

(1)公共下水道事業等の推進

下水道及び農業集落排水は、「高知県全県域生活排水処理構想 2018」に基づき、少子高齢・人口減少社会の状況下において、財源の確保と建設コストの縮減を考慮しつつ、効率的かつ計画的な整備と普及促進に努めます。

また、今後は下水道施設及び管路のストックマネジメント* 並びに防災・減災対策を進める必要があるため、県及び東部流域下水道の関係自治体と連携しながら、水質保全と生活環境の改善に努めます。

(2)合併処理浄化槽設置の普及促進

「香美市循環型社会形成推進地域計画」に掲げる目標の達成に向け、合併処理浄化槽設置整備の補助事業を実施し、生活排水処理の推進に努めます。

(注)ストックマネジメント* :長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした管理を最適化すること。

施策 20 ごみ、し尿の適正な処理

現状と課題

香南清掃組合では、施設の老朽化に伴う新ごみ処理施設を平成 28 年度に建設しました。

また、香南香美衛生組合（し尿処理施設）では、平成 11 年度に処理方式を改造しましたが、付帯設備は従前の機器で老朽化が進んでいるため、定期的に点検整備を行う等、現有能力の低下をきたさないよう維持管理が必要です。

また、ごみの分別、収集、保管、運搬、再生、処分等の各工程において適正化を図るよう努めます。

基本的方向

ごみ・し尿については、香南清掃組合、(財)高知県魚さい加工公社、香南香美衛生組合等による適正処理を維持・充実させます。

ごみ・し尿の適正な処理やごみの減量化については、市民や事業所の協力も不可欠です。個々の負担に配慮しながら、下水道への接続や合併処理浄化槽設置の促進、ごみ処理機器の普及促進等に努めます。

施策の内容

(1)ごみ、し尿の適正処理の維持・充実

香南清掃組合では、既存施設の老朽化に伴う、新ごみ処理施設建設を平成 28 年度に建設しました。(財)高知県魚さい加工公社では、事業所から排出される魚腸骨（魚あら）を資源として再生利用するため、回収量の拡大に努めます。香南香美衛生組合では、平成 11 年度に標準脱窒素処理方式に改造し処理水質が向上しましたが、施設の老朽化も進んでいるため、定期的な点検整備を行う等、維持管理に努めると共に、大型機器等の更新にあたっては、基金等を設け、最も経済的で効率の良い施設整備を行い施設の延命を図ります。

また、ごみの分別、収集、保管、運搬、再生、処分等の各工程において適正化を図るよう努めます。

(2)ごみ減量化や処理設備の普及促進

「香美市一般廃棄物処理基本計画」に基づき適正な処理を推進します。下水道への接続、合併処理浄化槽、また、生ごみ処理容器等ごみ処理機器の普及促進に向け、地域にとって望ましい在り方を市民と共に考え、必要な支援を行います。

施策 21 地球環境保全の推進

現状と課題

廃棄物は年々増加傾向にあり自然環境に大きな負荷を与え続けています。また、温室効果ガスの増加が影響しているといわれている地球温暖化は、異常気象の遠因ともいわれ一層の抑制が求められています。

このような状況の中、地球環境を守り、持続可能な社会を築いていくため、今後は、限りある化石資源への依存を減らし、再生可能エネルギーの利用を促進していくことが必要となっています。

基本的方向

国においては、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す方針が発表され、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが推進されています。

本市においては、地理的条件に適した太陽光発電、水力発電など持続可能なエネルギーを推進し、市域の発電自給率を高め、地域づくりの支援や発電事業の持続性・安定性の向上に努めます。

また、ごみのリサイクル化、減量化につながる、より効果的な分別方法を検討するほか、省エネルギー住宅等の建設や事業所等における環境に配慮した事業活動への支援策等も検討し、環境負荷の低減を促進します。

施策の内容

(1)地球温暖化対策の推進

「香美市地球温暖化対策実行計画」に基づき、庁舎・公共施設の温室効果ガス排出量の削減に努めます。また、今後とも国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法*）の趣旨をさらに職員に周知し、調達率の向上を目指します。

(2)環境負荷の少ない暮らし方の促進

ごみの減量、資源化等に対する市民・事業者の理解を促進するため、広報等によりごみの収集量や処理にかかる費用について周知していきます。環境に大きな負荷を与える廃棄物の処理については、分別収集をはじめとする廃棄物の適正処理を継続し、再資源化の推進に向け3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。さらに家庭用太陽光発電の普及にも取り組み、また、香美市地球温暖化対策地域推進計画に基づいて、市民・事業者と協働で省エネルギー化や低炭素社会の実現に向けて取り組みます。

（注）グリーン購入法*：グリーン購入とは製品やサービスを購入する際、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持つとされています。グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）は、平成13年4月に施行されました。

本市の持続的な発展は、市民がいつまでも、安心して自分らしい生活を継続できるまちづくりと密接な関係にあります。

市民の主体的な健康づくりを基本に、保健・医療・福祉サービスの充実を図るとともに、地域における支えあいを促進し、住み良いまちを目指します。

政策 9 支えあいのまちづくり

施策 22 長寿社会を支える体制づくり

現状と課題

本市の令和3年4月1日時点の高齢化率は39.7%で、国と比較して高齢化が進んでいます。また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する一方で、認知症対策も大きな社会問題となっています。こうした高齢化の進行は、地域社会の機能低下に影響を及ぼすことになります。

このような状況の中、住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らし続けるための長寿社会づくりに向けて、市民、地域、市行政が協働して体制づくりを進めることが求められています。

また、地域における支えあいや自立支援、重度化予防へのさらなる強化、認知症施策の推進、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保への取り組み等とともに、今後想定される南海トラフ地震等についての対策が一層重要な課題となっています。

基本的方向

市民が前向きに健康づくりや自立した生活の継続に取り組むことができるよう、行政、地域、事業者が連携・協働して元気な長寿社会を築く体制づくりを進めます。

市では、健康介護支援課（母子、健康増進、介護予防、介護保険）、市民保険課（国民健康保険、医療、年金）、福祉事務所（福祉、生活保護）、教育委員会（保育、生涯学習・生涯スポーツ）をはじめ、あらゆる部署が連携し、総合的な施策の展開を図るとともに、高度かつ専門的なサービスの利用環境を確保するため、県や近隣自治体との連携強化に努めます。

年齢や障害の有無にかかわらず多くの市民がいきいきと様々な活動に参加し、就業等においても生涯活躍できるようなまちづくり（ユニバーサルデザイン化、ノーマライゼーション*の推進等）を目指すとともに高齢者の就業支援、高齢者の移動手段の確保、権利擁護事業の促進、認知症高齢者にやさしい地域づくり、災害時の避難行動支援に取り組みます。

(1)市内の連携体制の強化

心身の健康、虐待防止、権利擁護、各種サービスの利用等にかかわる不安や悩みの解消は高齢者、障害者、子育て等に共通する課題であり、庁内関係部署の連携を強化し、関係機関とも連携しながら、その機能を活かして解決にあたるとともに、市民がいつでも気軽に相談できる窓口機能の充実に努めます。

特に、香美市社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、健康づくり団体、ボランティア団体、シルバー人材センター、老人クラブ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、自治会連合会、民間事業所等の各種関係機関との連携を図りながら、高齢者を地域で支える・見守る体制づくりを強化します。

(2)広域連携の強化

地域医療の確保や在宅医療・介護連携のための広域的な取り組みについては、県や広域市町村圏における連絡・連携ネットワークに積極的に参加し、保健・医療・福祉を巡る問題の多様化・複雑化・高度化に対応する情報共有や検討を行います。

また、新型コロナウイルス等の感染症や南海トラフ地震等災害対策について、保健・医療・福祉の分野でも広域市町村圏で連携していきます。

(3)高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりの推進

高齢者を地域の担い手として積極的に位置づけ、その経験や知恵や技術、時間、特性を活かせる仕組みづくりを引き続き進めます。併せて、高齢者の健康づくり、生きがいくくり活動を促進し、老人クラブ、シルバー人材センターの充実、様々な産業、教育、地域活動等、各分野において一層活躍できるような場づくりを進めます。また高齢者の自立支援となる福祉タクシーなど移動手段の確保に努めます。

(4)認知症高齢者にやさしい地域づくり

平均寿命の延びに伴い、認知症を持つ高齢者は今後も増加する見込みです。認知症があっても当たり前で生活できる地域づくりに向けた取り組みを市民、関係機関等と協力し進めていきます。

(5)権利擁護の取り組み

認知症や障害等により判断力が不十分な人のみならず、親族等がないため権利擁護支援を要する高齢者等の支援のための体制整備が望まれます。成年後見制度の利用促進のため周知広報活動や相談機能の充実に努めます。また、実際の緊急時等の対応が提供できる中核機関（権利擁護センター）について検討を進めます。

(注) ノーマライゼーション*:年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが地域でごく普通の生活を営むことができ、差別されない社会をつくるという理念を意味します。

施策 23 地域福祉の推進

現状と課題

過疎化、高齢化、世帯規模の縮小化等により、家庭や地域の中で共に支え合う力が弱体化してきている中、福祉にかかわるニーズや問題が増えています。これを背景に、公的な支援機関として要保護者に対する生活相談、就労指導等を行う福祉事務所は、一層重要な役割を担うようになってきています。

地域の中では、NPO* やボランティアグループによる活動もみられ、社会福祉協議会ではボランティアセンターを設置して活動の活性化を図っています。誰もができることやしたいことで気軽にボランティア活動等に参加するまち、共に支え合えあうまちにしていくためには、意識づくりや参加のための環境づくりを継続して進める必要があります。

社会福祉協議会は、市民の福祉を担う民間機関として重要な位置づけにあり、行政受託事業や介護保険事業等を通じて、社会福祉の増進や民間団体等との連絡調整等を図り、共に支え合う地域づくりを推進しています。しかしながら、財源確保も含め、自主性を発揮しながら十分に活動できる体制づくりが課題となっています。

基本的方向

地域福祉の活動を支える母体としての福祉事務所及び社会福祉協議会の充実とともに、民生委員・児童委員等との連携や、ボランティア活動等の活性化を促進し、地域全体での見守りや支援体制の充実に努めます。

みんなが安心して暮らしていくことのできるまちづくりには、市民の支え合いが不可欠です。高齢者、障害者、ひとり親家庭等との交流や多様なボランティア活動等に気軽に取り組める機会の拡充や、地域で支え合う気運の醸成を図り、ノーマライゼーションの考え方に基づく地域づくりを推進します。

施策の内容

(1) ボランティア活動への支援体制の充実

香美市ボランティアセンター（香美市社会福祉協議会）を中心に、各地区のボランティアとの連携を図るとともにコーディネート職員を配置し、市民向けボランティア講座の開催、ボランティア情報の提供、支援ニーズの把握、活動者（団体・個人）の登録と支援ニーズとのマッチング、地域と連携した活動拠点の確保等、参加促進と活動支援の体制づくりを進めます。また、災害ボランティアセンター機能を発揮させるための準備等に取り組みます。

(2) 福祉教育の推進

ノーマライゼーションの推進やボランティア活動への参加促進にあたっては、家庭・地域と連携して子どものころから共に生きる意識づくりを育みます。また、教育機関と連携して、就学前及び児童・生徒への福祉教育の充実に努めます。

(3)社会福祉協議会等の支援

社会福祉協議会が行っている、高齢者や障害者（児）に対する在宅サービス、市民ボランティア活動をはじめ、市民が主体となって展開する地域福祉活動の推進を支援します。

また、社会福祉協議会の体制の充実など、地域福祉団体を支援します。

(4)福祉事務所活動の充実

生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や、自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域福祉の向上を図ります。

また、被保護世帯の状況を把握して、被保護者の個別状況や自立阻害要因について類型化を図り、各類型に応じた自立支援の具体的な内容や実施手順等を定め、必要な支援を組織的に実施します。

(5)地域福祉計画、地域福祉活動計画の推進

地域福祉の確実な推進に向け、社会福祉法に規定されている市町村地域福祉計画を推進します。市民が地域で主体的に行う活動については、社会福祉協議会を中心に「地域福祉活動計画」を推進します。いずれも市民参加を基本に推進し、本市における様々な福祉事業・活動を効果的に進めるための指針とします。

(注)NPO*：非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。狭義では、特定非営利活動促進法（平成10年3月成立）により法人格を得た団体（NPO法人）のことを指します。

施策 24 みんなにやさしいまちづくりの推進

現状と課題

公共施設等においては、スロープの設置、段差解消等によりバリアフリー化が進められてきていますが、その施設までの動線となる生活空間においては、整備が遅れているのが現状です。

バリアフリー化は、新しい施設を中心に進んでおり、既存施設については、緊急度に応じて順次対応している状況にあります。

基本的方向

高齢者や障害者にとって活動の障害となる段差等の改良も含め、すべての人にとって使いやすいユニバーサルデザイン化を進め、誰もが活動しやすいまちを市民と共につくっていきます。

このため、ユニバーサルデザインの視点でまちを総点検し、特に利用度の高い場所等から必要な改善を進めていくこととします。

施策の内容

(1)ユニバーサルデザインの視点に立ったまちの点検、施設の改善

ユニバーサルデザインの視点からまちの点検を実施し、改善の必要のある箇所を確認して、緊急度に応じて順次改善を図るとともに、関係機関に改善を要請していきます。また、市民や事業所に対して、ユニバーサルデザインの必要性や、生活の中でできる工夫等について理解を促していきます。

政策 10 保健、医療の充実

施策 25 健康づくりの支援

現状と課題

生涯にわたり、心身ともに健やかで自立した生活を送ることは、一人ひとりの願いであり、社会全体の願いでもあります。市民が安心して生活をするためには、健康寿命*を延伸することが、市と市民に共通した課題となっています。最近では、メタボリックシンドローム、メンタルヘルス、アレルギー、新しい感染症への対応等、健康をめぐる様々な問題や不安も増加してきています。

今後は、全市的な規模で健康づくり活動を積極的に推進していくことが強く求められるため、高齢者の健康長寿のみならず、あらゆる年齢階層の健康づくりを支援できるライフステージに応じた計画や体制づくりが必要です。

また、健康増進計画・香美市食育推進計画・特定健康診査等実施計画・保健事業実施計画（データヘルス計画）に沿った、効果的な健康づくりに結びつけることができる支援体制の確立が課題です。

基本的方向

各地域の既存施設の有効活用や、健康づくり婦人会・健康づくり推進員協議会・食生活改善推進協議会などの健康づくり団体と、協働で健康増進に取り組むとともに、自治会・婦人会等のグループや、個人に対して健康づくり活動への参加を促す等、子どもから高齢者まで世代ごとにきめ細かな健康づくり施策を推進するとともに、重要な健康課題である糖尿病・脳血管疾患・心疾患等の血管病対策を重点的に実施します。

特定健診の受診率の向上を図り、生活習慣病予防対策と生活機能低下予防対策（介護予防）の一体化に努めます。国保データベースを活用し、健診データ・病歴・介護サービス受給状況等を複合的に判定しながら、地元医療機関との連携体制を構築・強化し、より効果的な健康づくりを推進します。

また、関係各課とも連携し、保健サービスの向上に努めます。

施策の内容

(1) 香美市健康増進計画等に基づく事業の実施

今後も「香美市健康増進計画」の周知を図りながら、住民・関係機関等との連携により「香美市健康増進計画」「香美市食育推進計画」「特定健康診査等実施計画」「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に沿った健康づくりをすすめ、健康寿命の延伸・生活の質の向上を目指します。また、地元医療機関と連携し、「かかりつけ医・かかりつけ薬局」を持つことを推奨し、医療と健康づくりの融合を図ります。

(2) 自主的な健康づくりへの支援

食育や介護予防の推進等、住民主体の健康づくり事業を推進し、健康寿命の延伸と介護給付

費や医療費の適正化を図ります。また、感染症等から健康を守るため、必要な情報を迅速かつ的確に提供していけるよう努めます。

(3)妊娠・出産・子育てへの支援の充実

妊娠期・乳幼児期の健診体制の充実、妊娠・出産・子育てに関する切れ目ない相談支援体制を強化することにより、安心して出産・育児ができる環境づくりと子どもの健やかな成長を支援します。

(注) **健康寿命***:WHO（世界保健機構）が提唱した指標で、平均寿命から要介護状態となった期間を差し引いた寿命のこと。一般に、平均寿命が長い国ほど平均寿命と健康寿命の差が長い傾向にあります。



施策 26 医療体制の充実

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、マスクの着用や消毒の徹底、新たなワクチン接種など、市民の日常生活は、大きく変化をしています。市民の健康を守るためには、保健・衛生知識の普及に努め、疾病の予防と早期発見・早期治療の徹底、生活習慣の改善強化等、これまで積み上げてきた健康づくり関連の施策を効果的に連携づけ、さらに発展させていく必要があります。高齢化が進む中では、市民が健やかな老後を迎え過ごせるよう、疾病の予防から治療、リハビリテーションに至るまでの一貫した保健・医療サービスの提供が不可欠となります。

医療の提供体制については、夜間における患者の受入れ体制が不十分なことや、へき地医療の維持を含む医療の確保及び救急医療体制の整備が課題であり、併せて、南海トラフ地震の発生が危惧される中、平時でも救急搬送の9割を市域外に依存している本市としては災害医療救護体制の整備が、重要な課題となっています。

基本的方向

医療体制については、関係機関と協議・連携しながら、病院及び診療所の配置の維持に努め、身近で適切な医療が受けられるようにするとともに、市内にない診療科目については近隣自治体に所在する医療機関との連携・協力を進めます。療養病床の再編問題については、医療機関等との連携・協議を進めるとともに県や広域市町村圏との協働により検討を進めます。

休日等の初期救急医療の受診体制は、香美郡医師会による在宅当番医制の体制継続に努めます。また、搬送体制については、高度医療等を行う高知大学医学部附属病院や高知赤十字病院、高知医療センター等への搬送体制を促進します。

中山間地域が多い本市においては、情報・通信基盤を活用しながら、へき地医療拠点病院（国立病院機構高知病院、高知医療センター、高知大学医学部附属病院等）との連携により、医療サービスの向上に努めます。

施策の内容

(1) 地域医療の確保

中山間地域の多い本市にあつては、適正な医療の提供が必要であり、医師会・歯科医師会など関係機関や県、広域市町村と協議・連携しながら地域医療の確保に努めます。また、市内に専門医のいない小児科医については、関係機関に相談し、確保に努めます。

(2) 休日・夜間診療体制の確保

休日等の医療受診体制整備のため、香美郡医師会と連携して在宅当番医制による体制の継続・確保とともに、「高知県救急医療情報センター」「こうち医療ネット」などの、広域的な医療機関や救急医療情報を市民に提供できるよう努めます。

(3) 搬送体制の強化

医療行為も含め救急救命士の専門的知識、技術の向上を図るとともに、高度救命処置が行え

る高規格救急自動車の更新を定期的に行っていきます。

また、救急車と医療機関をインターネットで結んだ「こうち医療ネット」を有効活用し、的確かつ迅速な搬送体制の充実に努めます。

(4)災害医療救急体制の確立

医療機関や消防・警察等の関係機関や自主防災組織を中心とした住民組織と連携しながら、災害時における医療救護活動として実効性のある活動が行えるよう、具体的な行動計画の確立に努めます。

(5)在宅医療・介護連携推進事業の取組

介護保険制度の動向、社会情勢の変化をふまえ、地域の実情にあった地域包括ケアシステムの構築が求められており、在宅医療・介護連携推進事業を中心に医療介護の連携に努めます。



政策 11 高齢者福祉の充実

施策 27 介護予防の推進

現状と課題

本市の一般介護予防事業は、生活習慣病予防と生活機能低下予防を意識しながら「介護予防講座」、「運動習慣づくり」、「生きがいつくり」、「自主グループ支援」の4本柱に基づき実施しています。令和元年に実施した高齢者の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では運動機能低下等の改善傾向もみられ、要支援者の数は横ばい傾向ですが、高齢化に伴い、要介護への移行や認知症の増加も見られます。

市民による自主グループの多くは継続して活動しており、地域での集いは運動や交流を通じた地域での見守りの場となっていますが、担い手の高齢化や移動手段等の課題は解消されていません。また今後は、これから高齢期を迎える方の活動スタイルにマッチした取組の検討も必要となっています。新型コロナウイルス感染症対策のもとでの介護予防事業の取組も課題となっています。

基本的方向

各ライフステージにおいて食育、運動習慣、健康管理などに市民が主体的に取り組むことができるよう、庁内各部署と連携した支援体制づくりに努め、高齢期をいきいきと過ごすことができるよう、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年までに健康寿命を延ばすことを目的に、介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施できるよう取り組みます。

これから高齢期を迎える市民も健康増進や介護予防活動の担い手として関心をもてるような活動機会の提供や、現在取り組んでいる介護予防事業の継続、認知症カフェの開催やあったかふれあいセンター事業等の通いの場の充実などに取り組み、市民の自主的な介護予防・健康づくりの推進、地域内での見守り体制の構築等を目指します。

また要支援者に対しては、介護予防サービスを適切に提供する等、個々の状況に応じた介護予防の推進を図ります。

施策の内容

(1) 介護予防啓発活動の推進

健康づくりの推進・意識の向上に向け、データヘルス計画・特定健康診査等実施計画による生活習慣病予防や疾病の重症化予防に取り組みます。健康寿命の延伸に向け、健康づくり婦人会、健康づくり推進員協議会、食生活改善推進員協議会と連携を密に、各地区での啓発活動等に取り組みます。

(2) 市民主体の介護予防活動の推進

関係部署と連携しながら生活習慣病予防や介護予防に向けた啓発を進めるとともに、「介護予防講座」、「運動習慣づくり」、「生きがいつくり」、「自主グループ支援」を4本柱とした地域介

護予防活動支援を継続しながら、認知症のある方や要支援の方等誰もが地域の中で主体的に参加できる通いの場づくり等の充実を目指します。

施策 28 安心介護の推進

現状と課題

本市の要支援・要介護認定者は増加傾向です。高齢者人口は今後減少期に入りますが、介護が必要となる割合が高くなる後期高齢者人口は増加する見込みで、今後も認定者数は増加する見込みです。

介護保険制度は高齢者の自立した日常生活を支援する「利用者本位」の制度として定着し、利用が進んでおり、施設入所や在宅生活の支援が図られるようになった一方、給付費も増加しています。市域が広く、中山間地域も多い中、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者等も増加しており、中山間地域の一部では、要介護になった高齢者が、自立した生活を継続することが難しくなっている状況もあり、地域の実情に沿った介護支援の体制づくりが求められます。認知症対策では、認知症があっても安心して生活できる支援体制の構築を推進していくことが重要です。

基本的方向

香美市第8期高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づき、本市における地域包括ケアシステムを一層推進し、高齢者をはじめあらゆる世代の市民、関係機関等がともに支え合う地域共生社会を目指します。一人暮らし高齢者や認知症高齢者、在宅での家族介護者など、支援を必要とする高齢者やその家族に対して、多様な主体が連携を図りながら持続可能な福祉施策と介護保険施策の推進を目指します。

施策の内容

(1) 自立を支える体制の整備

高齢者の総合相談窓口としての地域包括支援センターの機能強化に努めます。地域包括ケア会議の推進や在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備事業等において、医療機関や在宅介護サービスの関係者等が互いに連携し、サービスや支援が切れ目なく提供されるよう他職種連携に取り組み、地域住民や関係機関等とともに地域の医療・介護・生活支援等の資源等の把握に努め、必要な生活支援サービスの検討を行います。また高齢者の住まいの安定確保のため、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案しながら介護保険サービス等の施設・居住系サービスの基盤整備を検討し、生活福祉センターこづみ居住支援事業の継続や市営住宅等、既存の社会資源の有効活用等高齢者の住まいの確保に努めます。

(2)介護サービス等の充実

サービスの基盤整備として、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護、特定入居者生活介護等の整備を目指します。あわせて介護保険サービスの質の向上や介護給付適正化事業の推進に取り組みます。また介護人材の確保・育成については県、国と連携を図りながら、市としての支援策の検討を行います。また、介護保険サービスのみでなく、災害時の要配慮者対策の整備や福祉タクシー料金助成事業、在宅高齢者配食サービス事業等の福祉事業などについての体制整備に努めます。

(3)認知症施策の推進

認知症があっても当たり前のように生活できる地域づくりのため、学校や地域に向けた認知症の正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知、当事者や家族支援のため認知症カフェや認知症支援ガイドブックの作成、認知症初期集中支援チーム（同仁病院委託）による支援などに、市民、関係機関等の協力のもと引き続き取り組みます。



施策 29 地域ぐるみの支え合い体制の充実

現状と課題

本市では、多彩な生涯学習・生涯スポーツ活動、自主サークル活動等が、高齢者の生きがいや交流、介護予防等に寄与しています。

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、中山間地域の集落人口の減少や公共施設までの距離が遠いこと等に起因し、地域で支え合う仕組みが作りにくいといった問題もあります。

防災体制等も含め、安心して暮らせる地域づくりに向け、地域の中の様々な機関・施設、事業者、市民が力を合わせて、高齢者を支える環境づくりを進める必要があります。

基本的方向

地域や民生・児童委員、自主防災組織等との連携や、通信機器等の活用による高齢者の安否確認体制の充実を検討します。

すべての高齢者が、自ら進んで健康づくりに取り組み、生きがいを持って生活を送ることができるよう、地域の中での自主活動等の支援、食生活改善推進協議会、健康づくり推進員、ボランティア育成、老人クラブ、シルバー人材センター等との連携強化に取り組みます。

施策の内容

(1)緊急通報装置の貸与

緊急時における通信手段として、一人暮らし高齢者または高齢者世帯の希望者に緊急通報装置を貸与し、非常通報による駆け付けや健康相談により、本人や離れて暮らす家族も安心して生活できる体制を整えます。

(2)高齢者の安否確認体制の充実

既存の地域見守り名簿を基礎に高齢者を見守る体制づくりの推進に努めます。さらに、災害発生時に自分自身で行動をとることが困難な要配慮者の安全を確保するため、近隣住民、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めます。対策を進めるにあたっては、本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等、多様な視点への配慮に努めます。

(3)高齢者の活躍できる場の充実

高齢者が有する経験や知識を活かした活動や、地域活動の担い手として健康増進や介護予防活動の機会の創設、シルバー人材センターなどの高齢者就労への支援、仲間づくり、生きがいづくりにつながる活動を推進します。

政策 12 障害者福祉の充実

施策 30 障害者福祉の充実

現状と課題

本市の、障害者手帳所持者は約 2,200 人で、人口に占める割合は 8.4%と近隣市に比べて高くなっています。社会資源においては、本市には、入所・通所福祉施設、グループホーム等の障害者施設が整備されており、県立特別支援学校もあります。しかしながら、ニーズに対して社会資源が不足している状況であり、より一層の施設整備が求められています。

また、多種多様な制度・サービスの整備が進んでいるなか、障害者(児)が制度、社会資源をうまく活用し、より充実した生活を送ることができるよう、より一層の相談支援体制の充実が求められています。

基本的方向

障害者(児)が、本市で安心して暮らしていけるよう、サービスの周知を含め、相談支援体制の充実を図ります。障害児の支援においては、保健・医療、教育と連携を図り、乳幼児期からの障害児支援の推進を図ります。

また、障害への理解に向けた啓発を行い、障害者虐待の防止、権利擁護の充実を図っていきます。

施策の内容

(1)心身状況の維持、リハビリテーションへの支援の充実

かかりつけ医を中心に健康づくり、健康相談、緊急対応体制の確保を図るとともに、年齢や心身状況、本人の希望に応じて充実した生活を営んでいくことができるよう、機能訓練や日常生活訓練、様々な学習活動が円滑に実施できるよう支援します。住宅改修や日常生活用具の導入等についても、リハビリテーション支援の視点から進めます。

(2)地域における自立支援体制の確立

「香美市障害者計画及び障害福祉計画」に基づき、ノーマライゼーションの実現を目指します。そのため、香美市障害者自立支援協議会を中心に、市民参加（自助、共助、公助）と民間活力の活用、人材の育成・確保、保健・医療・福祉・教育施設等の連携強化を図ります。

(3)障害福祉サービス等の充実

障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所サービス等の充実、日中活動の場（生活介護、就労継続支援等）や住まいの場（グループホーム等）、移動やコミュニケーションにかかわる支援の充実を図ります。また、多様なニーズに対応し、より豊かな自立生活の実現を支援していくため、市民によるボランティアや支え合い活動の充実を促進します。施設・サービス等の提供にあたっては、既存施設の有効利用を進めます。

(4)情報提供・相談体制の確立

様々な施設やサービスを効果的に利用していくことができるよう、サービスの選択や利用上の問題解決に必要な情報提供と相談体制の充実を図ります。

本人の意思判断が難しい場合は、その人の立場に立った支援ができるよう、権利を保護する権利擁護、成年後見制度の活用支援等を行います。

また、本人・家族のみならず、学校、職場、地域においてノーマライゼーションやユニバーサルデザイン化を進めるための相談支援体制の構築、障害や病気に対する理解を深めるための情報提供等も充実させます。

(5)社会参加と交流の促進

県立山田特別支援学校や障害者施設等と連携を図りつつ、障害者(児)が、地域の一員として、地域活動や文化・スポーツ活動等様々な活動に参加していくことのできるまちづくりを進めます。また、保育所や学校における統合教育・交流教育*、福祉教育の推進、農林業や商工業等の事務所における障害者の雇用促進を図ります。

(注) 統合教育・交流教育*：学校教育において障害児と健常児が同じ学級で学ぶこと（統合教育）、障害児と健常児が共に過ごす時間を持つこと（交流教育）が重要とされてきています。

市が内発的な発展を目指すためには、地域に根ざした産業の振興と、交流によるまちづくりをいかに進めるかが大きな鍵となります。

農林業、地場産業の一層の充実を図るとともに、シティセールスや観光振興の展開、雇用機会の確保、買い物環境の充実等、市民や訪れる人に魅力的な活力あるまちづくりを進めます。

政策 13 交流によるまちづくりの推進

施策 31 シティセールスの推進

現状と課題

市では、ホームページやパンフレット（市勢要覧、香美市観光ガイドブック）を作成して市を紹介するとともに、広域での観光振興や県と連携した広報等に努めていますが、香美市のイメージや知名度が浸透しているとはいえません。

基本的方向

人、企業、物、情報、資金を積極的に誘導するため、民間と協働で、市のイメージを確立し、内外に魅力をアピールするなど、シティセールスの推進を図るとともに、市外とのコミュニケーションを広げるため、口コミやインターネット、SNS*を活用した情報発信に積極的に取り組みます。

施策の内容

(1) 交流を推進する総合的な体制づくり

市の企画・渉外機能を強化するとともに、商工会、観光協会、国際交流協会等と連携して協働によるシティセールス体制を確立します。観光協会や国際交流協会については、民間の柔軟で活発な交流を促進するため、民間主導の組織として育成し、行政との役割分担関係を築いていきます。その上で、市内の教育・研究機関、集客施設、香美市にゆかりのある市外の機関や人材等と広く連携し、総合的な地域PR戦略を展開していきます。

(2) 香美市を知る機会の充実

香美市をPRしていくためには、市民一人ひとりが自分の住む地域を知ることが必要であるため、情報の提供、歴史・文化などを学ぶ講座やツアーなどの開催により、香美市の持つ魅力を知ることのできる機会の充実を図ります。

(注) SNS*: ソーシャルネットワークサービスの略でインターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

施策 32 多様な地域間交流の推進

現状と課題

国外姉妹都市交流としては、アメリカ合衆国ラーゴ市との間で、5 年に 1 度の相互交流事業を実施しています。

また、県立山田高等学校が、姉妹校ラーゴ高校と毎年交互に短期留学事業を実施しています。中学校による国際交流活動のほか、民間団体等の主催による国際交流事業等、市民主導による活動も展開しています。

国内姉妹都市交流としては、訪問事業と受入事業を、北海道積丹町は年間 4 回、福井県あわら市は、年間 2 回行っております。特に積丹町とは、25 年以上も活発な交流を継続しています。

また、物部川流域 3 市と民間団体を含む「物部川流域ふるさと交流推進協議会」による広域的な活動等も行われています。

今後も、各種交流活動を継続するとともに、更なる交流層拡大に向けて、新たな交流の場の提案を行っていく必要があります。

基本的方向

ラーゴ市、北海道積丹町、福井県あわら市との姉妹都市交流を継続・充実し、様々な交流の成果を共有して、子どもたちの国際的視野や人間性の育成、生きがいのづくり、地域産業の振興等、その目的を明らかにしながら、全国に発信できるイベントの開催を含め、市民主体の交流事業を促進し、より柔軟で活発、多彩な交流の促進を図ります。

施策の内容

(1)国際交流の推進

香美市国際交流協会を中心に、姉妹都市交流を推進するとともに、民間の国際交流事業を支援します。

(2)地域間交流の推進

物部川流域でつながる地域間交流を一層促進するとともに、国内の姉妹都市との交流を促進します。

政策 14 農林業の振興

施策 33 特産物のブランド維持向上と多様な販路確保

現状と課題

本市の代表的品目であるユズ、やっこねぎ、ニラ、ショウガ、青ネギ、オクラ、大葉等の特産物は市場での評価が高く、販路も拡大が見込まれます。また、日曜市や直販所・良心市は、新鮮な地場野菜が購入できることから、市内だけでなく近隣地域からの集客も安定しています。また、「物部ゆず」が地理的表示（GI）保護制度に登録されるなどブランド価値を向上する取組も進んでいます。

今後は、特産物のブランド維持向上と多様な販路確保のため、高知県、生産者団体、関係機関と連携し、後継者の育成や生産技術の向上、持続可能な農業生産を支える取組として環境保全型農業を推進するとともに、地元消費者や観光客等のニーズの把握、農産物等の加工品の生産研究、付加価値を高めた販売、少量多品目の生産物の流通改善等を促進する必要があります。また、食育推進等の観点からも、更なる地産地消の推進が求められてきています。

基本的方向

これまで築きあげてきた農産物のブランドの維持・向上に努め、地域の特色に基づいて、競争力のある作物づくり（有利品目の選定、高品質・安全安心な農産物の生産推進、生産技術の研鑽）、経営体制（担い手育成、作業受委託組織、法人化、集落営農*）の強化、農用地や生産施設・設備の計画的な利用（優良農地の確保、土地利用対策、耕作放棄地や遊休施設・設備の有効利用）を図ります。

また、関係機関と連携を図りながら、消費・流通経路の拡充（地産地消の促進、直販所の充実、他産業との連携）に努め、市民の健康づくり（食育推進）、小規模農家や高齢農家の販路として直販所等の利用、観光魅力の向上（土産品や食観光の充実等）、市内の生産者と消費者の関係づくりを促進します。

施策の内容

(1) ブランドの維持、向上

日本一を誇るユズをはじめとして、やっこねぎ・ニラなど、これまで築きあげてきた特産物のブランドの維持、向上を図るため、環境保全型農業を推進するとともに園芸用ハウスの整備、集出荷場施設等の整備・改修の支援を行い、生産体制の強化を図ります。

(2) 農産物加工の推進

香美市営農対策推進協議会を通し、各地域にある直販所や加工施設、関係機関と連携を行い、農産物の付加価値を高める地域産品を活用した農産物加工の推進を図ります。

(3) 地産地消、直販事業の促進

地産地消を推進し、少量多品目の販売機会を確保するため、農業に対する市民の理解を深め、

他分野の事業者等と連携した多様な販路の確保と直販事業の充実を図ります。

(4)技術指導・特産品開発・広報体制の確立

今後とも、香美市営農対策推進協議会等と連携を行い、各機関の支援機能や広報機能を有効活用し、地域農業の維持向上に努めます。

(注) 集落営農*：個別の営農だけでカバーできない場合、共同で営農を行うことをいいます。



施策 34 農業の担い手・後継者の確保と育成

現状と課題

農産物価格の低迷、後継者の不足、就業者の高齢化による労働力低下等による離農、経営規模縮小により、耕作放棄地や遊休農地の拡大が懸念されています。特に、中山間地域においては、農業の弱体化が進行しており、その対応が緊急な課題になっています。

認定農業者等においても高齢で後継者がいない等、今後の担い手不足が危惧されています。一方で、若い農業者の活躍やU I ターン者の就農等もみられ、農業にふれる体験学習や観光農業のニーズ、環境保全型農業に対する認識は高まりつつあります。

本市では、農業の担い手を育成するため、新規就農者や認定農業者、集落営農組織への支援や、視察研修や試験栽培、農業の魅力や地場農産物の啓発のため、学童農園等の支援を行ってきました。今後は、農業に魅力と生きがいを持ち、担い手として安心して従事できるような環境づくりが一層必要となってきています。

基本的方向

農業を市の基幹産業として持続的に発展させていくため、中核となる担い手を明確化するとともに、農業を支える担い手を幅広く確保し、集落全体での営農体制の充実を図り、認定農業者等の育成や集落営農の組織化を進めます。

また、U I ターン者等も含めた新たな担い手の確保・育成にも積極的に取り組みます。

こうした取組は、担い手育成総合支援協議会が中心となり、就農準備段階から農業関係機関で支援する推進体制を構築します。

施策の内容

(1)新たな担い手の確保と育成

新規就農に関する相談や情報提供を充実させるとともに、新規就農希望者に対する研修事業や就農直後から経営確立を支援する資金や優良農地の確保支援などの支援施策を効果的に活用しつつ、新たな担い手の確保・育成に取り組みます。

(2)認定農業者や集落営農組織の育成・充実

認定農業者連絡協議会への支援を継続し、生産意欲につながる情報提供、視察研修など活動を充実させるとともに、集落営農組織の育成や新規設立に対するフォローアップなど農業関係機関が一体となった支援を行い、地域農業の担い手の確保・育成に取り組みます。

(3)農業者団体及び組織等の法人化の育成

個人の農業者や農業者の団体及び組織等の経営管理能力の向上や経営発展の拡大、新規就農者の受け皿として経営能力の向上や農業技術の習得を図るため、経営体の法人化に向けた支援を行っていきます。

施策 35 農業基盤等の充実

現状と課題

近年、農業基盤の整備を進める上で、認定農業者等の担い手育成、集落営農組織の在り方が問われています。

生産性向上のための基盤整備が進められ、一定の成果を上げてきましたが、中山間地域では、高齢化・過疎化が進み、農業生産や集落機能の維持、農業・農村の有する多面的機能の保全が課題となってきています。

また、有害鳥獣による被害が拡大し、生産意欲の減退にもつながっています。

基本的方向

生産性向上のための基盤整備が進められ、一定の成果を上げてきましたが、中山間地域では農業者の高齢化、過疎化による農業生産の減少、集落機能の低下が顕著であり、市域全体においても農業生産基盤の維持、保全が課題となっています。

さらに、有害鳥獣による被害が広域的に拡大し、被害も農作物のみならずほ場、水路、畦畔等の施設に及び、生産意欲の減退、農業の維持継続の問題にもつながっています。

地域や農業者との連携のもと、持続可能で強靱な国土と質の高いインフラ整備を目指し、計画的な整備による農業基盤施設の改修等を実施し、農業生産及び集落機能等の維持、保全を図ります。

施策の内容

(1) 農業生産基盤等の整備、維持及び保全

「香美市農村振興総合基本計画」、「農業振興地域整備計画」に基づき、ほ場、農道、用排水路等の整備及び保全を推進します。緊急かつ重要で効果の見込まれる事業については、国・県の補助事業等を活用しながら、農業者と地域住民が一体となって実施します。

(2) 集落機能活性化の促進

将来に向けての集落機能の維持・活性化を図るため、集落営農組織の育成や、国による中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を効果的に活用し、自立的で継続的な農業生産活動等の体制整備や、地域資源の維持保全活動の支援を行います。

(3) 有害鳥獣被害対策の推進

農業基盤及び農産物への被害は、有害鳥獣の分布域拡大や生息頭数の増加に伴い、広域に拡大し被害金額及び捕獲頭数も依然として高い水準にあるため、関係機関と連携をとり被害防止に努めます。

施策 36 林業の振興

現状と課題

本市の林業を取り巻く状況としては、本市の人工林は概ね成熟し、森林資源として活用できる状態にあり、平成 14 年以降木材供給量は増加しています。また、県内の木材需要量は、県内に大型製材工場やバイオマス発電所等が整備されたことや、環境への配慮、SDG s への関心の高まり等を背景に、近年増加傾向にあります。木材の流通においても輸入材の入荷減により国産材への関心が高まっている状況です。

一方で、森林所有者の高齢化、地域外転出等による林業経営意欲の減衰や、所有者がわからないことから管理が困難となり、森林整備が遅れている山林が散見されます。さらに、林業の担い手不足により木材生産量は足踏み状態となっています。

こうした状況を受け、林業事業体をはじめ国、県の支援により、森林整備の担い手育成や林業学校の開校といった取組が進められていますが、豊富な森林資源を活用し原木生産量を増加させるためには、更なる取組を進める必要があります。

基本的方向

森林は、水源の涵養、国土の保全、木材を始めとする林産物の供給等の多面的機能を有しており、市民の生活及び経済に貢献しています。こうした機能を継続的に発揮していくためには、人工林を中心に、植栽、保育、間伐等の適切な経営管理を実施していく必要があります。

そのため持続的に森林の管理を行う林業事業体の経営基盤の強化を図り、生産性の向上を図るとともに、林業・木材産業を支える担い手の確保、育成を進めます。また、木材の利用拡大に取り組み、森林資源の循環利用による、林業・木材産業の発展を推進します。

施策の内容

(1)担い手・後継者の確保と育成

森林の有する多面的機能を継続的に発揮するためには、間伐や再造林等の適切な森林整備が必要です。当市の人工林は本格的な利用期を迎えており、豊かな森林資源の有効活用は、森林整備に加え、林業・木材産業の振興にもつながります。

森林整備を行ううえで必要な技術習得には時間を要することから、市内林業事業体の新規就業者の雇用、就業後の定着を支援し、担い手の確保、育成に努めます。また、技術者の高齢化が進んでいることから、培われた技術を後継者へ継承する取組を進めます。

(2)林業経営基盤の強化

担い手不足の中で生産性を向上させるために必要となる高性能林業機械の導入や路網、架線設備の整備等、効率的な経営・作業システムを活用する取組を支援します。

(3)木材の生産と活用

施業地の集約化による効率的な施業を進め、植付けから収穫までの資源循環的林業を推進します。そのため、林業生産性の向上や良質材の生産を支援しながら、木材生産・流通の拠点化

を目指します。また、林地残材や端材等木質バイオマスの有効活用や特用林産物の生産を支援していきます。

(4)有害鳥獣被害・病虫害被害対策の推進

被害対策協議会を設置し被害防止に努めてきましたが、有害鳥獣の分布域拡大や生息頭数の増加に伴い、被害は広域に拡大し被害金額及び捕獲頭数も依然として高い水準にあります。新規狩猟者の確保に努め、鳥獣捕獲による個体数調整を図りながら、防護柵・防護ネット等の設置を推進し被害防止に努めます。また、病虫害による被害拡大を防ぐため、関係研究機関等と連携して対策を進めます。

(5)林地保全と多面的機能の維持

林地の荒廃による水源かん養機能や土砂の流失防止といった公益的機能の維持と向上を図るため、森林区分に応じた適正な森林整備への誘導や、被災林地の復元に努めます。

また、資源としての利用を考慮しつつ、森林の有する多面的機能に着目し、景観の保全、環境教育・健康づくりの場としての機能を充実させるため関係機関と連携を図ります。



施策 37 第一次産業の多面的な振興

現状と課題

地域の豊かな自然にふれる機会を与え、体験型レクリエーション、体験学習を提供する産業として、第一次産業（農林漁業）への期待が高まっています。

本市でも、地域の特性を活かした農林業体験や自然体験メニューを提供するなど農林業を核とした様々な交流が活発化しつつあります。

森林や田園には、地球温暖化防止や健康づくりに貢献する機能もあります。本市の農林業も、その公益的、多面的機能に着目した産業として育成していく必要があります。

基本的方向

農林産物の加工・流通を促進して地域の商工業活動と結びつけたり、美しい森林や田園の環境を活用して、グリーンツーリズム*の振興、U I ターンの促進等、新たな交流機会の拡大を図り、関係人口の創出に取り組みます。

また、第一次産業の生産環境を、市民の健康づくりや、教育、文化、福祉等にも活用し、農林業の担い手や後継者の育成・確保へと結びつけていきます。

これらを通じて、本市を、第一次産業が元気なみどりのまち、環境と調和した地球環境に貢献するまちとしてイメージづけ、市全体の魅力を高め、定住促進につなげます。

施策の内容

(1) 第一次産業の多面的な役割の活用

農林産物の地産地消や各種イベント、グリーンツーリズム等への取組を推進します。商工業、観光、教育、健康関連等の多様な団体と連携し、各地域において効果的な事業を進めます。

(注) グリーンツーリズム*：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及している。



政策 15 商工業の振興

施策 38 地場産業の振興

現状と課題

国・県の伝統的工芸品・特産品の指定を受けている土佐打刃物やフラフ製造は、本市を代表する伝統産業として現在に継承されています。土佐打刃物においては鍛冶屋創生塾を開塾し、後継者育成につなげています。

このほかにも、特色ある農産物や酒造等、昔からのものづくり産業がありますが、香美市の地場産業のPRや観光と結びつけた産業振興は十分とはいえません。

基本的方向

土佐打刃物やフラフ製造は、本市を代表する伝統産業として、昔ながらの技術や文化の継承を図るとともに、経営指導や他産業とも連携した販路開拓、後継者育成による経営力の強化、技術開発や新たな製品開発等について、県、商工会、高知工科大学等と連携を図りながら支援体制を充実させます。

また、地場産業に対する市民の関心を高めるため、刃物まつりのほか、学校教育や生涯学習等での製造過程の見学や製造体験、イベント開催時のフラフの活用等、様々な機会を捉えて地場産品とふれあう機会を拡充します。

その他の製造業についても、高知工科大学等との連携により、地域資源の活用や地域技術の展開状況を把握し、新商品（ブランド）の開発、販路開拓等への支援を図ります。

施策の内容

(1) 刃物まつりの継続

刃物まつりは、刃物研ぎや伝統工芸士による「鍛造体験教室」等のPR効果が大きく、優れた郷土の技術を間近にふれることのできる機会であるため、継続して開催することで販路拡大につなげていきます。

(2) 見学や製造体験機会の拡充

製造業者の理解と協力を得ながら、県内外の多くの人々が土佐打刃物、フラフをはじめとする伝統産業の魅力にふれることができるよう、ホームページや観光パンフレットで製造の現場を紹介する情報を充実するとともに、見学や製造体験ができる施設や機会を確保し、産業観光や体験学習のシステムを確立します。

(3) 特産品開発の支援制度や体制の検討

地域の特徴的な資源を活かした特産品の開発を促進するため、必要な情報、人材、施設・設備の提供等、支援の在り方について商工会や観光協会と連携を図りながら検討を進めます。香美市を代表する特産品づくりについては、農業関係者や高知工科大学など地域内外の専門的な人材・機関の参加・協力を得ながら進めます。また、食に対する観光客のニーズは高く集客効果が期待できることから、観光協会等と連携しながら新商品の開発や販路開拓を進めます。

施策 39 商店街の活性化

現状と課題

本市の商業は、既存の商店街を中心に展開していますが、規制緩和に伴う近隣地域への大型店進出をはじめ、通信・交通手段の発達等による購買行動の広域化に伴って市内での消費が減り、商店街は大幅な収入減等様々な課題に直面しています。

これに対して、各商店街では、イベントを開催する等活性化への取組がなされています。

また、生産者と消費者を直接つなぐ場として、直販店のほか定期開催型の日曜市、良心市があり、近隣都市からも買い物客を集めるほか、山間部では、移動販売も行われています。

基本的方向

商品を売り買いする場というだけでなく、地域コミュニティの中心的な役割を担うなど、商店街が持つ公共性を再評価するとともに、商工会や各地域の商業者が共同で実施する様々な企画の支援、空き店舗の活用、市民及び観光客をはじめ地域外の人々にもアピールする商品販売や商店街づくりを進め、消費需要の拡大を促進します。

商店街の活性化にあたっては、各商店街、商工会、店主・店員等による主体的な取組を促進するとともに、全市的なイベント開催、市内での購買呼びかけ等、商業まつり、同時開催イベント等、市全体での商業活性化の取組を支援します。

施策の内容

(1)魅力的な共同事業づくり

商業まつりや商店街における同時開催イベントを支援します。各商店街の共同事業においては、共通テーマによるイベント開催、商業者間の交流、児童・生徒・学生の商業体験等、商店街の振興や集客力の向上につながる事業を支援します。

(2)魅力ある商店街の形成

起業者を増やすことで空き店舗数を減少させ、レトロな雰囲気を活かした特徴ある商店街の景観づくりやイベントを開催します。商店での特産品の販売、農林業と連携した地産地消型の飲食メニューの提供等、観光客や市外からの買い物客にアピールする商品・商店づくりを支援します。

(3)高齢者等にやさしい商店街・買い物環境形成

商店街のユニバーサルデザイン化、宅配、移動商店、日中を過ごす居場所づくり、健康づくりや自立生活支援等、高齢化先進地の商店街モデルとしての様々な取組を支援します。

(4)キャッシュレス化の推進

商工会等と連携して事業所におけるキャッシュレス化を推進することで、決済方法の多様化による新たな顧客需要を取り込み、地域の活性化を図ります。

施策 40 新たな商工業の発展機会の創出

現状と課題

本市には産学官協働の拠点として高知工科大学があり、連携して商工業の発展機会の創出を図っていますが、いまだ連携が不足しています。

また、工業団地「高知テクノパーク」を分譲しており、企業誘致を推進しておりますが、残り3区画については分譲が滞っています。

近年の本市の商工業を全体でみると、事業所数、製品出荷額ともに減少傾向が続いており、中心市街地は高度成長期までにみられた勢いはありません。

基本的方向

新たな工業団地の整備計画を行うなど、立地環境を活かした企業誘致や、教育研究機関と連携した新産業育成を進めるほか、本市の産業を担う若者、専門的な人材が魅力を感じるような環境づくりを進め、新たな商工業の発展機会の創出を図ります。

施策の内容

(1)高知テクノパーク等への企業誘致の支援体制の確立

高知テクノパーク等への企業誘致については、県との合同企業訪問、現行の支援体制の継続を図るとともに、進出企業に対する奨励金制度等の支援策を実施します。

また、新たな産業団地の整備について計画や研究を行い、震災等を考慮した候補地を探す企業ニーズに応える体制を確立します。

(2)新産業育成、ベンチャー支援

高知工科大学や市内の事業所または市民が、地域資源の活用、地域ニーズへの対応等により、新しい製品やサービスを創り出そうとする時、施設・設備の確保（空き家・空き店舗の活用を含む）、積極的な情報提供・相談体制の確保（専門機関・人材の紹介、経営相談等）、異業種交流の機会づくり等を通じて新産業育成、起業支援を図ります。

政策 16 観光の振興

施策 41 観光魅力の発掘・再生・創造

現状と課題

本市を代表する観光地としては、龍河洞、やなせたかし記念館アンパンマンミュージアム、べふ峡があります。このほかにも、鏡野公園、轟の滝をはじめ、多くの自然資源、人文資源に恵まれ、美しい棚田や集落景観等の魅力もあります。

最近では、ふるさとの生活や産業を体験する観光振興等が図られつつありますが、魅力ある資源を十分に活かしきれていません。また、既存の観光地の活性化や、観光ルートのPR、情報提供等も不十分です。

基本的方向

今後も継続し、既存の観光地の魅力を再生するとともに、山、川、まち、ひとの魅力を、観光交流の視点から見直し、空港や高速道路のインターチェンジにも近い条件を活用して、広域から観光客が集まるような魅力ある観光地づくりを目指します。

その際、地域に根ざした観光交流の振興を基本とし、地域の住民や事業者、団体等が主体となって豊かな食材や自然を活かした体験型観光資源を発掘し、活用する活動を支援します。

また、観光地としてのコンセプト形成や資源・施設をつなぐ観光ルートの開発及び磨き上げ、観光情報の整備等を、民間団体等と協働で行います。

施策の内容

(1) 観光資源の発掘と再生

豊かな自然・文化・産業を観光交流に活用していくため、市民の参加・協力を得ながら市内の自然や文化の把握、観光交流客のニーズの把握を進めるとともに、体験型観光の推進等、新たな魅力の創造を図ります。

(2) 香美市観光のストーリー形成・顔づくり

既存の主要な観光地（龍河洞、やなせたかし記念館アンパンマンミュージアム、べふ峡等）だけでなく、豊かな自然と文化、多彩な教育・文化施設、あたたかな地域コミュニティが息づく環境そのものが本市の魅力であり、これらを結びつけて香美市観光のイメージ確立（ストーリー形成・顔づくり）を図り、効果的なPRを展開します。

施策 42 観光交流の受け皿づくり

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響を受けるまでは、龍河洞、やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムへの来訪者は、年間10万人を超えるなど、本市は県内でも観光交流客が多い地域となっており、近年は、台湾や香港を中心に外国人観光客も増加していました。しかしながら、県内外からマイカー等で訪れる日帰り客が多く、宿泊客の獲得が課題となっています。

本市でも、多様化・高度化する観光交流ニーズに対応し、龍河洞ややなせたかし記念館アンパンマンミュージアム等多彩な観光資源・施設や豊かな自然環境・産業環境等を活かし、地域の自然や文化にふれる滞在型の観光交流地域となることが求められます。

国土交通省が定めた「四国のみち」、ＪＲによる「アンパンマン列車」、山と海を結ぶ「土佐塩の道」、自然を活かした「サイクリングコース」等、本市を含む広域の観光のルートやプログラムが充実しつつある中で、構築された広域連携体制を活用していきます。

基本的方向

観光交流拠点の形成、体験の場や機会の充実、観光資源のネットワーク化等を通じ、滞在の仕組みを強化していきます。

そのため、観光地の地域住民と市、観光協会等が一体となる観光サービス、地域住民によるおもてなしの仕組みづくり、近隣市町村との連携による長期滞在型観光ゾーン形成に向けての共同的な取組の推進等、観光地づくりの体制を確立します。

主要な観光地においては、Wi-Fiをはじめとするサービスを充実させ、手軽に観光情報を収集、発信できる環境づくりを進めます。

施策の内容

(1)観光拠点の充実

主要な観光地は、外国人をはじめとする観光交流客のための快適な滞在拠点、地域住民の交流拠点として、体験観光の提供や飲食・特産品の販売、Wi-Fiの整備などにより、機能の充実を図ります。

(2)魅力的な体験・交流プログラムの開発

滞在型観光を推進し、リピーターを確保していくため、様々な体験・交流プログラムを開発し、効果的にPRしていきます。地域の魅力に深くふれる機能を提供するため、市民によるおもてなしを重視し、市民参加による交流やサービス提供の仕組みづくりを促進します。

(3)食や買い物の魅力づくり

観光協会、商工会及び地元団体等と連携し、観光振興に取り組むとともに、特産品の販路拡大を図ります。

(4)広域観光の推進

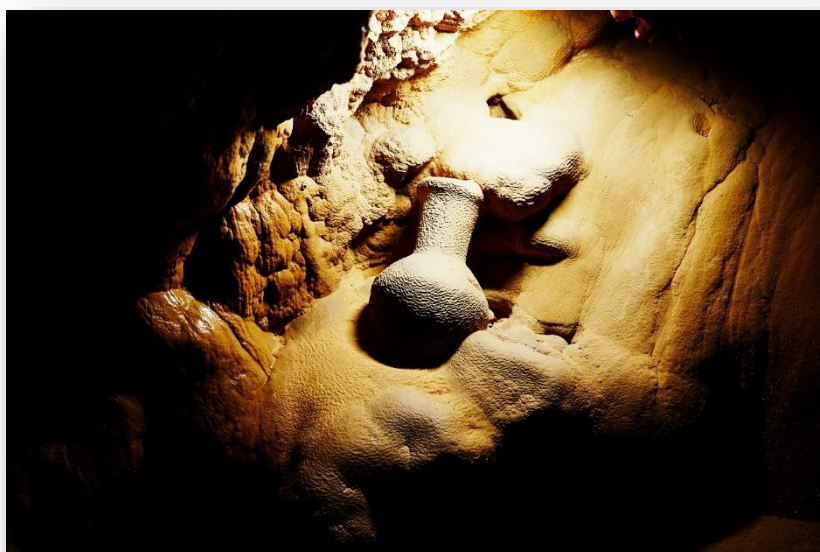
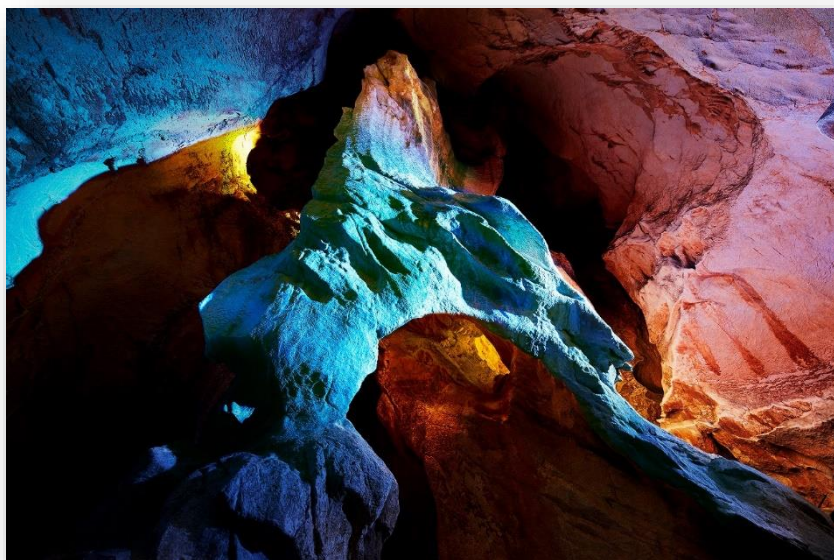
県外へのPRは、広いエリアをカバーする情報の提供が有効であり、広域連携による観光振興を推進していきます。

(5)観光協会機能の確立

観光協会の運営を行政主導型から民間主導型に切り替え、市内外の諸機関・団体との連携関係の強化を図り、企画力の向上、ガイド情報拠点の形成や旅行業免許の取得による旅行商品の開発等を推進します。

(6)宿泊施設の充実

宿泊事業者に対し、「新しい生活様式」や「社会構造の変化」を踏まえた観光客の受け入れ環境整備の展開等、新型コロナウイルス感染症収束後の観光消費の拡大に繋がる取組を支援し、地域観光の活性化につなげていきます。



施策 43 観光情報の充実

現状と課題

観光交流客の誘致や情報の発信については、ホームページや観光パンフレットによる情報提供、施設ごとのPRのほか、高知県及び（一社）物部川DMO協議会によるPRが主なものとなっています。

近年は、団体よりも個人や小グループによる旅行が増え、スマートフォンなどで現地で情報を入手し、自由に観光行動を展開するようになってきています。

同時に、体験学習、食観光等、より深く地域にふれようとする意識の高まりや、学習を目的とする交流の活発化等もみられ、多様なニーズに対応できるきめ細かな観光案内、観光情報の発信が必要になってきています。

基本的方向

「香美市いんふおめーしょん」や観光協会により多くの観光情報を収集し、魅力的な提供を図るため、市民や観光交流客が観光情報づくりに参加できる体制づくりを行います。

収集した情報は、魅力ある観光ルート・コースや観光プログラム等の整備に活かし、情報提供の充実を図る一方、パンフレットの作成、ホームページや広域連携組織等を活用したPR等、効果的な誘客戦略の展開を行います。

また、誰にでも分かりやすい情報提供システムの強化を図ります。

施策の内容

(1)観光情報の整備

市民や観光交流客の参加によって埋もれた観光資源を発掘し、観光情報の充実を図るとともに、提供する情報システムの構築を進めます。

(2)確実に届く情報提供の推進

観光案内所、地図、ガイドブック、ホームページ、市民(ボランティアガイド等)による案内、案内標識の設置等を総合的に進め、分かりやすく魅力的な観光情報の提供を図ります。また、広域連携組織による共同PR等、情報提供機会の拡充を推進します。なお、ホームページの活用については、他の分野とともに検討を進め、市の重要なPR窓口として内容等の充実を図ります。

政策 17 地域産業の振興と就業機会確保の総合的な推進

施策 44 各産業の連携による地域産業の魅力の増進

現状と課題

本市には、地域に根ざした農林業、製造業、高知工科大学との連携を進める高知テクノパークでの先端型産業等、様々な産業があります。しかし、広い市域において、これらの産業活動をめぐる地域間及び職業間等での交流は、いまだ十分でない状況にあります。

地域情報の把握を進め、様々な団体、事業所、人材が交流する場や機会の充実を図り、市内の産業が新たな活路を拓いていくことが求められます。

基本的方向

特産品開発や地産地消、様々な地域情報の提供等は、農林業、商工業、観光振興等の総合的な連携により一層の効果が期待できるものであり、産業間の連携を促進することにより複合的な魅力の増進を図ります。

そのため、香美市ブランドの特産品開発への支援等を進めます。これが地域産業の高度化、新たなビジネスチャンスの拡大につながり、就業機会の拡大に結びついていくよう図ります。

施策の内容

(1) 産業間の連携機会の拡充

産業間の連携を進めるための拠点形成や相互の情報交換等の活性化を図ります。また、地場産品等の販売ができる共同店舗の設立（地場産品直販施設整備）、全市的な産業まつり等を検討します。

(2) 香美市ブランドの確立とブランド商品の開発・販売支援

新しい市のアイデンティティ形成、市民意識の高揚、産業の共同的な販路獲得を狙い、行政・産業・市民の協働により、全ての産業分野を視野に入れた「香美市ブランド」を確立します。また、事業所や市民が香美市ブランド商品を開発・販売するための支援の在り方を検討します。

施策 45 多様な就業機会の確保

現状と課題

集落人口の流出に歯止めをかけ、また、団塊世代の生きがい確保、子育ての支援を進めるためには、多様な就業の場を確保していくことが重要です。

現在、高齢者、女性、障害者の就業機会の確保や求人と求職のミスマッチが課題となっています。本市においても、これに対する十分な対応策が求められます。

基本的方向

若者や団塊世代等の就業を確保するため、国、県等と連携を図りながら、地場産業の活性化対策、企業誘致や新しい商工業の発展機会の拡充を積極的に進め、人材育成、雇用機会の確保に力を入れます。

また、高齢者、障害者、育児・介護等に携わる市民がいきいきと働ける就業環境をつくるため、多様な就業機会の確保、柔軟な雇用制度の活用促進に努めます。

施策の内容

(1)多様な就業機会の確保

高齢者、障害者、育児・介護等に携わる市民が無理なく就業を継続・再開することができるよう、民間の団体・企業等に多様な働き方の確保*、育児・介護休業制度の運用促進等を働きかけていきます。

(2)職場体験学習等の受け入れ支援

小中学生に対しては、社会見学や職業体験プログラムの時間を取り入れる等、就業に対する意識の向上を図ります。

(3)関係団体との連携による雇用機会の確保

若者等の流出を防ぐため、県と連携しながら企業誘致を行うなど、魅力的な働く場の創出を図ります。また、商工会など関係団体と連携し、起業家に対する支援を行います。

(注) 多様な働き方の確保*：正規雇用者の時間短縮やフレックスタイム、テレワーク（在宅勤務）等の推進、パートタイマー、契約社員、派遣社員といった非正規雇用の導入促進、SOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）、NPO 等の新しい事業形態による雇用確保を広く指します。

本市の未来展望には、子供たちの健やかな育ちと市民が生涯学び続けるまちづくりが必須です。

子育て支援対策の充実を図り、香美市の自然や文化、教育・文化施設の多い教育環境などの資源を活用し、生涯を通じて「郷土を愛し未来を拓く人」を育てるまちづくりをすすめます。また、伝統を受け継ぎ、未来を描く地域文化の創造に取り組みます。

政策 18 子育て支援の充実

施策 46 保育サービスの充実

現状と課題

長時間保育、休日保育、病児・病後児保育、幼児教育等、保育所に求められるニーズは拡大し、多様化しています。

このような状況下、保育サービスの提供を行うためには保育士の確保が必須となりますが、保育士資格を持った求職者が少なく人材確保が困難な状態にあります。

また、現在、体調不良児対応型の病児保育を 2 園で実施していますが、病児対応型・病後児対応型・非施設型（訪問型）の病児保育については、実施に至っておりません。

基本的方向

長時間保育、0 歳児保育など保育サービスを継続していきます。

また、住民ニーズに即した保育サービスのあり方等を検討し、保育サービスの充実に努めます。

病児対応型・病後児対応型・非施設型（訪問型）の病児保育については、実施できる方法について検討します。

施策の内容

(1) 保育サービスの充実

あけぼの保育園での 12 時間保育や、あけぼの保育園・なかよし保育園・美良布保育園の 0 歳児保育では生後 2 カ月から受け入れるなどの保育サービスを行っています。引き続き、長時間保育や 0 歳児保育などの実施を継続し、住民ニーズにあった保育サービスの計画に努めます。

(2) 施設環境の整備

施設の維持管理を適宜実施するとともに、国の子ども・子育て新システムによる幼保一体化に施設が対応できるよう、住民ニーズを把握しながら、適切な整備を進めます。

また、老朽化している公立施設については建て替え等を行うとともに、ニーズに対応できるよう整備を行います。

施策 47 総合的な子育て支援体制の確立

現状と課題

少子化は深刻な社会問題であり、また、子どもや家庭を取り巻く環境も、核家族化や就労環境の変化、地域のつながりの希薄化など厳しい状況にあります。

このような状況下、行政はもとより、地域・住民・企業も含めて一体化した取組が求められています。

これまでも、保育サービスの充実、中学生以下の医療費の無料化、育児ストレスの解消、地元住民や高齢者との小学生や保育園児との交流等、様々な取組を行ってきました。

しかし、少子化に歯止めをかけるまでには至っておらず、現行の取組の継続的な実施とともに住民ニーズに対応した見直しも行い、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりをより一層行う必要があります。

また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労等に影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことも求められています。

基本的方向

「ともに支え合い、子どもの笑顔あふれる香美市」を目指して、「第2期香美市子ども・子育て支援事業計画」をもとに、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備していきます。また、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

施策の内容

(1) 子育てと仕事の両立支援

保育所機能の拡充を図るとともに、父親の育児参加、父親・母親の柔軟な働き方（育児休業、時間短縮、在宅勤務等）の促進等、ワーク・ライフ・バランスを含めた仕事の継続と子育ての両立支援を企業、地域、個人に呼びかけていきます。

(2) 地域の親子を育む支援

子育て支援センターを中心に親子で遊べるひろばや子育て講座、妊産婦支援や中高生の育児体験、一時預かりや子育て相談などの子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てに関する情報発信に努めます。

また、地域住民の協力を得て行う子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）により、子育て支援サークルや地域の支援団体・人材並びに関係機関との連携を強化し協働による推進体制づくりを目指し、地域で親子を育む子育て支援を推進します。

(3) 総合的な放課後児童対策の充実

放課後や土曜日の子どもたちの健全な育成を図るため、安全で健やかな居場所、遊び場を提供します。また、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等に取り組み、放課後児

童クラブや子ども教室の充実等、総合的な放課後児童対策を進めます。

(4)青少年の健全育成

青少年の見守り活動や、各組織との連携を通して青少年の居場所づくりを進めます。また、青少年の自主活動を支援し、まちづくりの中で活躍できる機会をつくる等、地域や関係機関と連携した活動に取り組みます。

(5)乳幼児及び児童医療の充実

中学生以下の子どもの医療費支援の継続等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子育てを支援します。

(6)子育て家庭への経済的支援

児童手当、児童扶養手当、就学援助等により、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、より充実した子育てが行えるよう支援していくとともに、支援制度を知らずに手当等を受けることができない家庭がないよう、広く周知を図っていきます。



政策 19 未来を拓く子どもの育成

施策 48 豊かな教育を支える環境の充実

現状と課題

本市では、小学校 8 校（内 1 校休校）、中学校 4 校（内 1 校休校）、保育所 9 園（内 2 園休校、1 園は委託）の体制で、学校教育と保育所を運営しています。

本市の小中学校の耐震化は、すべての小中学校において完了しましたので、今後は非構造部材等を定期的に点検し改修していくことで、安全で快適な施設環境の整備を進めていきます。

また、特別な支援を要する子どもをはじめ、一人ひとりの子どもに寄り添った教育の推進が求められるようになってきています。

就学前の教育については、国の子ども・子育て支援新制度による就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進がますます重要視されてきています。

基本的方向

小中学校施設は、地域の次代を担う子どもたちの学びの場であるとともに、災害時における避難場所でもあります。学校施設を子どもと地域を守る教育の拠点として位置づけ、安全で快適な施設づくりを確実に推進します。

就学前教育から大学教育までの各種機関や様々な文化的な施設のある教育環境は、本市の大きな特色でもあります。少子化が進む中、大学・研究機関・地域住民とも連携して充実した教育活動が展開できるまちづくりを推進します。

また、障害を理解し、共に育つ仲間づくりに努め、心豊かで力強く生きぬく児童生徒の育成に努めるため、特別支援教育の推進についても継続して取り組んでいきます。

学校関係者評価を継続して行い、各学校における教育力の向上や特色づくりに向け改善に努めていきます。

将来に向けては、幼保一体化の在り方も含め、本市の特性に立脚した教育の在り方を検討します。

施策の内容

(1) 幼保一体化の検討

幼保一体化については、住民ニーズ等を考慮して就学前教育と子育て支援のよりよい方向性を検討し、環境を整備していきます。

(2) 教育環境の整備

非構造部材等を定期的に点検し不良箇所を改修していくことで、児童生徒等の安全を守り、良好な教育環境の確保を図るとともに老朽施設の長寿命化に取り組みます。老朽施設の計画的な整備と空調機器や照明設備の整備を行うことで、児童生徒の教育環境の向上に努めます。

(3) 小中一貫教育の推進

各中学校区のグランドデザインに基づいた小中一貫教育を推進します。「香美市学びをつなぐ学校づくり研究会」を立ち上げ、①「教育目標の一貫性」 ②「児童生徒理解の一貫性」 ③「9年間を通じた教育課程の編成と学習指導の積み上げ」を軸とした円滑な9年間の学びを実現します。また、保育園、幼稚園、山田高等学校、山田特別支援学校、高知工科大学等との連携を図りながら、子どもの育ちの連続性を保障していきます。

(4)地域ぐるみの教育の推進

高知工科大学や地域の関係機関との連携を強化し、家庭や地域と連携する中で、地域社会がつながりながら教育活動を推進していきます。また、地域学校協働本部を効果的に進めながら、地域の学校としてのコミュニティ・スクールをさらに充実していくよう取組を推進していきます。

(5)学校関係者評価の実施

学校関係者評価を通じて、自己評価書の作成、外部評価書の作成、評価結果の公開等、各学校への支援や条件整備等の改善に努めます。

(6)特別支援教育の推進

障害を理解し、心豊かで強く生きぬく児童・生徒の育成を図り、共に育つ仲間づくりを目指します。関係諸機関との連携を図り、適正な教育相談や就学、進路指導の充実に努めます。

施策 49 個性を活かした就学前教育・学校教育の充実

現状と課題

本市では「学力向上」「基本的生活習慣の確立」「社会性の育成」を3本柱として取り組んでいます。中でも「学力向上」においては、学力調査や意識調査の実施、公開授業研修会等を通して授業改善に取り組んでいます。その結果、学力調査において小学校は全国平均正答率を上回る学力を維持しており、中学校は全国平均正答率には若干届かないものの改善傾向にあります。

また「社会性の育成」においても、教育資源（人・もの・こと）を活用しながら、子どもたちを育てていこうと、「よってたかって地域が育てる教育～香美市のキャリア教育～」の教育実践を進めています。

基本的方向

基礎学力の定着と学力向上、生きる力の育成に向け、幼児期から青少年期までの発達段階に応じた教育の充実に一層力を入れ、健やかな体と豊かな心の育成、また地域に根ざした特色のある教育の推進、国際理解教育の推進等、体験と交流による学習を重視していきます。

豊かな体験の機会の充実、基本的な生活習慣の確立に向けては、家庭や地域と連携し、就学前からの教育の充実に図るとともに、家庭や地域の教育力の再生向上等を図ります。

施策の内容

(1) 保育所における体験学習の充実

地域及び幅広い年代の方々との交流及び体験活動等の種類や内容を拡充して、就学前教育の充実に図ります。また、公立の文化施設と連携して情操を育む教育を充実させます。

(2) 生活習慣の確立の推進

食育の推進や生活リズムの確立を図るため、引き続き、生活実態調査を実施し、家庭が中心となって子どもの生活習慣を見直すことを広く市民に提案していきます。また、全般的に児童・生徒の体力が低下傾向にあることに対応し、体力づくりに努めます。

保育所においても、集団生活の中で、学校生活につながるような基本的生活習慣を身につけていくことができるよう指導していきます。

(3) 基礎学力の確実な向上

高知工科大学との連携による「香美市教育・子育て長期調査」において、各種調査結果等を関連させ、集団及び個人の伸びを構造的に分析すること、また指定事業等を活用した研究成果の共有等を行うことで、児童・生徒の学力向上に努めます。

また、これから求められる教育の実現を目指し、国際バカロレア教育を香北中学校区（大宮小・香北中）に導入します。両校をモデル校に指定し、教育実践を広く市内学校に発信することで、市内全体の教育力の向上を目指します。

(4) 国際理解教育の推進

海外との交流、小中学校におけるALT（外国語指導助手）等による英語教育の進展、高知

工科大学留学生との交流、保育園児の異文化交流等により一層の充実を図るとともに、外国語を通して世界とつながる喜びや重要性が実感できるような取組を推進していきます。

(5)豊かな心の教育の推進

自らを大切にしながら、他者との共生を喜ぶ思いやりのある子どもを育成します。コミュニティスクールや地域学校協働活動を充実させ、開かれた教育課程の実践を通して、地域の自然や文化に親しみ、地域の人々との交流を深める中でいのちを大切にし、ふるさとを愛する心を育てます。

(6)特色ある教育活動の充実を目指した特認校制度の推進

特色ある教育活動をさらに充実させるとともに、児童減少による教育活動の縮小・制限を緩和させるため、通学区域の制限を外し、入学（転学）を認める特認校制度の導入を進めます。

豊かな自然環境と特色ある教育環境のもと、地域との交流や出会いを大切にしながら、心身の健やかな成長を図り、豊かな人間性を培う教育実践を行っていきます。



施策 50 青少年を育む地域づくり

現状と課題

本市の子どもたちは、スポーツ少年団に所属したり、地域の諸行事に参加して、地域で子どもたちを育む土壌が培われ、地域に支えられながら成長しています。

しかし、生活の都市化、家庭や地域における人間関係の希薄化等により、子どもの地域とかかわる機会が減少し、また、厳しい社会情勢を反映して家庭や地域の教育力が低下していることも否めません。

規範意識の低下、インターネットの利用環境の急速な変化等により、犯罪が増加する傾向にある社会の中で、青少年・子どもが様々な危険にさらされることへの不安も高まっています。

基本的方向

少子・高齢化、核家族化、情報化社会の急激な変化の中で、有害図書やインターネット、スマートフォンの普及により、SNS に起因する犯罪被害、誹謗中傷など青少年の健全育成を阻害する要因を、学校や家庭だけではなく地域社会の問題として捉え、学校・家庭・地域が連携を強めながら「地域の子どもは地域で育てる」という意識を高め、地域ぐるみでの健全育成を進めます。

子どもたちが、地域の中で活躍することを通じて自信と夢を育んでいくことができるよう様々な参加や自主活動の機会を確保するとともに、安全の見守り等に地域が力を発揮していくことができるまちづくりを進めます。

施策の内容

(1) 青少年を育む地域づくり

地域でのネットワークづくりを進め、青少年に係る関係機関の情報交換等を通し、連携して安心・安全の地域づくりに取り組みます。

(2) 青少年の自主活動支援

豊かな人間形成に向け、スポーツ少年団や子ども会の充実を図り、様々な体験活動を活性化し、香美市子ども連合会と連携し、市の行事やイベントに多くの子どもが参加しやすいように個別の行事ごとに取り組みます。また、青少年が自ら主体的に行うサークル活動やボランティア活動の支援、活動のリーダー育成等を充実させます。指導体制や活動場所の確保等については、生涯学習・生涯スポーツ団体や人材バンク、社会福祉協議会や自治会・町内会、学校等と連携し、地域住民の理解と協力を得ながら進めます。

(3) 青少年・子どもの安全・安心の見守り

子ども見守り隊の活動やボランティア活動を充実し、地域で子どもを見守る環境の醸成に取り組みます。また、インターネット環境等の普及による、青少年の有害情報の閲覧や犯罪防止に、警察等関係機関と連携して取り組みます。

政策 20 心豊かな生涯学習・生涯スポーツ活動の振興

施策 51 生涯学習活動の魅力向上

現状と課題

市主催の事業、講座・講演会は数多くあり、様々な学習機会を提供していますが、参加者が増加傾向にある事業がある一方で、減少傾向にある事業もあります。

高知工科大学コミュニティサービスラーニング (CSL) を活用し、香美市子ども教室 (科学教室) では学生の支援を受けるなど、大学との連携が図られています。

事業の実施体制としては、行政が主催する事業もありますが、市民 (文化協会会員) が企画・運営を行っている事業も増えてきています。

また、各地区公民館 (12 地区公民館) でも各種教室やサークル活動が活発に開催され、定期的に館長・主事会を開催し情報交換していますが、人口減少により活動の頻度にばらつきがあります。

図書館においては、施設整備による機能の充実により、情報発信と市民の交流や学習意欲の向上をさらにすすめるなど、これらを通して市民が主体的に文化の伝承や創造、まちづくりの活性化などに参画できる取組へつなげていくことが重要です。また、図書館が市民のサードプレイス*となるよう、居心地の良い空間を提供します。

基本的方向

地域で実施する各種教室や講演会、催し物等は、内容等を地域住民の利便性と市内地域間の交流促進を考慮し、事業の体系化・総合化を図るとともに、高知工科大学の公開講座の活用やそれぞれの地域に根づいた特色ある文化・伝統・行事等を守り、支える人材・組織等との連携・交流を図り、地域の力を活かした心豊かなまちづくりを目指します。

これらを進めるにあたっては、市民の学習ニーズの把握や企画・運営への積極的な参加を促進するとともに、各種教育機関や文化団体等との連携を深めていきます。

地域の持続的発展に向けて、市民誰もが参画し、生涯学び、活躍できる体制づくりを目指します。

施策の内容

(1)生涯学習事業の充実

教育委員会、中央公民館、地区公民館、図書館、美術館等で実施している各種の事業について、市民のニーズに即した事業展開を行うため、既存事業の統廃合と事業の新設を積極的に推進します。香美市音楽祭の開催、美術館の企画展、図書館サービスの多様化についても検討します。

(2)生涯学習活動のまちづくりへの活用体制づくり

生涯学習フォーラム等を通じて、学習や交流の場を設け、各地域や団体の取組を紹介するこ

とで、多くの市民がそれぞれのニーズにあった学習機会を得られるよう支援します。

また、中央公民館と地区公民館との連携を強め、交流を促進します。様々な生涯学習活動が、地域文化の創造、郷土意識の高揚、地域コミュニティの活性化等に結びついていくよう図ります。

(3)市民による主体的な運営体制の確立

市民による主体的な企画・運営を促進し、行政は必要な支援を行う体制を整えていきます。そのため、既存事業の状況、市民の生涯学習ニーズ、担い手となる人材や団体を把握して情報を整備するとともに、市民を主体とする推進組織の確立を図ります。また、芸術祭等の運営への積極的な市民の参加を促進します。

(4)各種教育機関、社会福祉施設等との連携

生涯学習推進のため、市内保育所・幼稚園、市内小中学校、県立高等学校・山田特別支援学校、高知工科大学等の各種教育機関や社会福祉施設等との連携を図ります。

(5)市民の探究の場となる新図書館

令和4年度に開館予定の新図書館は、施設の機能を十分に発揮し、生涯を通して豊か学びの場となるよう環境整備をします。また、「知の拠点」「交流の場」「発信の場」の3つのコンセプトを具体化するため、地域を支える情報拠点として市民の文化活動を充実させるサービスを提供します。

(注) サードプレイス※：アメリカの社会学者であるレイ・オルデンバークが提唱。「第三の場所」を意味し、自宅や学校、職場とは別のコミュニティの核となる居心地の良い場所のこと。



完成イメージ

施策 52 生涯スポーツ活動の魅力向上

現状と課題

スポーツ活動は、市民の健康づくりや介護予防、地域間の交流や世代間のふれあい等からみても、その重要性が注目されています。

本市では、行政主催のスポーツ教室や大会についても、各種活動団体の意向を考慮し、市民と協働で企画・運営する等、市民主体のスポーツ振興を目指しています。

しかし、全市的に行われているスポーツ活動について、大会への参加チームや選手の固定化がみられ、市民の多くが参加していないのが現状です。

日頃運動をしていない方にスポーツの魅力を伝え、生涯スポーツ活動を継続してもらうことが課題となっています。

基本的方向

スポーツ人口の増加を目指し、魅力ある大会づくりやスポーツ施設の開放を推進します。

また、スポーツ関係団体と連携して大会やイベントを開催することにより、幅広い年齢層へのスポーツ活動の普及や多くの市民が参加する豊かなスポーツ活動を目指し、スポーツ推進委員と協力しながら市民による主体的な取組を促進します。

施策の内容

(1) スポーツ活動への参加機会の拡充

これまで実施してきたスポーツ教室等の継続を図るとともに、新しい競技種目にふれる機会づくり、健康づくり事業等と連携した軽スポーツを振興する等、多彩で魅力ある生涯スポーツ事業を推進し、より多くの市民がスポーツ活動に参加するよう機会拡充を図ります。

(2) スポーツ活動を通じた交流機会の拡大

生涯スポーツの振興と市内外の地域間交流の拡充を狙い、各種競技会や大会の充実及びニュースポーツへの取組を図ります。

施策 53 気軽に参加できる環境の充実

現状と課題

生涯学習や生涯スポーツ活動に関する情報は、市の広報・ホームページ・チラシ・公民館や関係団体等を通じて提供しています。市民が「いつでも、だれでも、どこでも」取り組むことができる生涯学習の環境づくり、自分に合ったスポーツ活動を選択・継続できる生涯スポーツの環境づくりを進めるためには一層の工夫が必要です。

市民の生涯学習・生涯スポーツ活動ニーズは、個別化・高度化してきています。これに対応するため、各講座、指導者、グループ・サークル活動等の情報を整理し、指導人材の充実を図るとともに、人材バンク「まちの先生」を活用・受講した市民が独立し、主体的なサークル活動へと発展させていくことが重要となってきました。

生涯学習・生涯スポーツ活動の活発化に伴い、施設数に対して利用希望が多い状況にあり、市の文化施設や体育施設の利用予約・貸出等は、利用者が利用申請をスムーズに行えることが今後の課題となっています。

基本的方向

市民が生涯学習・生涯スポーツへ気軽に参加できるよう、関連施設の周知を図るとともに、予約システムの提供による生涯学習施設の円滑な利用を促進します。

また、関係機関との連携を密にして情報を整備し、インターネットや防災無線等も活用する等、一層の周知を図ります。

市民の主体的な参加を進めるため、事業の企画・立案と運営、参加募集等、様々な段階における市民の参加や協働事業の推進を図ります。

施策の内容

(1)生涯学習・生涯スポーツ施設の有効活用

施設の老朽化等に伴う施設整備を計画的に進めるとともに、施設を有効に活用し、市民が主体的に取り組み、参加できる環境づくりに努めます。

(2)生涯学習関連の情報提供システム整備の検討

各種事業、講演会等の内容については、ホームページを随時更新して情報提供を行っています。

施設予約システムは自宅等で空き状況を確認し、予約を完了出来るようにすることで、利用者の利便性を向上させ、新規利用の増加につなげるようにします。

(3)人材バンクの充実

住民の協力を得ながら人材の掘り起こしを進め、データベース化を図るとともに、広報等による周知を行い、多彩な人材が地域や学校で活躍する機会の拡充を図ります。

政策 21 人権尊重の地域づくりの推進

施策 54 人権教育・啓発等の推進

現状と課題

国連では、「人権教育のための国連 10 年」（平成 7 年～平成 16 年）を機に、新たに「人権教育のための世界計画」が採択され、「第 4 フェーズ行動計画」（令和 2 年～令和 6 年）に基づいた取り組みが行われています。国では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立して「国内行動計画」が策定され、県では「高知県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、平成 31 年 3 月に「高知県人権施策基本方針」第 2 次改定版が策定されました。

本市では平成 31 年 3 月に「第 2 期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画」を策定し、人権教育・人権啓発の基本的な方向性を明らかにするとともに具体的な取り組みを定めて人権意識の向上に努めていますが、人権をめぐる課題はまだ多く残っています。

基本的方向

国内外で様々な人権に関する施策が進められてきましたが、人権に関する問題は多様化しており、新たな課題が出てきています。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等に基づき、関連計画と連携した人権教育・啓発に関する施策を推進し、様々な人権に関する課題について、行政と市民が一体となって取り組み、市民一人ひとりの尊厳が守られる社会の実現を目指します。

施策の内容

(1) 人権教育、人権啓発等の推進

就学前教育、学校教育、社会教育、企業等のあらゆる分野や機会において、人権に関する学習機会の提供（講演会、研修会、学習会、人権教室等の開催）、指導者の育成（講演会、研修会、学習会、研究大会等への参加）等の事業を推進するとともに、人権広報『あけぼの』の発行、広報香美やホームページへの掲載等を通じて市民への人権意識啓発を図ります。また市民が自らのこととして取り組めるよう、自主的な学習や交流を支援する等、市民主体の活動展開を促進します。

施策 55 男女共同参画社会に向けた体制の確立

現状と課題

男女共同参画社会に向けた取組は、これまでも行政、学校、職場、地域等で進められ意識づくり等で一定の成果は上がりつつありますが、女性の社会進出が進んできても、家事や仕事に対する負担感や満足感には男女間で感じ方に格差がある等、いまだに課題の解決が必要な状況です。

また、DV その他の人権侵害等の様々な相談については、必要に応じて関係機関と連携して対応していますが、複雑化する相談内容に対して、十分な対応が困難な面もあります。

基本的方向

2015 年の国連サミットで採択された国際目標 SDGs において『ジェンダー平等を実現しよう』と提唱されており、国際社会の取組との協調の観点から、ジェンダー平等の推進は大きな課題の一つです。

男女がお互いの人権を尊重しつつ、個性と能力を発揮し、自分らしくいきいきと豊かに生きることのできる社会の実現を目指し、多岐にわたる問題等に対応できる相談体制の充実を促進します。

また、家庭・地域の生活の中での慣行や地域活動の場での「性別による役割分担」により片方の性だけに負担が偏ることのないよう、個人としての尊厳が重んじられるよう、男女が共に助け合って参画できるよう慣行等の見直しを図ります。

施策の内容

(1)男女共同参画事業の推進

男女共同参画推進プランの改訂、学習機会の提供（講演会、学習会の開催等）、指導者の育成（研修会・学習会の開催、参加等）、女性の様々な場面での参画比率の向上促進、広報誌を活用した意識づくり等を進めます。

(2)相談体制の充実

相談対応とともに、多岐にわたる相談等に対応できる体制を促進するため、関係機関との連携ネットワーク形成を進めます。各種相談窓口、支援機関は広報等で知らせ、確実に情報が届くよう図ります。

政策 22 地域文化の保護・継承と創造

施策 56 文化財保護の推進

現状と課題

本市は、有形・無形の文化財が豊富にあり、指定文化財は、現在国指定 5 件、国登録 13 件、県指定 13 件、市指定 51 件と、合計で 82 件にのぼります。

指定以外の文化財の状態を把握することも重要であり、市内の文化財について総合的な調査を進めることが求められます。

市民が文化財にふれる機会としては、講演及びフィールドワークを不定期に実施しているほか、国指定無形民俗文化財の「いざなぎ流舞神楽」の伝承教室事業の支援及び県指定無形民俗文化財の「大川上美良布神社の御神幸」実施への補助を行っています^が、情報発信が課題となっています。

さらに、有形・無形を問わず、過疎化・少子高齢化の進行により、文化財や地域の伝統芸能・伝承等の減失や散逸等の防止は喫緊の課題となっています。

基本的方向

本市の文化を保全し、その価値を未来へと継承し、市民の誇りや郷土意識を育むためにも、文化財の計画的な保存・整理を進めます。

龍河洞、いざなぎ流御祈祷、大川上美良布神社社殿等の指定文化財はもとより、文化財指定されていない巨木や稀少な動植物、遺跡、文書、民俗資料、民家等の状況を把握し、貴重な文化遺産の保護・活用に関する諸施策について「香美市文化財保護審議会」で協議し、保護計画を策定します。

文化財の保護・整備については、必要に応じて管理者・所有者から協力と理解を得ながら適切な保全・活用を促進します。

今後は、活用について更に推し進めていく必要があり、地域住民が文化財にふれる機会を増やして理解を深めることができるよう、講演や市民の生涯学習としてのワークショップ及びフィールドワーク事業を実施します。

施策の内容

(1) 地域の各種資源等の調査

指定・未指定、有形・無形を問わず、地域に足を運び、地元住民が有する情報の収集や意識・意向の把握に努めます。失われつつある文化財等の記録をし、リスト化等を行います。また、地域の各種資源等の継承、保存活動を支援します。

(2) 情報発信・保存

地域に根差した保存活動を啓発するため、文化財等の情報を地域へ発信していきます。また、文化財等の保存活動が適切に行われるよう支援します。

(3) 市史の編纂

地域の文化財の価値づけやリスト化を行い、市史編纂の基礎資料とします。

施策 57 伝統文化の継承、育成

現状と課題

本市には、地域文化として無形民俗文化財の「いざなぎ流御祈祷」や、大川上美良布神社「神幸」等があります。

保存・伝承活動としては、いざなぎ流神楽保存会やおなばれ保存会、史談会等が自主的に研究や発表、調査見学等を行っています。また、地域の小中高生が部活動等で年間14回程度「いざなぎ流舞神楽」を練習し、公開しています。

しかし、これら地域文化の担い手は、不足してきており、育成が課題となっています。

基本的方向

地域住民の伝統行事への積極的な参加や地域文化の継承、世代間交流の促進、伝統文化の担い手の育成を図ります。

また、地域に現存する資料（古文書・公文書等）の整理と分類を行います。

公民館活動と連携し、地域に残る伝統文化に関する情報を集め、記録します。

施策の内容

(1) 伝統文化のデジタルアーカイブ化*

記録して未来へと伝えていくとともに、広く市内外に紹介するため、デジタルアーカイブ化を推進します。

(2) 伝統文化にふれる機会の充実

継承する団体を育成し、発表の機会をつくれます。また、多くの体験の機会をつくり、体験学習の拡充を図ります。

(注) デジタルアーカイブ化※ 有形・無形の文化資源等を、デジタル化して保存等を行うこと。デジタル化することによって、文化資源等の修復・公開や、ネットワーク等を通じた利用も容易となります。資料を精緻に電子化することにより、オリジナル資料へのアクセスの必要性を減らすことができるため、将来的にも資料の傷みを最小限にすることが可能になります。

施策 58 芸術・芸能・文化等の振興

現状と課題

市民の文化芸術への関心は高く、文化サークル約 60 団体が活発な活動をしています。

また、市立美術館、やなせたかし記念館アンパンマンミュージアム、吉井勇記念館をはじめ、個性ある文化施設が点在し、芸術文化、文芸等で功績を残す人材の足跡も多く残されています。

現在、市内の文化施設において、音響設備、舞台照明と収容設備を備えた施設が老朽化しており、市民が活動を発表する場や環境の整備とともに、文化・芸術の担い手の高齢化による継承者不足が課題となっています。

美術館においては、市内の保育園、小学校へ美術制作及び鑑賞教育の提案等を行っていますが、美術館での鑑賞は若者の減少傾向がみられます。若い世代に美術と触れあい制作する楽しさを広げることが必要です。

基本的方向

心豊かな生活を送るうえで重要なものとなっている芸術文化の振興のため、市民のニーズを反映した事業を目指し、各種サークルや関係部署との連携や協議を図り、市民の学びと文化的な活動を推進しながら、活躍する場とふれあう機会を拡充します。

施策の内容

(1) 芸術・芸能・文化にふれる機会の拡充

香美市芸術祭（文化展、芸能大会等）を充実させ、市民が気軽に芸術文化にふれ、参加できる体制をつくります。また、音楽祭についても開催を検討します。

(2) 文化的な活動の推進

グループ・サークル活動の情報提供を行うとともに、文化協会との連携を強化し、市民が気軽に参加できるような活動の場、発表の場を設けます。また、担い手不足などにより消滅が危惧される文化・芸術を記録・保存し、地域に残すとともに発信していく活動を支援していきます。

(3) 文化施設の活用

絵画等の芸術鑑賞など、芸術・文化に触れる機会や市民の交流の場を提供します。また、施設の拡充を図るとともに施設相互に連携した企画などで、施設活用の機会を増やすとともに、各施設の整備は、優先順位や費用対効果等を考慮しながら進めます。

新しく建設される新図書館においては、蔵書を大幅に増やして市民の読書活動を通じた生涯学習を支援するとともに、ホール等を活用して活発な情報発信や地域活動が行われるよう支援していきます。

持続的発展を支える力強いまちづくりの体制と、効率的かつ柔軟・有効な行財政システムを確立するとともに、市民主体の地域づくりを支援しつつ、市民と共に歩むまちづくりを推進します。

政策 23 合理的、効率的行財政運営の推進

施策 59 合理的、効率的な行政サービスの推進

現状と課題

平成 30 年 4 月に「第 3 次香美市行政改革大綱」を策定し、自主的・主体的な行政改革を推進し、将来にわたり、市民のニーズに沿うことのできる安定した自治体運営を行うため、自主財源の確保のため徴収率向上に向け取り組んできました。

本市をとりまく財政状況は、急速に進行する人口減少や少子高齢化による地方交付税や市税収入への影響に加え、合併優遇措置の終了による普通交付税の減少により、依然として厳しい状況が続きます。一方で、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟に对应していくことが求められており、将来にわたって持続可能な行財政運営を進めていくための行政改革を実施していく必要があります。

また、国・県から市町村への権限移譲が進む中、各計画の進捗や効果等を管理する行政評価システムの確立等を進めるとともに各事務事業の見直し、広域行政への取組の推進などにより合理的・効率的な行政サービスの充実に努めることが課題となっています。

基本的方向

高度化・多様化する市民のニーズを的確に把握しながら、最小の経費で最大の効果を目指すことはもとより、行政情報の共有化を進め情報発信に努めます。また行政と市民の役割分担を明確にしながらか協働の仕組みを整える等、分権時代にふさわしい簡素で効率的・効果的な行財政運営を目指します。

施策の内容

(1) 支所機能の充実

支所は地域の身近な行政窓口としてサービスの向上、地域振興に努めるとともに、大規模災害時には防災の拠点として体制強化を図ります。

(2) 自治体業務の ICT 化の推進

行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる

向上に繋げていきます。

(3)健全な財政運営の推進

限られた財源を有効的に活用し、最小の予算で最大の住民福祉を目指すため、市民ニーズに沿った重要度・緊急度の高い事業を最優先し、重点的に予算を配分していきます。

(4)行政改革の推進

第3次香美市行政改革大綱に基づき、市民の視点で市民との繋がりを大切にしながら、職員自らが目標、改善意欲を常に持ち、多様化する市民ニーズに的確に応えられるよう能力の向上と意識改革を進めます。



施策 60 広域行政の推進

現状と課題

人口減少社会に的確に対応していくため、核となる高知市と近隣市町村による連携のプラットフォームとして進められている連携中枢都市圏の形成については、一定進捗した段階にあります。

広域的な産業政策、観光振興、災害対策など、比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられていますが、今後は、施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用によるファミリー・サポート・センターの広域連携や防災リーダー育成事業、広域的交通網の構築など、合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていく必要があります。

基本的方向

本市においては、県内の自治体と連携し、住民の生活機能の確保、地域の活性化・経済成長、災害への対応、地域社会を支える次世代の人材の育成、さらには、森林や農地の保全、持続可能な都市構造への転換、技術やデータを活用した地域のスマート化の実現などのまちづくり等に広域的に取り組んでいく必要があります。

また、インフラの老朽化、利用者の減少に伴う維持管理コストの増大や、技術職員、ICT 人材等の専門人材の不足の深刻化に対応し、他の自治体と連携し、施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用の取組を図ります。

施策の内容

(1) れんけいこうち広域都市圏の推進

れんけいこうち広域都市圏の枠組みで、高知市が県内全市町村と連携して、そのマーケット機能や人やモノのハブ機能を活かした取組や、全国への情報発信を積極的に推進します。



政策 24 行政職員の資質向上と適正配置

施策 61 行政職員の資質向上

現状と課題

本市は、町村合併により人口 3 万人規模のまちとして、広い市域の中にある生活と産業の多様性と活力を維持しつつ、国・県からの市町村への権限移譲、職員体制の合理化等に対応していく必要があります。

行政需要は、一層増加、複雑化していく傾向にあります。一人ひとりの行政職員には、これまで以上に広域的・総合的な視野と自覚、的確で確実な業務遂行力、コミュニケーション力、課題解決の力が求められています。

また、オンライン研修等、社会情勢に対応できる研修体制を整備する必要があります。

基本的方向

国・県及び外部機関が行う職員研修等への参画を推進するとともに、庁内の研修や、職員による自己研鑽等を推進します。また、県との人事交流等を通じた人材育成も重視していきます。

施策の内容

(1)職員研修の推進

市町村職員の研修等を行う「こうち人づくり広域連合」等の活用を図ります。また、庁内の研修会の質の向上（参画者評価の実施等）、各種研修（オンライン研修等）・講習会情報の共有化、業務遂行を通じた人材育成等、職員及び職員間による自己研鑽の促進を図ります。

(2)人事交流の推進

国・県との人事交流を推進して、人材育成を図ります。

施策 62 適正な職員配置の推進

現状と課題

本市では、厳しい財政状況と多様・複雑化する市民ニーズに柔軟に対応し、市民本位の行財政運営を行なうため「第3次香美市行政改革大綱・実施計画（集中改革プラン）」を実施しています。

引き続き、組織全体の合理化・効率化を図るとともに、職員の意識改革と人材の育成、人事評価による適正な職員配置などが、ますます重要となっています。

基本的方向

「第3次香美市行政改革大綱・実施計画（集中改革プラン）」に基づき、スリムで効果的な人事体制を構築します。

複雑・多様化する行政需要に対応するためには、専門職員等を養成・確保するとともに、各施策の横断的な取組を進めるため、重要課題について総合的・横断的に検討できるプロジェクトチーム制度の導入を進めます。

施策の内容

(1) 適正な職員配置の推進

「第3次香美市行政改革実施計画」及び「香美市職員定員適正化計画」に基づき、合理的な職員配置を進めるとともに、市民の相談対応や各種事業を適切に推進するために必要な体制づくりに努めます。

(2) 専門職員等の確保

国・県からの権限移譲等に対応した専門職員の確保を進めます。また、高度化する社会問題や新しい課題に対応していくため、多様な契約形態の運用、外部との連携等により、専門的な人材を確保していきます。

(3) プロジェクトチーム制度の活用

各課横断的な施策については、総合的な視野を持って遂行出来るようにプロジェクトチームを編制して推進します。

政策 25 市民と共に歩むまちづくりの推進

施策 63 市民の参画機会の拡充

現状と課題

地方分権が進む中で、行政主導のまちづくりから、市民と行政がそれぞれの役割を認識し、相互に補完しながらおこなう「協働」のまちづくりへの転換が重要な課題となっています。

本市では、令和元年に香美市協働のまちづくり条例を制定し、市民と市の協働のまちづくりに関し基本的な事項を定めることにより、まちづくり活動への市民の参画を促進し、住民自治の実現を図っています。

また、市内全域の自治会長が参加する行政連絡会の開催やパブリックコメント（市民意見聴取）制度、審議会等の委員の公募など、市民参画への制度化も進めてきました。

併せて、より分かりやすい情報発信を行うため、広報誌やホームページ、情報公開制度の充実を進めています。

基本的方向

本市は、市民との関係を大切にしながらまちづくりを進めてきました。今後ともこの姿勢を大事に、情報共有、参画システムの確立を図ります。

市政に関する情報を積極的に、分かりやすく市民に提供し、市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めます。

地域との連絡連携については、行政連絡会の開催に加え、支所窓口を活用する等、顔の見えるコミュニケーションを重視します。

施策の内容

(1)情報公開による情報の共有化

広報やホームページ、SNS 等を利用して情報を積極的に提供します。利用者の視点に立った内容へのリニューアルも含め、情報配信等、合理的で確実な伝達方法を検討・導入していきます。

(2)市民参画機会の促進

市民の参画を促進するために、行政計画等の策定や評価にあたっては、審議会・各種委員会への市民の参画を原則化します。

また、重要な施策等については、各種委員会や、ワークショップ、懇談会等の広聴の場を設けたり、パブリックコメント（市民意見聴取）を行う等、行政と市民とが協働でチェックできる機会を拡充します。

(3)協働のまちづくりの推進

地域や市民による主体的なまちづくり活動を促進するため、香美市協働推進計画を策定します。

施策 64 地域や市民が主体となったまちづくり活動への支援

現状と課題

本市では、地縁的なコミュニティが、市民のまちづくりに参加する最も基本的な場となりますが、少子高齢化や地域産業の衰退等による人口減により、コミュニティ活動が難しくなっています。

一方、生涯学習、生涯スポーツ活動等を通じて市民同士が交流する機会は拡充してきています。

市民ニーズや地域の課題は多様化、複雑化しており、これまでの画一的な行政サービスでは地域課題への対応が難しくなりつつあるため、より多くの市民と行政が協働し、その感性や経験をまちづくりに活かすことができる環境整備をおこなっていくことが必要となります。

基本的方向

地域や市民の自主的なまちづくりや課題解決を、効率的・効果的に推進するため、市民と行政が連携しながら、地域の個性を活かしたまちづくりを進めていきます。

また、市民と行政の協働による地域づくりを、市全体として一体的に実現していくため、様々な活動を通じて、地域間の相互理解の促進、市民としての新たな参加意識の高揚を図ります。

施策の内容

(1) まちづくり活動支援体制の確立

地域や市民による主体的なまちづくり活動を促進するため、香美市の補助金制度を広報誌等で周知し、有効な支援策を検討して運用していきます。

そのため、市民活動の実態と支援ニーズを把握するとともに、市民と行政の協働を推進するための体制（協議体制）を確立します。

(2) 市民による多様な活動の促進

自治会・町内会と連携して、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず誰もが参加しやすい地域づくりを図り、文化・スポーツ団体等とも連携して、生涯学習、生涯スポーツ活動や様々なイベントの機会を捉えたまちづくり意識の醸成、全市レベルの大会開催等、無理なく、楽しくまちづくりに参加できる環境づくりを進めます。

政策 26 高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進

施策 65 地域交流拠点としての充実

現状と課題

高知工科大学を中心とした一定の範囲を産学連携・研究学園交流エリアと位置付けています。また、学生による地域活動やイベントへの参画は地域に活力を与え、地域活性化に貢献しています。

今後も、高知工科大学生の地域活動への参画を支援し、地域活性化を推進し、大学のある魅力のある街として、交流人口の拡大を促進していく必要があります。

基本的方向

大学が立地する特性を生かしたまちづくりを進めるために、高知工科大学を中心とした一定の範囲を産学連携・研究学園交流エリアと位置付け、取組を進めます。

地域活動において、高知工科大学生と地域住民との交流を進めることにより、地域の活性化や交流・定住人口の増加につなげていきます。

施策の内容

(1)研究学園交流拠点としての充実

地域産業の発展、技術革新に向けた研究開発を促進するとともに、学生による地域貢献、活性化活動に対する取組を支援します。

(2)香美市・高知工科大学連携協議会の充実

今後も高知工科大学との連携を行うとともに一層の充実を図ります。

(3)地域活動での学生との協働推進

地域活動については、高知工科大学生との交流を推進し、地域の活性化のため学生の実施する地域活動を支援します。

施策 66 地域産業振興の連携

現状と課題

人口減少に伴う課題の克服に向け、地方への人材還流を進める取組を行い、人材確保を図っていくためにも、産・学・官・民の連携の強化が求められています。

高知工科大学との連携協定に基づく協働事業の実施など、知の拠点となる大学が持つ知的資源を経済活動に結び付け、産業の活性化につなげていく必要があります。

国・県の伝統的工芸品・特産品の指定を受けている土佐打刃物やフラフ製造は、本市を代表する伝統産業として現在に継承されています。しかし、社会情勢の変化による需要の減少や後継者の不足といった問題を抱えています。

また、ほかにも特色ある農林産物や酒造等、様々なものづくり産業もありますが、それぞれに課題を抱えています。

本市の地場産業のPRや観光と結びつけた産業振興で、市内の産業が新たな活路を拓いていくためには、地域情報の把握はもとより、高知工科大学を含めた様々な人や団体、事業所等が交流し、情報交換を行うことができる場や、機会の充実を図ることが必要となります。

基本的方向

新たな雇用を創出するためには、市外からの企業誘致と併せて、創業の促進や地元企業の新たな事業展開の支援も必要となっています。企業誘致については、求職者の多い情報系企業の誘致など、雇用促進により効果の高い取組を進めるとともに、創業支援のため、サテライトオフィスなどの支援策に取り組み、大学との連携を図っていきます。

そのため、香美市ブランドの特産品開発への支援、市民・事業所が全市の地域情報を共有できるシステムづくり等を進めます。これが地域産業の高度化、新たなビジネスチャンスの拡大につながり、就業機会の拡大に結びついていくよう努めます。

土佐打刃物やフラフ製造は、本市を代表する伝統産業として、昔ながらの技術や文化の継承を図るとともに、経営指導や他産業とも連携した販路開拓、後継者育成による経営力の強化、技術開発や新たな製品開発等について、商工会、高知工科大学等と連携を図りながら支援体制を充実させます。

また、地場産業に対する市民の関心を高めるため、刃物まつりのほか、学校教育や生涯学習等での製造過程の見学や製造体験、イベント開催時のフラフの活用等、様々な機会を捉えて地場産品とふれあう機会を拡充します。

その他の製造業についても、高知工科大学等との連携により、地域資源の活用や地域技術の展開状況を把握し、新商品（ブランド）の開発、販路開拓等への支援を図ります。

施策の内容

(1) 商店街との連携

商店街を情報発信や交流の場等として位置づけ、新たな機能の充実による活性化を図る取組

を、高知工科大学、工科大生と連携して推進します。

(2)新産業育成の取組

高知工科大学を核として、地域産業間の連携を進めるための相互の情報交換の場を作り、新産業の育成に取り組みます。

(3)森林、物部川を守る取組

森林機能や物部川の環境改善のため、高知工科大学と連携し森林の整備を推進します。

また、工科大生が取り組む物部川ウォーキング等の取組を支援します。

(4)特産品の開発

高知工科大学や工科大生のサークル等が行う地域の資源を活かした特産品開発に対して支援を行います。



施策 67 教育機会での連携

現状と課題

高知工科大学と市内小中学校との交流事業や学習支援等を行っています。知の拠点である高知工科大学の施設や人材等の教育資源が、市民の学びに幅広く活用され、地域における学び合いへとつながるための体制整備が求められています。大学との連携に関しては、吹奏楽部が市内イベントで演奏したり、防災ボランティア団体が子どもたちに防災授業を行ったりするなど、多くのサークルが本市に溶け込んだ活動を展開しています。

これらの活動をさらに地域とつなぐことで、地域の活性化を図るとともに、地域住民のニーズに沿った生涯学習の機会を提供することが必要となります。

基本的方向

就学前教育から大学教育までの各種機関や様々な文化的な施設のある教育環境は、本市の大きな特色であります。少子化が進む中、大学・研究機関・地域住民とも連携して充実した教育活動が展開できるまちづくりを推進します。

施策の内容

(1)高知工科大学による小中学校との交流・活動の推進

小中学校が高知工科大学の生徒・学生と授業で交流する場を持ち、地域の大学を知り・理解を深めることができるよう交流活動を推進します。

(2)高知工科大学の施設や「知」を活用した連携活動の推進

大学との連携を深め、「知」の拠点としての人的・物的な資源を活用し、地域の教育力が向上するように取り組みます。

資料編

SDGsと施策の関係	124
市の主要指標	126
市民意識	134
計画の策定と管理	143
計画策定経過	144
香美市振興計画審議会委員名簿	146
第2次香美市振興計画策定本部員名簿	147
第2次香美市振興計画策定専門員会委員名簿	148

施策とSDGsの関係性

基本方針	政策	施策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
1.まちのかたちを創る	1. 計画的な土地利用の推進	1. 将来都市像の実現に向けた計画的な土地利用の推進						
		2. 広い市域のマネジメント体制の構築						
	2. 市街地や集落の整備	3. 賑わいのある市街地の整備						
		4. 暮らしやすい集落環境の整備					○	
		5. 多様な住宅等の供給						
	3. 交流・生活基盤の整備	6. 基幹交通路の整備						
		7. 暮らしを支える道路網の整備						
		8. 公共交通手段の維持・充実						
		9. 交通ターミナルの整備と活用						
		10. 情報通信インフラの整備と活用						
	4. 都市イメージの形成	11. 香美市らしい景観形成						
2.みどりを保つ	5. 安全・安心なまちづくり	12. 災害対策の充実					○	○
		13. 消防・救急体制の充実			○		○	
		14. 地域防災体制の確立	○				○	
		15. 交通安全・防犯対策の充実	○			○	○	
		16. 自然資源の保全						○
	6. 自然資源の保全と活用の推進	17. 自然環境の多様な魅力の活用						○
		18. 水資源の安定的な確保と利用			○			○
	8. 自然と共生する地域づくりの推進	19. 汚水対策の推進と河川の水質保全			○			○
		20. ごみ、し尿の適正な処理						○
		21. 地球環境保全の推進						○
3.やすらぎを守る	9. 支えあいのまちづくり	22. 長寿社会を支える体制づくり	○		○		○	
		23. 地域福祉の推進	○	○	○		○	
		24. みんなにやさしいまちづくりの推進	○		○		○	
	10. 保健、医療の充実	25. 健康づくりの支援			○		○	
		26. 医療体制の充実			○		○	
	11. 高齢者福祉の充実	27. 介護予防の推進			○		○	
		28. 安心介護の推進			○		○	
		29. 地域ぐるみの支え合い体制の充実			○		○	
	12. 障害者福祉の充実	30. 障害者福祉の充実	○		○	○	○	
4.賑わいを興す	13. 交流によるまちづくりの推進	31. シティセールスの推進						
		32. 多様な地域間交流の推進						
	14. 農林業の振興	33. 特産物のブランド維持向上と多様な販路確保						○
		34. 農業の担い手・後継者の確保と育成					○	○
		35. 農業基盤等の充実						○
		36. 林業の振興					○	○
		37. 第一次産業の多面的な振興					○	○
	15. 商工業の振興	38. 地場産業の振興						
		39. 商店街の活性化						
	16. 観光の振興	40. 新たな商工業の発展機会の創出						
		41. 観光魅力の発掘・再生・創造						
		42. 観光交流の受け皿づくり						
		43. 観光情報の充実						
	17. 地域産業の振興と就業機会確保の総合的な推進	44. 各産業の連携による地域産業の魅力の増進	○			○	○	
		45. 多様な就業機会の確保	○			○	○	
5.未来を拓く	18. 子育て支援の充実	46. 保育サービスの充実	○		○		○	
		47. 総合的な子育て支援体制の確立	○		○		○	
	19. 未来を拓く子どもの育成	48. 豊かな教育を支える環境の充実				○		
		49. 個性を活かした就学前教育・学校教育の充実				○	○	
		50. 青少年を育む地域づくり	○		○	○		
	20. 心豊かな生涯学習・生涯スポーツ活動の振興	51. 生涯学習活動の魅力向上			○	○		
		52. 生涯スポーツ活動の魅力向上			○	○		
		53. 気軽に参加できる環境の充実			○	○	○	
	21. 人権尊重の地域づくりの推進	54. 人権教育・啓発等の推進				○	○	
		55. 男女共同参画社会に向けた体制の確立				○	○	
	22. 地域文化の保護・継承と創造	56. 文化財保護の推進				○		
		57. 伝統文化の継承・育成				○		
		58. 芸術・芸能・文化等の振興				○	○	
6.みんなで作る	23. 合理的、効率的な行政運営の推進	59. 合理的、効率的な行政サービスの推進					○	
		60. 広域行政の推進					○	
	24. 行政職員の資質向上と適正配置	61. 行政職員の資質向上					○	
		62. 適正な職員配置の推進					○	
	25. 市民と共に歩むまちづくりの推進	63. 市民の参画機会の拡充					○	
		64. 地域や市民が主体となったまちづくり活動への支援					○	
	26. 高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進	65. 地域交流拠点としての充実				○		
		66. 地域産業振興の連携				○		
		67. 教育機会での連携				○	○	

[illegible]

市の主要指標（1）

指標名	県内順位	指標値	単位	年次
1. 総面積	3	537.86	km ²	令和2年10月1日
2. 林野面積	3	47,128	ha	平成27年2月1日
3. 経営耕地面積(総農家)	6	1,034	ha	平成27年2月1日
4. 総人口(国勢調査)	5	27,513	人	平成27年10月1日
5. 人口(国勢調査・男)	5	13,261	人	平成27年10月1日
6. 人口(国勢調査・女)	5	14,252	人	平成27年10月1日
7. 総人口(住民基本台帳)	6	26,088	人	令和2年1月1日
8. 人口(住民基本台帳・男)	6	12,274	人	令和2年1月1日
9. 人口(住民基本台帳・女)	6	13,814	人	令和2年1月1日
10. 世帯数	5	13,083	世帯	令和2年1月1日
11. 世帯人員	19	1.99	人(1世帯当たり)	令和2年1月1日
12. 人口増減数	24	-231	人	平成31年1月1日～12月31日
13. 人口密度	19	48.5	人(1km ² 当たり)	令和2年1月1日
14. 出生率	15	4.7	‰(人口千人当たり)	令和元年
15. 死亡率	21	17.9	‰(人口千人当たり)	令和元年
16. 年少人口割合	11	10.2	%	令和2年1月1日
17. 生産年齢人口割合	11	50.3	%	令和2年1月1日
18. 老年人口割合	24	39.5	%	令和2年1月1日
19. 老年化指数	25	386.89	%	令和2年1月1日
20. 有権者数	6	22,376	人	令和2年12月1日
21. 外国人数	4	214	人	平成27年10月1日
22. 市町村内総生産	6	78,104	百万円	平成29年度
23. 名目経済成長率	13	4.1	%	平成29年度
24. 卸小売事業所数	26	9.59	事業所(人口千人当たり)	平成28年6月1日
25. 飲食店数	18	4.27	店(人口千人当たり)	平成28年6月1日
26. 事業所数	31	45.37	事業所(人口千人当たり)	令和元年6月1日
27. 事業所従業者数	10	7.64	人(1事業所当たり)	平成28年6月1日
28. 製造品出荷額等	9	2,242	万円(従業者1人当たり)	平成30年
29. 製造品出荷額等	5	32,885	百万円	平成30年
30. 製造業事業所数	24	1.63	事業所(人口千人当たり)	令和元年6月1日
31. 製造業事業所数	9	43	事業所	令和元年6月1日
32. 製造業従業者数	3	1,467	人	令和元年6月1日
33. 農業産出額	13	41	千円(耕地面積1アール当たり)	平成30年
34. 農業産出額	18	4,117	千円(1農家当たり)	平成30年
35. 農家数	4	1,715	戸	平成27年2月1日
36. 販売農家比率	22	58.08	%	平成27年2月1日
37. 販売農家人口増減率	15	-22.13	%	平成22年2月1日・平成27年2月1日
38. 農道延長	24	162.2	m(1km ² 当たり)	令和元年度
39. 林業就業者数	5	94	人	平成31年3月31日
40. 林家数	4	1,412	戸	平成27年2月1日
41. 保有山林面積	22	6.19	ha(林家1世帯当たり)	平成27年2月1日
42. 林道延長	6	504.4	m(1km ² 当たり)	令和元年度
43. 漁業就業者数	20	-	人	平成30年11月1日
44. 漁船数	20	-	隻	平成30年11月1日

市の主要指標（2）

指標名	県内順位	指標値	単位	年次
45. 財政規模	29	653,325	円(1人当たり歳出決算額)	令和元年度
46. 財政力指数	10	0.31		令和元年度
47. 個人市町村民税	12	35,983	円(1人当たり)	令和元年度
48. 市町村税負担額	15	103,763	円(1人当たり)	令和元年度
49. 小学校数	11	8	校	令和2年5月1日
50. 中学校数	11	4	校	令和2年5月1日
51. 高等学校数	10	1	校	令和2年5月1日
52. 小学校児童数	6	1,089	人	令和2年5月1日
53. 小学校児童数	8	136	人(1校当たり)	令和2年5月1日
54. 中学校生徒数	6	472	人	令和2年5月1日
55. 中学校生徒数	5	118	人(1校当たり)	令和2年5月1日
56. 高等学校生徒数	7	345	人	令和2年5月1日
57. 大学・短大等進学率	7	39.7	%	令和2年5月1日
58. 公民館数	4	13	館	令和元年度
59. 図書館数	2	3	館	令和元年度
60. 体育館数	4	5	館	令和元年度
61. 労働力率	24	53.55	%	平成27年10月1日
62. 第1次産業就業者比率	23	18.4	%	平成27年10月1日
63. 第2次産業就業者比率	23	16.9	%	平成27年10月1日
64. 第3次産業就業者比率	9	63.2	%	平成27年10月1日
65. 雇用者比率	11	70.2	%	平成27年10月1日
66. 女性就業者比率	18	46.0	%	平成27年10月1日
67. 老人クラブ数	5	34	クラブ	令和2年3月31日
68. 老人クラブ会員数	24	90.7	人(60歳以上人口千人当たり)	令和2年3月31日
69. 老人ホーム数	5	5	箇所	令和2年4月1日現在
70. 国民年金被保険者数	13	148	人(人口千人当たり)	令和2年3月31日現在
71. 国民年金被保険者数	6	3,861	人	令和2年3月31日現在
72. 公営住宅等数	31	10.4	戸(人口千人当たり)	平成27年度
73. 水道普及率	27	88	%	平成31年3月31日現在
74. ごみ総排出量	25	289	t(人口千人当たり)	平成30年度
75. 旅券申請件数	18	3	件(人口千人当たり)	令和2年
76. 市町村道改良率	27	34.82	%	平成31年4月1日現在
77. 市町村道舗装率	20	82.0	%	平成31年4月1日現在
78. 自家用車数	29	1.5	台(1世帯当たり)	令和2年3月31日
79. 交通事故発生件数	21	1.42	件(人口千人当たり)	令和元年
80. 交通事故死傷者数	18	1.7	人(人口千人当たり)	令和元年

市の主要指標（3）

指標名	県内順位	指標値	単位	年次
81. 従業地別医師数	18	1.3	人(人口千人当たり)	平成 30 年 12 月 31 日
82. 従業地別歯科医師数	10	0.6	人(人口千人当たり)	平成 30 年 12 月 31 日
83. 従業地別薬剤師数	14	1.79	人(人口千人当たり)	平成 30 年 12 月 31 日
84. 看護師数	18	11.17	人(人口千人当たり)	平成 30 年
85. 医療施設数	16	0.96	施設(人口千人当たり)	令和元年 10 月 1 日
86. 歯科診療所数	11	0.46	所(人口千人当たり)	令和元年 10 月 1 日
87. 病床数	12	25.76	床(人口千人当たり)	令和元年 10 月 1 日
88. 国民健康保険加入率	20	25.34	%	令和元年度
89. 国民健康保険診療費	14	370,298.05	円(被保険者1人当たり)	令和元年度
90. 悪性新生物死亡率	25	3.72	‰(人口千人当たり)	令和元年
91. 脳血管疾患死亡率	16	1.41	‰(人口千人当たり)	令和元年
92. 心疾患死亡率	19	2.96	‰(人口千人当たり)	令和元年
93. 犯罪発生率	7	4	‰(人口千人当たり)	令和元年
94. 犯罪検挙率	25	35.45	%	令和元年
95. 火災発生件数	7	0.69	件(人口千人当たり)	令和元年
96. 火災損害額	9	2,758.17	千円(火災1件当たり)	令和元年

市の主要指標（出典1）

NO.	指 標 名	資 料	出 所	備 考
1	総面積	全国都道府県市区町村別面積調	国土交通省国土地理院	
2	林野面積	農林業センサス	農林水産省	「森林面積」ではなく「林野面積」であることに留意
3	経営耕地面積(総農家)			
4	総人口(国勢調査)	国勢調査	総務省統計局	
5	人口(国勢調査・男)			
6	人口(国勢調査・女)			
7	総人口(住民基本台帳)	住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査	総務省自治行政局	
8	人口(住民基本台帳・男)			
9	人口(住民基本台帳・女)			
10	世帯数			
11	世帯人員			
12	人口増減数			
13	人口密度	住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査、市町村別面積調	総務省自治行政局・国土交通省国土地理院	
14	出生率	住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査	総務省自治行政局	年間の出生数/人口×1,000
15	死亡率			年間の死亡数/人口×1,000
16	年少人口比率			15歳未満人口の占める割合
17	生産年齢人口比率			15～64歳人口の占める割合
18	老年人口比率			65歳以上人口の占める割合
19	老年化指数			65歳以上人口/15歳未満人口×100
20	有権者数	選挙人名簿	県選挙管理委員会	
21	外国人数	国勢調査	総務省統計局	日本人・外国人の別「不詳」を除く
22	市町村内総生産	市町村経済統計書	県統計分析課	
23	名目経済成長率			
24	卸小売事業所数	経済センサス－基礎調査、活動調査	総務省統計局・経済産業省	高知県独自集計
25	飲食店数			
26	事業所数			
27	事業所従業者数			

市の主要指標（出典2）

NO.	指 標 名	資 料	出 所	備 考	
28	製造品出荷額等(従業者1人当たり)	経済センサス－活動調査、工業統計調査	総務省統計局・経済産業省	該当事業所が1又は2カ所の場合は、その事業所の秘密を保護するためXで表示	
29	製造品出荷額等				
30	製造業事業所数(人口千人当たり)				
31	製造業事業所数				
32	製造業従業者数				
33	農業産出額	市町村別農業産出額	農林水産省	耕地面積当たり	
34	農業産出額	四国農林水産統計年報		農林業センサスの農家数当たり	
35	農家数	農林業センサス			
36	販売農家比率			販売農家:経営耕地面積30a以上、又は農産物販売金額が50万円以上の農家	
37	販売農家人口増加率				
38	農道延長	市町村行財政の状況		県市町村振興課	
39	林業就業者数	県森づくり推進課資料		県森づくり推進課	
40	林家数	農林業センサス	農林水産省	林家数:保有山林面積が1ha以上の世帯(平成2年以前の調査では10a以上の世帯を林家としている)	
41	保有山林面積				
42	林道延長	市町村行財政の状況	県市町村振興課		
43	漁業就業者数	漁業センサス	農林水産省		
44	漁船数				
45	財政規模	市町村行財政の状況	県市町村振興課		
46	財政力指数			3カ年平均指数	
47	個人市町村民税				
48	市町村税負担額				
49	小学校数	学校基本調査	県統計分析課	義務教育学校を含む	
50	中学校数				
51	高等学校数			全日制・定時制	
52	小学校児童数			学校所在地による集計 義務教育学校を含む	
53	小学校の児童数(1校あたり)				
54	中学校生徒数				
55	中学校の生徒数(1校あたり)				
56	高等学校生徒数				学校所在地による集計 全日制・定時制
57	大学・短大等進学率				

市の主要指標（出典3）

NO.	指 標 名	資 料	出 所	備 考	
58	公民館数	市町村行財政の状況	県市町村振興課		
59	図書館数				
60	体育館数				
61	労働力率	国勢調査	総務省統計局	労働力人口/15 歳以上人口(労働状態「不詳」を除く)×100	
62	第 1 次産業就業者比率				
63	第 2 次産業就業者比率				
64	第 3 次産業就業者比率				
65	雇用者比率				雇用者/就業者×100
66	女性就業者比率				女性就業者/15 歳以上女性人口×100
67	老人クラブ数	県高齢者福祉課資料	県高齢者福祉課		
68	老人クラブ会員数			老人クラブ会員数/60 歳以上住民基本台帳人口×1,000	
69	老人ホーム数	健康福祉行政の概要	県健康長寿政策課	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム(A 型)・ケアハウス	
70	国民年金被保険者数 (人口千人当たり)	国民年金 市区町村別適用状況	厚生労働省		
71	国民年金被保険者数				
72	公営住宅等数	市町村行財政の状況	県市町村振興課		
73	水道普及率	高知県の水道	県食品・衛生課	現在給水人口/行政区域内人口×100	
74	ごみ総排出量	一般廃棄物処理実態調査	環境省	総排出量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量	
75	旅券申請件数	旅券発給状況	県国際交流課	住民基本台帳人口を使用	
76	市町村道改良率	高知県の道路状況	県道路課		
77	市町村道舗装率				
78	自家用車数	自動車数の推移	四国運輸局	自家用車数／住民基本台帳世帯数	
79	交通事故発生件数	交通白書	県警察本部		
80	交通事故死傷者数				
81	従業地別医師数	医師・歯科医師・薬剤師統計	厚生労働省		
82	従業地別歯科医師数				
83	従業地別薬剤師数				

市の主要指標（出典4）

NO.	指 標 名	資 料	出 所	備 考
84	看護師数	県健康長寿政策課資料	県健康長寿政策課	準看護師含む病院従事者
85	医療施設数	医療施設調査	厚生労働省	歯科診療所を除く
86	歯科診療所数			
87	病床数			
88	国民健康保険加入率	国民健康保険事業状況報告書	県国民健康保険課	国民健康保険被保険者数/住民基本台帳人口×100
89	国民健康保険診療費			
90	悪性新生物死亡率	人口動態調査	厚生労働省	悪性新生物による死亡者数/住民基本台帳人口×1,000
91	脳血管疾患死亡率			脳血管疾患による死亡者数/住民基本台帳人口×1,000
92	心疾患死亡率			心疾患による死亡者数(高血圧性を除く)/住民基本台帳人口×1,000
93	犯罪発生率	犯罪統計書	県警察本部	認知件数/住民基本台帳人口×1,000
94	犯罪検挙率			
95	火災発生件数	県消防政策課資料	県消防政策課	
96	火災損害額			

■市内の主な公共的施設（香美市市勢要覧から）

保健・福祉・教育関連	生涯学習・スポーツ関連	観光・交流関連等
中央東福祉保健所 ふれあい交流センター 病院・診療所・歯科（39） 保健センター土佐山田 （プラザ八王子内） 保健福祉センター香北 保健センター物部 奥物部ふれあいプラザ 地域福祉センター土佐山 田（プラザ八王子内） 特別養護老人ホーム白寿 荘 高齢者生活福祉センター こづみ 保育園（7）・幼稚園（私 立） 子育てセンターなかよし 子育てセンターびらふ 小学校（7）・中学校（3） 高等学校（1）・養護学校（1） 大学（1）	中央公民館 地区公民館（12） 香北基幹集落センター アンパンマンミュージア ム詩とメルヘン絵本館 市立美術館（プラザ八王 子内） 市立図書館（ほか分館2 箇所） 吉井勇記念館 奥物部美術館 市民グラウンド 宝町グラウンド 土佐山田武道館宝町体育 館 秦山公園野球場（土佐山 田スタジアム） ゲートボール場 香北総合型競技施設 美良布多目的運動広場 香北体育センター 香北B&G海洋センター 健康センターセレネ 香北武道館 之善館弓道場 香北グラウンド農村広場 柳沢グラウンド	龍河洞 甫喜ヶ峰森林公園 鏡野公園 秦山公園 平山親水公園 香北の自然公園 ライダーズイン奥物部 農林漁業体験実習館 大井平体験実習館 奥物部ふるさと物産館 香美市いんふおめーしょ ん ほっと平山 平山ふれあい館 高知県森林総合センター 香北青少年の家 べふ峡温泉 別府キャンプ場 べふ峡休憩所 美良布地区集落活動セン ター 香美市移住定住交流セン ター

市民意識

●アンケートについて

○数表中のnは標本数を表しています。

○2 つ以上の回答を要する(複数回答)質問の場合、その回答比率の合計は 100%を超える場合があります。

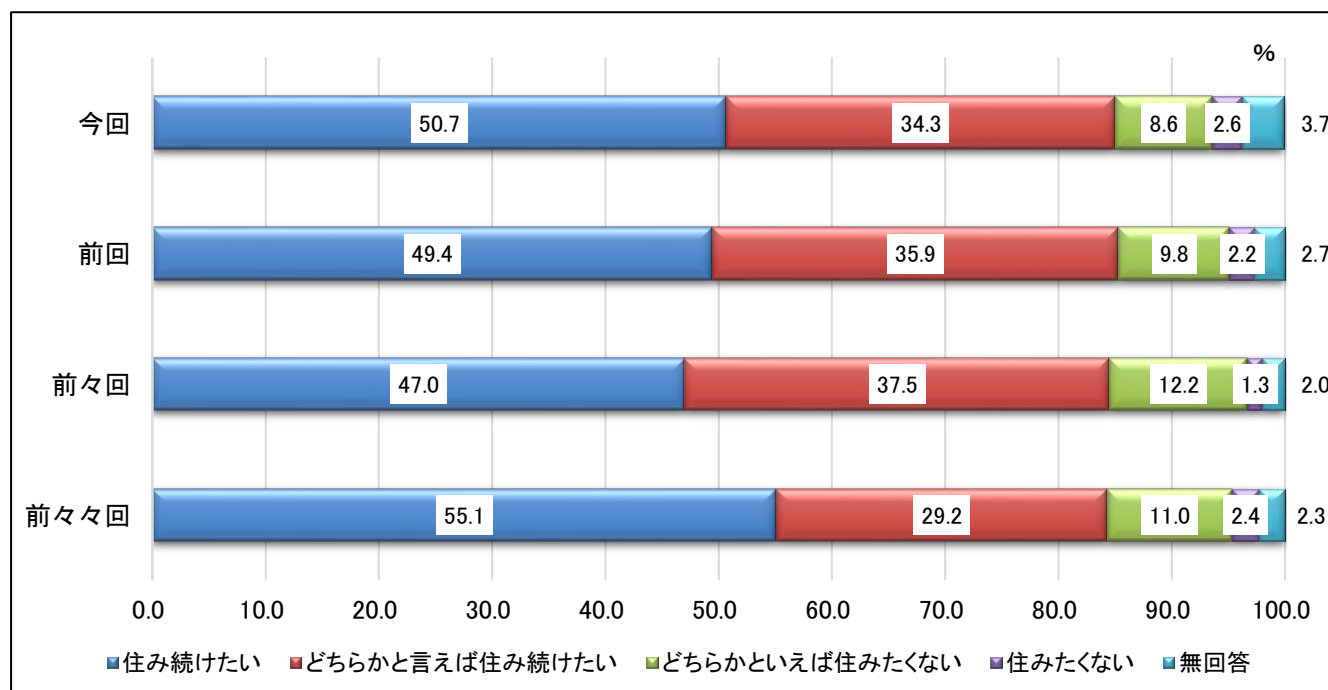
○集計は小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合があります。

1 市民アンケート

【調査対象】18歳以上の市内居住者から1,000人を無作為抽出
【調査期間】2021年(令和3年)7月
【回収結果】配布数1,000人/有効回収数347件/有効回収率34.7%

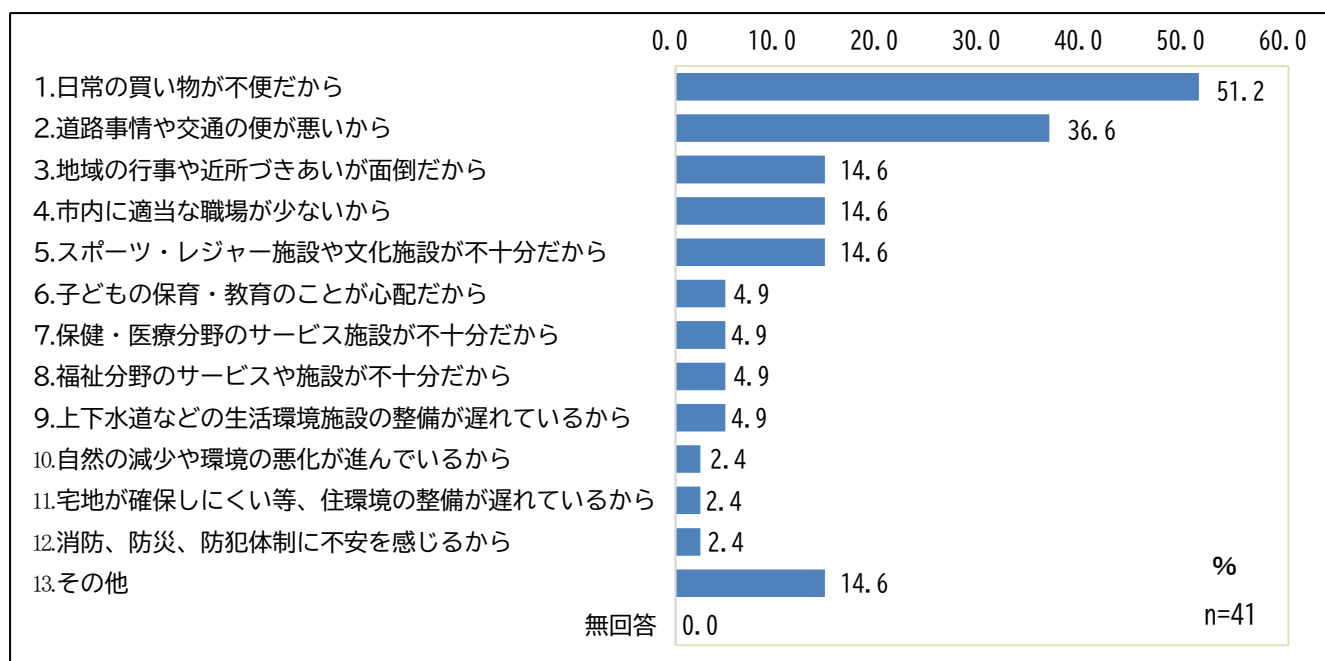
(1)今後の居住について

「住み続けたい」が50.9%で最も多く、次いで「どちらかといえば住み続けたい」が34.6%、「どちらかといえば住みたくない」が8.4%、「住みたくない」が2.3%となっています。



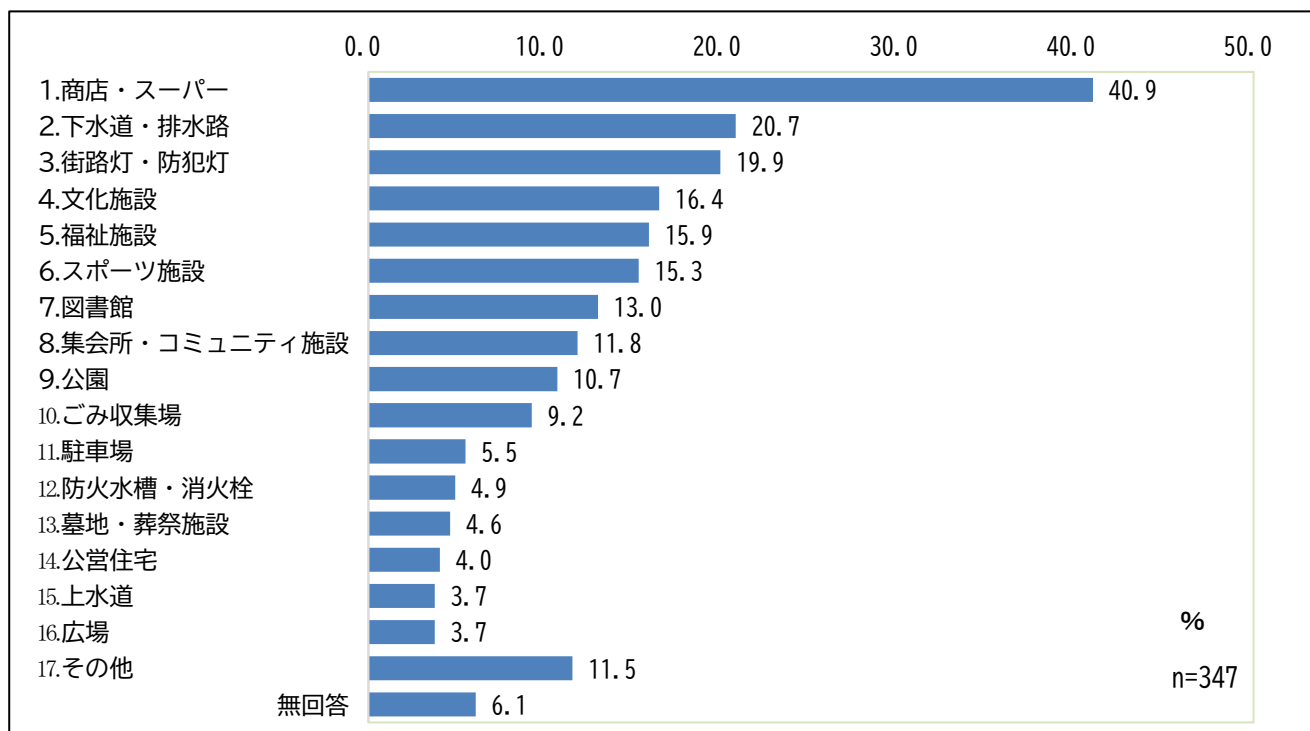
(2)住みたくない理由

「日常の買い物が不便だから」が 51.2% で最も多く、次いで「道路事情や交通の便が悪いから」が 36.6% となっています。



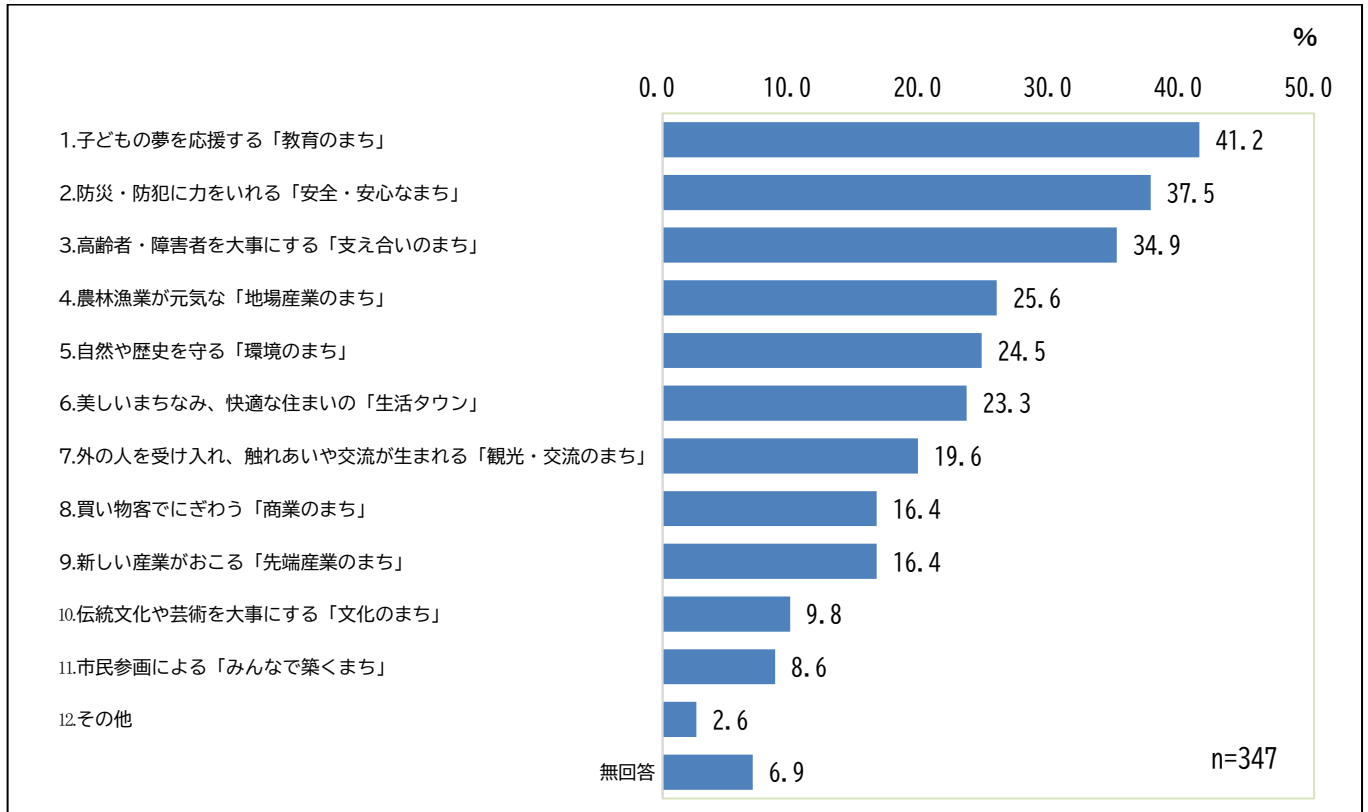
(3)整備が必要な施設

「商店・スーパー」が40.9%で最も多く、次いで「下水・排水路」が20.7%、「街路灯・防犯灯」が19.9%、「文化施設」が16.4%、「福祉施設」が15.9%となっています。



(4) 今後、力をいれるべきまちづくり

「子どもの夢を応援する教育のまち」が41.2%で最も多く、「防災・防犯に力をいれる安全・安心なまち」が37.5%、「高齢者・障害者を大事にする支え合いのまち」が34.9%、「高齢者・障害者を大事にする支え合いのまち」が34.9%、「農林漁業が元気な地場産業のまち」が25.6%となっています。



2 工科大学生アンケート

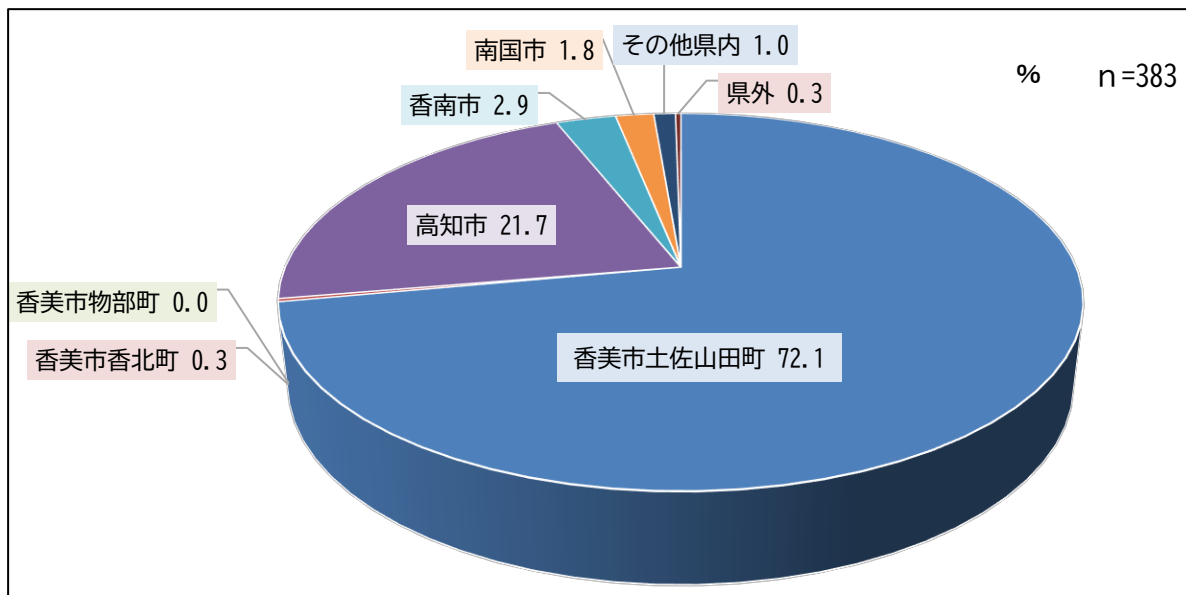
【調査対象】 高知工科大学に在学中の大学生・大学院生

【調査期間】 2021年（令和3年）10月

【回収結果】 対象総数2,586人/有効回答数383件/有効回収率14.8%

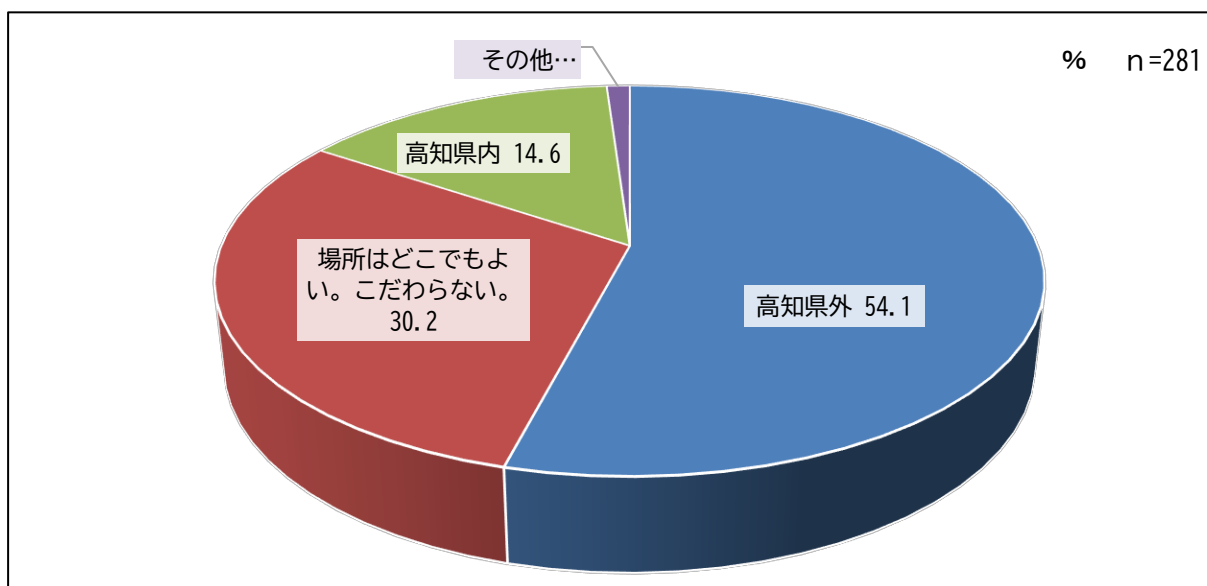
(1) 現在の居場所

「土佐山田町」が72.1%で最も多く、次いで「高知市」21.7%となっています。



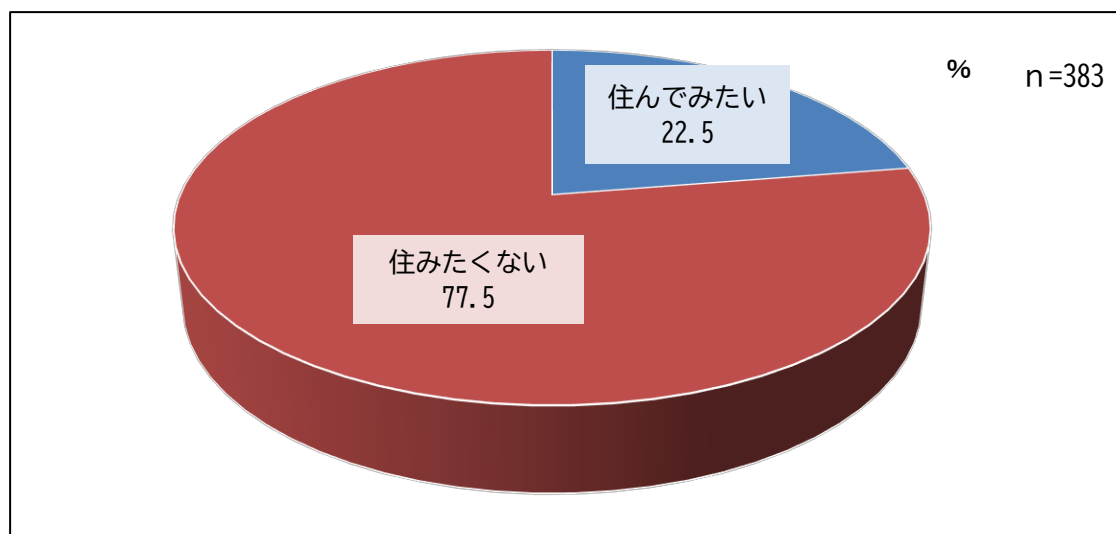
(2) 就業希望場所

「高知県外」が54.1%で最も多く、次いで「場所はどこでもよい。こだわらない。」が30.2%、「高知県内」が14.6%となっています。



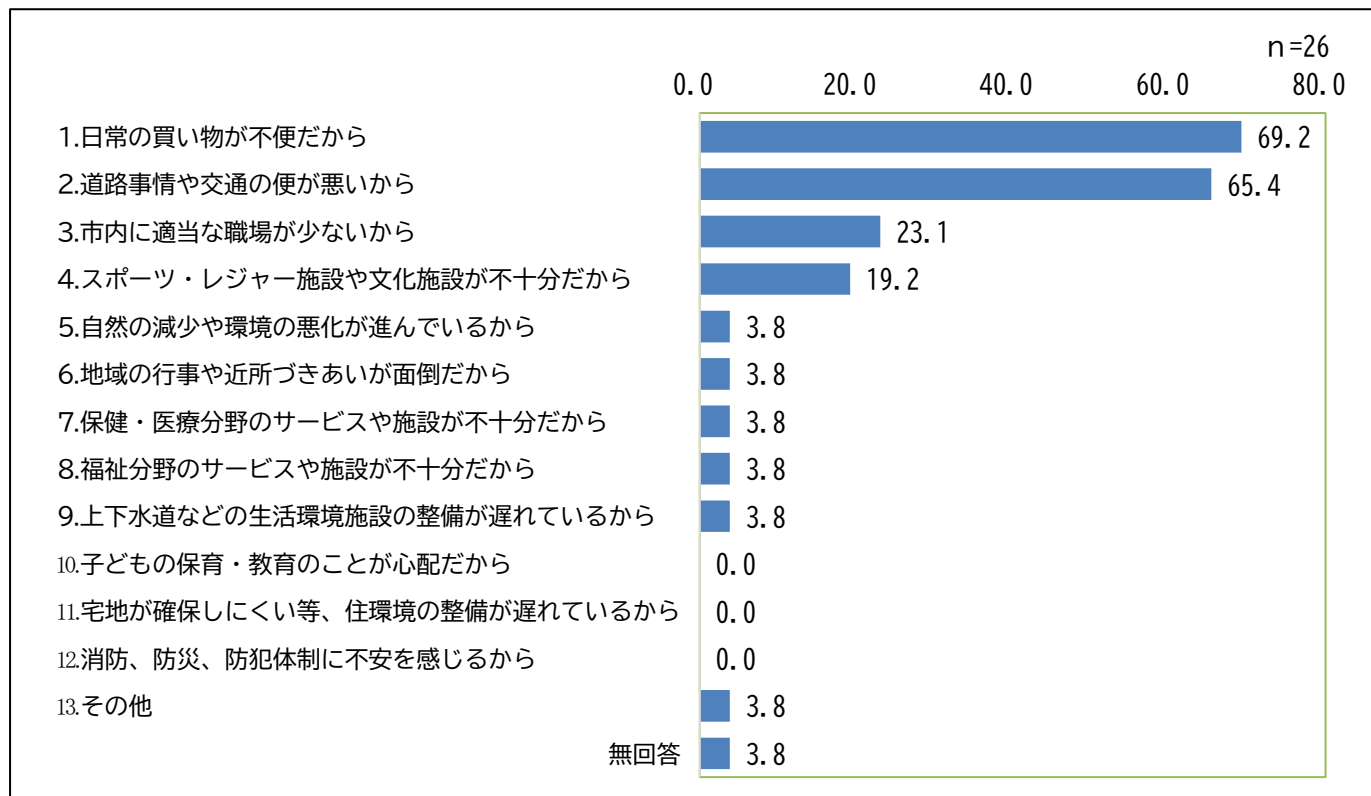
(3)香美市に住みたいか

就職希望場所で高知県内を選択した学生で、「香美市に住んでみたい」22.5%、「住みたくない」が77.5%となっています。



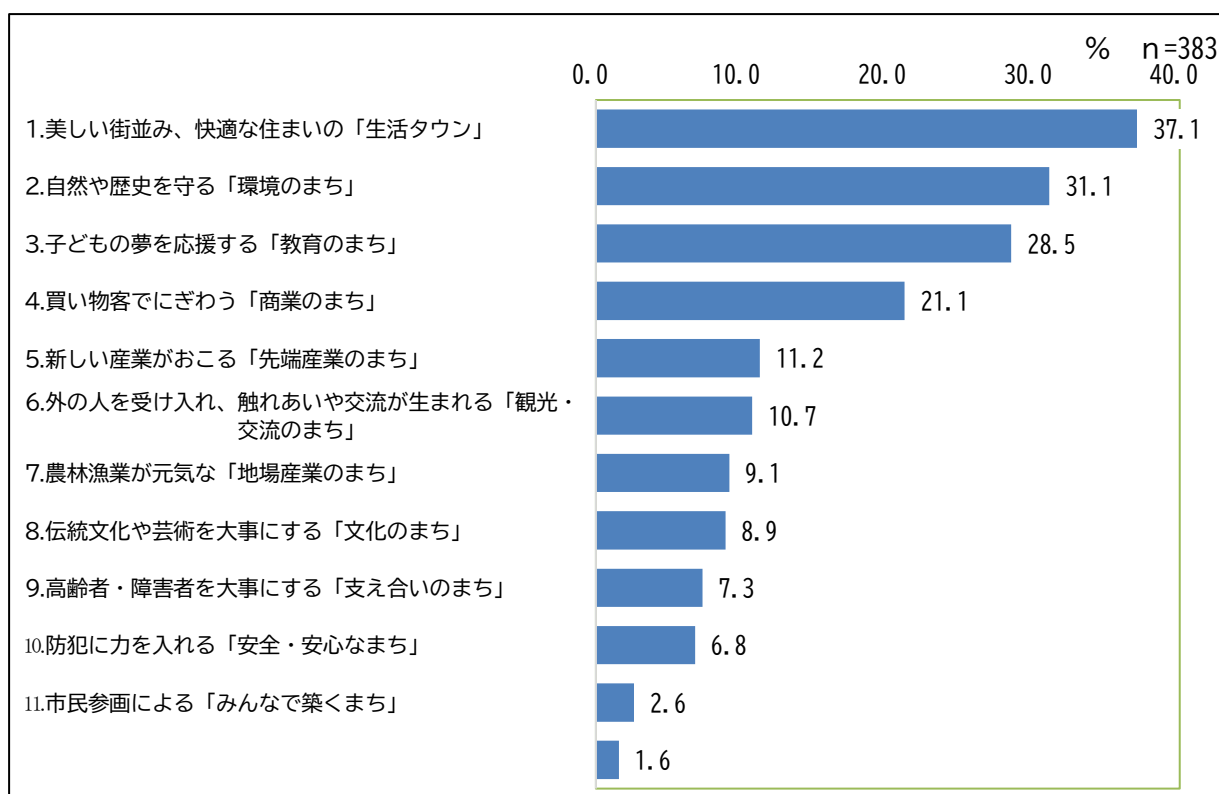
(4)住みたくない理由

「日常の買い物が不便だから」が69.2%で、次いで「道路事情や交通の便が悪いから」が65.4%となっています。



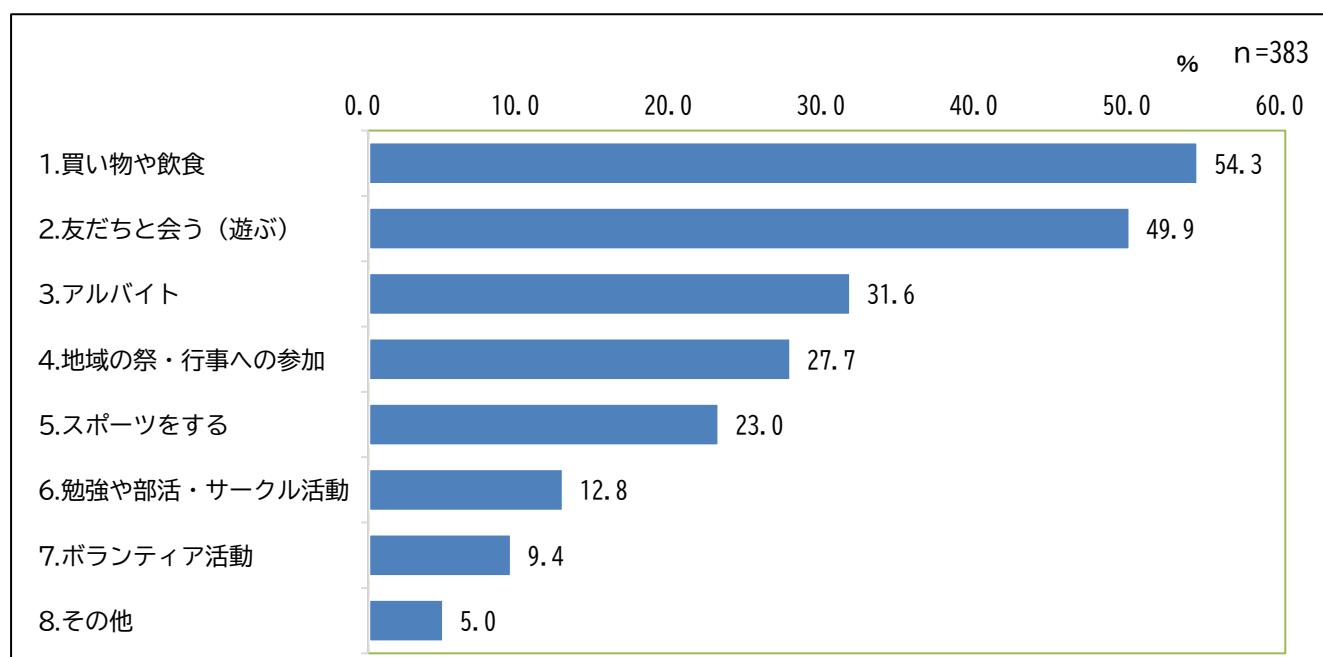
(5) 目指すべきまちづくり

「美しい街並み、快適な住まいの「生活タウン」が37.1%で最も多く、次いで「自然や歴史を守る環境のまち」が31.1%、「子どもの夢を応援する教育のまち」が28.5%、買い物客でにぎわう「商業のまち」が21.18%となっています。



(6) もっとできると良いと思うこと

「買い物や飲食」が54.3%で最も多く、次いで「友達と会う(遊ぶ)」が49.9%、「アルバイト」が31.6%、「地域の祭り・行事への参加」が27.7%となっています。



3 中学生アンケート

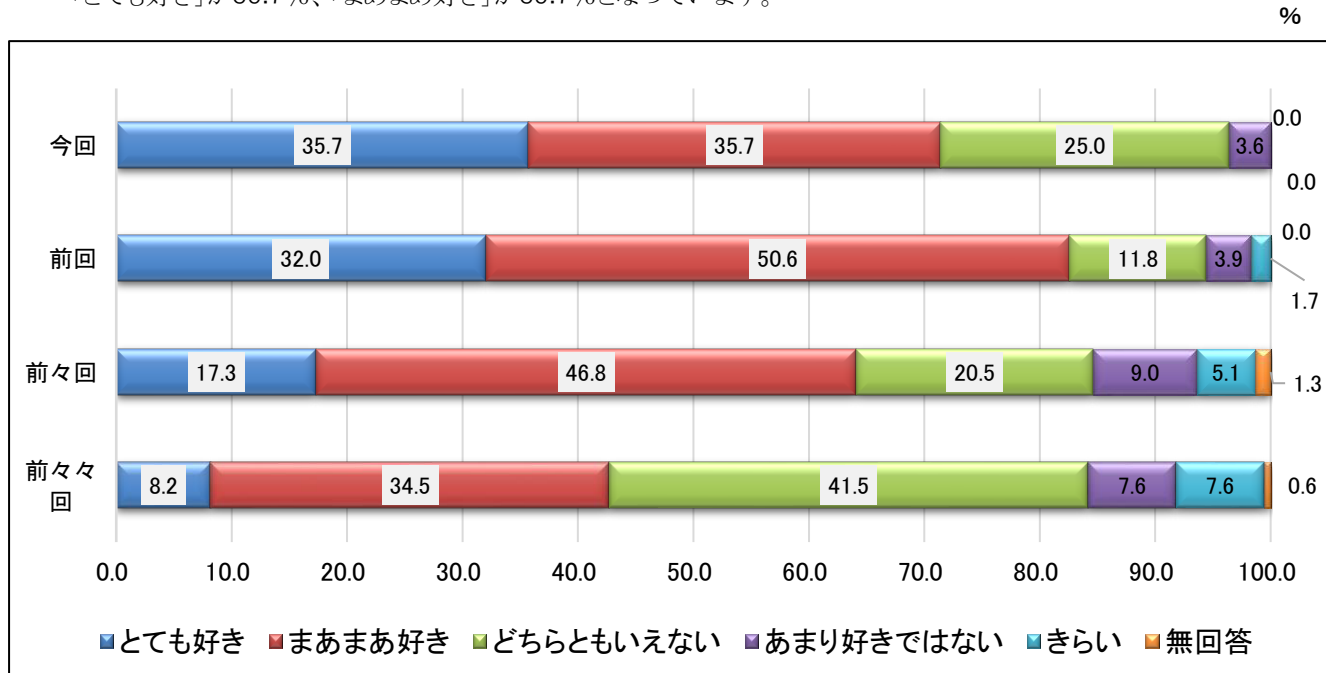
【調査対象】本市に居住する中学2年生

【調査期間】2021年（令和3年）10月

【回収結果】対象総数163人/有効回答数28件/有効回収率17.2%

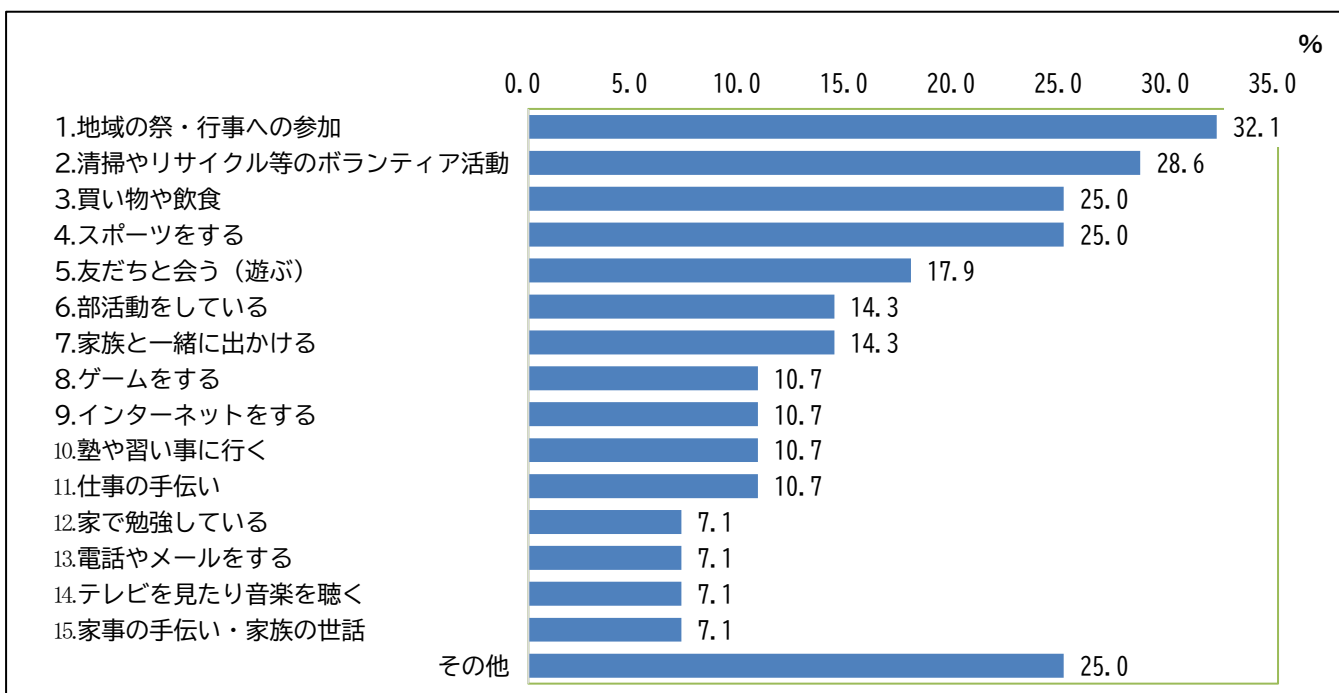
(1) まちの愛着度(中学校区)について

「とても好き」が35.7%、「まあまあ好き」が35.7%となっています。



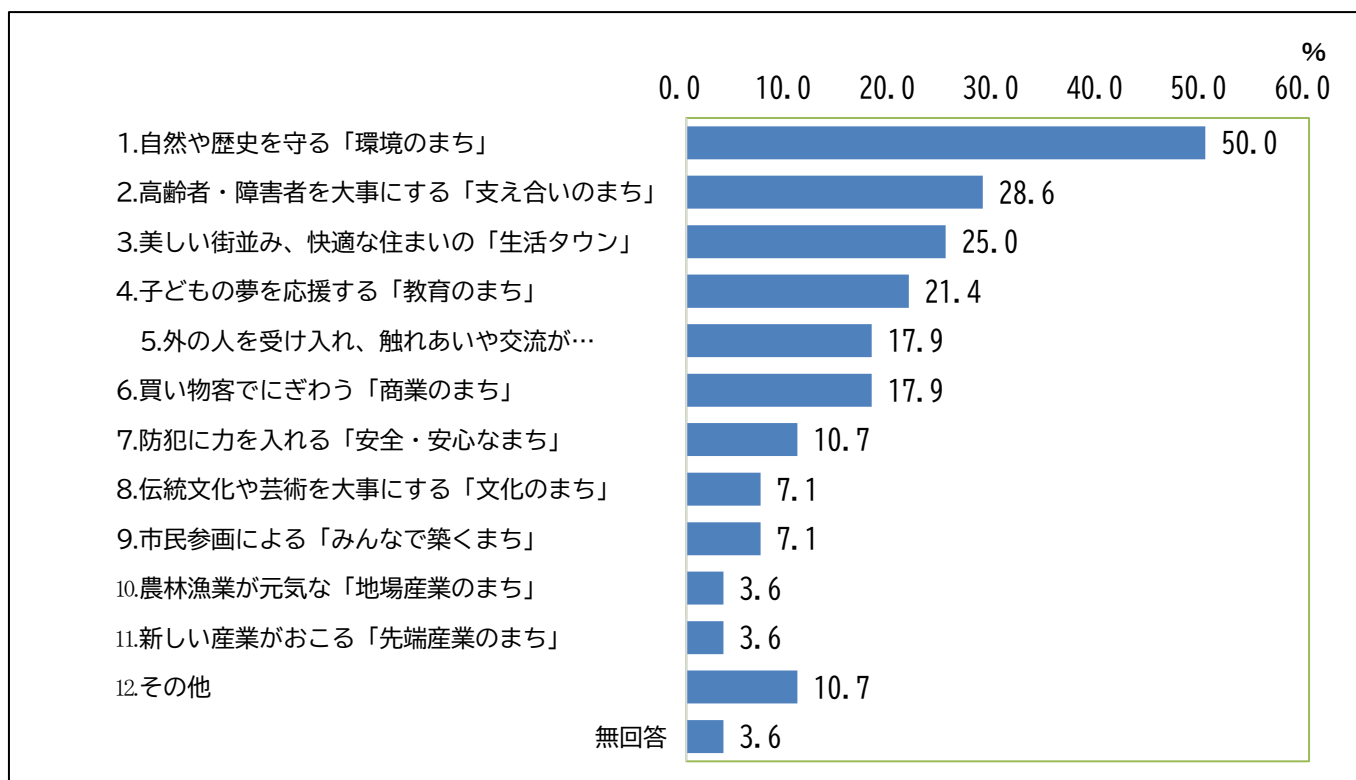
(2) もっとできるとよいと思うこと

「地域の祭り・行事への参加」が32.1%で最も多く、「清掃やリサイクル等のボランティア活動」が28.6%、「スポーツをする」が25.0%となっています。



(3)香美市が目指すべきまちづくり

「自然や歴史を守る環境のまち」が50.0%で最も多く、次いで「高齢者・障害者を大事にする支え合いのまち」が28.6%、「美しい街並み、快適な住まいの生活タウン」が25.0%となっております。

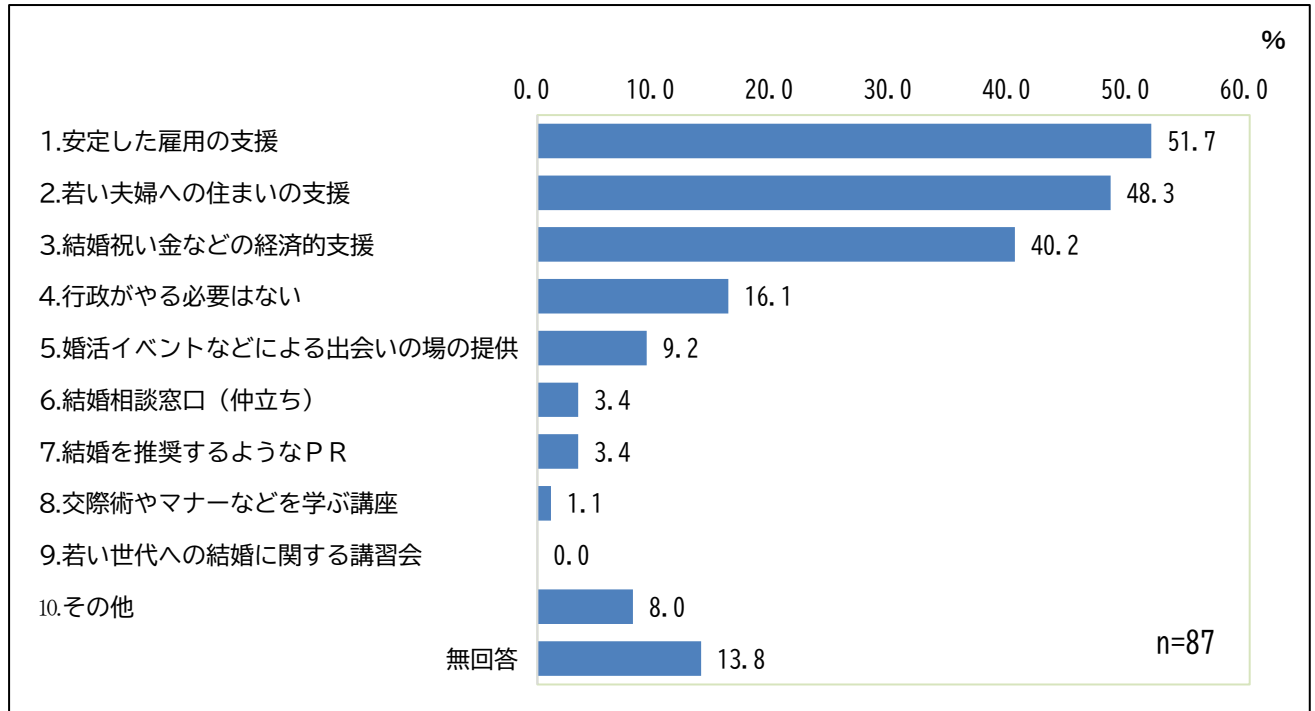


4 結婚子育て

【調査対象】 18歳以上50歳未満の市内居住者
【調査期間】 2021年(令和3年)7月

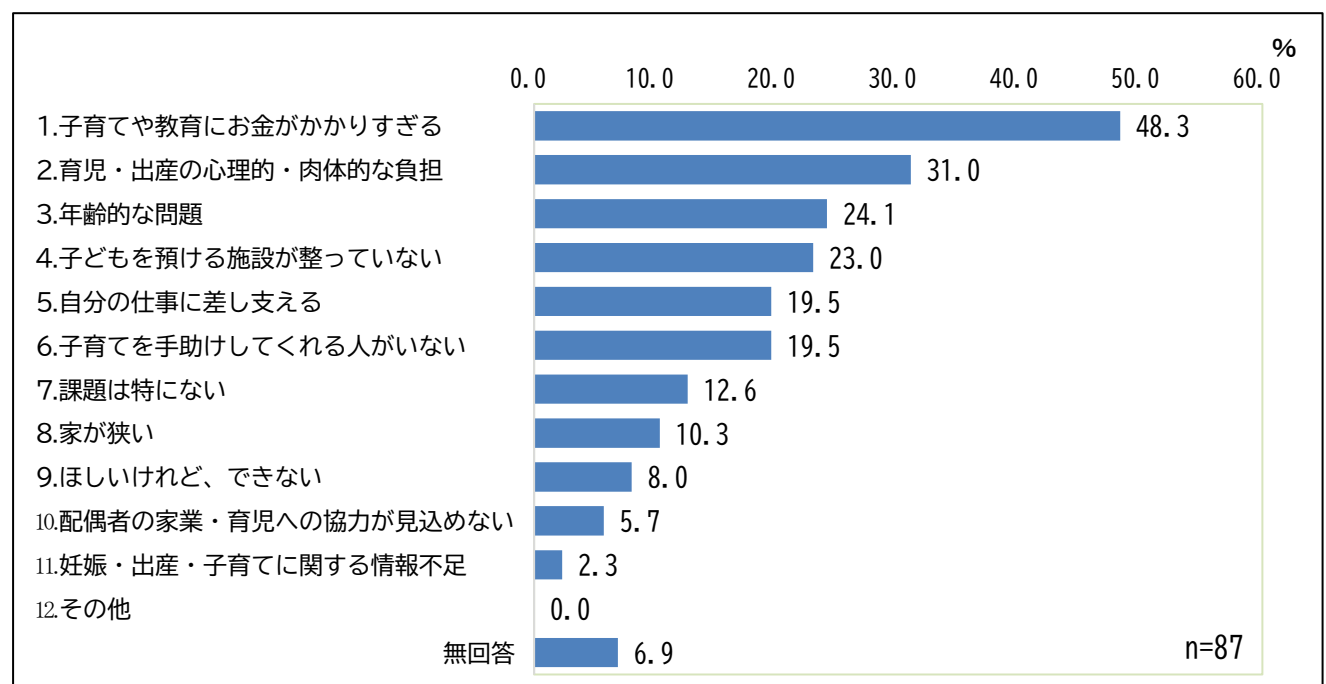
(1)結婚について取り組んでもらいたいこと

「安定した雇用の支援」が51.7% で最も多く、若い夫婦への住まいの支援」が 48.3%、「結婚祝い金などの経済的支援」が 40.2%、「行政がやる必要はない」が16.1%となっています。前回調査と同様に雇用、住まい、経済面への支援の希望が多くなる傾向がみられます。



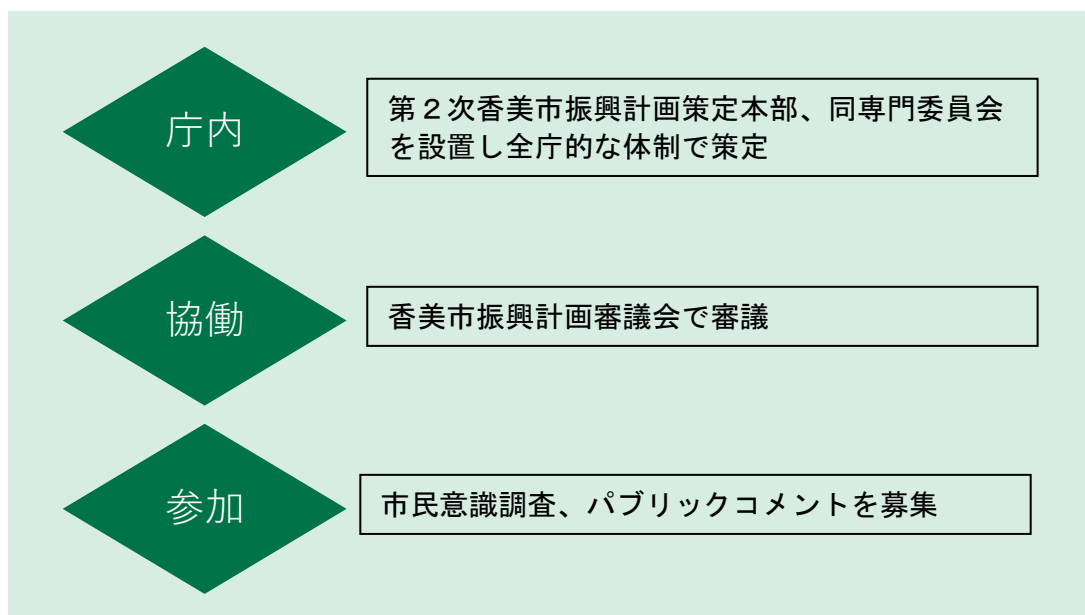
(2)出産・子育てについて課題となること

「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が48.3% で最も多く、「育児・出産の心理的・肉体的な負担」が 31.0%、「年齢的な問題」が24.1%、「子どもを預ける施設が整っていない」が23.0%となっています。



①計画の策定

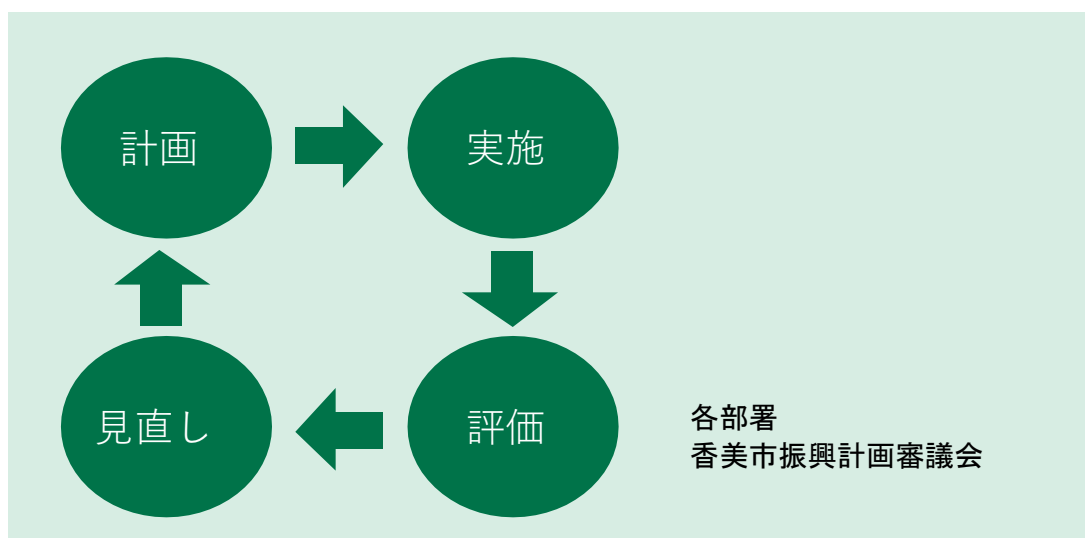
計画の策定は、庁内組織、香美市振興計画・総合戦略審議会、香美市まちづくり委員会 での審議や市民意識調査等により策定しました。



第2次振興計画の基本理念に基づき、事業の進捗状況や社会状況の変化に対応した見直しを行いました。

②計画の管理

計画は進捗状況の検証を行い、適宜見直しをしています。



計画策定経過

年 月 日	経 過
令和3年4月1日	審議会委員公募開始
令和3年4月1日	第2次香美市振興計画策定本部設置要綱制定
令和3年4月1日	第2次香美市振興計画策定専門委員会設置要綱制定
令和3年5月6日	第1回本部会
令和3年6月1日	審議会委員委嘱
令和3年6月28日	第1回専門委員会
令和3年7月1日	無作為抽出された18歳以上の市民1,000名を対象に市民アンケートを実施（回収率34.43%）
令和3年8月2日	第2回本部会
令和3年8月11日	第1回審議会【後期基本計画について諮問】
令和3年10月1日～10月31日	市内に居住する中学2年生を対象にアンケートを実施
令和3年10月1日～10月31日	高知工科大学に在学中の大学生を対象にアンケートを実施
令和3年10月1日	第3回本部会
令和3年10月21日	第2回審議会
令和3年11月12日～12月6日	後期基本計画（素案）に対するパブリックコメントを募集
令和3年12月21日	第4回本部会
令和3年12月23日	第3回審議会
令和4年1月26日	審議会【後期基本計画について答申】
令和4年3月16日	市議会可決

3香美企画第3023号
令和3年8月11日

香美市振興計画審議会長 様

香美市長 法光院 晶一

第2次香美市振興計画後期基本計画について(諮問)

香美市振興計画審議会条例(平成18年条例第29号)第2条の規定に基づき、第2次香美市振興計画後期基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

令和4年1月26日

香美市長 法光院 晶一 様

香美市振興計画審議会

会長 岩田 誠

第2次香美市振興計画後期基本計画について(答申)

令和3年8月11日付け3香美企画第3023号で当審議会に諮問のあった、第2次香美市振興計画後期基本計画については、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、「美しく豊かな自然に育まれ、ともに支えあう進化する自然共生文化都市・香美市」の実現に向けて的確に推進されるよう要望します。

香美市振興計画審議会委員名簿

	職 名	氏 名	備 考
1	高知工科大学地域連携機構長	岩田 誠	会 長
2	香美市農業委員会長	原 心一	副会長
3	高知工科大システム工学群准教授	西内 裕晶	
4	NPO法人いなかみ代表理事	近藤 純次	
5	香美市防災士連絡会長	武内 土佐雄	
6	高知工科大システム工学群教授	高木 方隆	
7	中央東福祉保健所長	竹崎 恵彦	
8	香美市社会福祉協議会長	弘末 俊郎	
9	香美市商工会長	寺村 勉	
10	香美森林組合長	石川 彰宏	
11	物部森林組合長	小松 律男	
12	物部川地域産業振興監	土居 秀臣	
13	香美市教育委員	宮地 憲一	
14	高知県立大学地域教育研究センター長	清原 泰治	
15	自治会関係者（土佐山田町）	織田 秀幸	
16	自治会関係者（香北町）	杉本 雄一	
17	自治会関係者（物部町）	真島 貴彦	
18	公募	近森 緑	

第2次香美市振興計画策定本部員名簿

	役 職	氏 名
本部長	副市長	今田 博明
副部長	教育長	白川 景子
	香北支所長	前田 哲夫
	物部支所長	竹崎 澄人
	教育次長 兼給食センター所長	秋月 建樹
	総務課長	川田 学
	管財課長	和田 雅充
	防災対策課長	日和佐 干城
	税務収納課長	明石 清美
	定住推進課長	中山 繁美
	市民保険課長	植田 佐智
	健康介護支援課長	宗石 こずゑ
	健康介護支援課参事	横山 和彦
	福祉事務所長	中山 泰仁
	農林課長 兼農業委員会事務局長	川島 進
	商工観光課長	石元 幸司
	建設課長	井上 雅之
	建設課参事	近藤 浩伸
	ふれあい交流センター所長	猪野 高廣
	環境上下水道課長	明石 満雄
	環境上下水道課参事	依光 伸枝
	消防長	宮地 義之
	教育振興課長	公文 薫
	生涯学習振興課長	黍原 美貴子
	議会事務局長 兼監査委員事務局長	一圓 幹生
	会計課長	萩野 貴子
	企画財政課長	佐竹 教人

第2次香美市振興計画策定専門委員会委員名簿

部会名	所 属	氏 名	備 考
教育部会	教育振興課学校教育班	一圓 まどか	会 長
産業部会	農林課農政班	前田 薫	副会長
建設部会	建設課都市計画班	岡林 良浩	部会長
建設部会	建設課土木班	野村 文紀	
建設部会	定住推進課まちづくり班	中島 昌之	
建設部会	香北支所	畑山 和義	
建設部会	物部支所	森田 美紀	
環境部会	環境上下水道課工務班	恒石 政志	部会長
環境部会	防災対策課防災班	井上 和憲	
環境部会	環境上下水道課環境班	岡村 昭彦	
環境部会	消防課	榊 正幸	
健康福祉部会	市民保険課保険班	中川 英斉	
健康福祉部会	健康介護支援課社会長寿班	萩野 わか	
健康福祉部会	健康介護支援課健康づくり班	西村 昭彦	
健康福祉部会	福祉事務所社会福祉班	川渕 美香	
産業部会	農業委員会事務局	和田 小百合	部会長
産業部会	農林課林政班	山崎 由美子	
産業部会	商工観光課商工観光班	濱田 さおり	
教育部会	教育振興課幼保支援班	小松 幸春	部会長
教育部会	生涯学習振興課スポーツ班	影山 達也	
教育部会	生涯学習振興課文化班	宇根 由紀	
教育部会	少年育成センター	伊井 英智	
教育部会	中央公民館	依光 隆司	
行政まちづくり部会	総務課	森下 研	部会長
行政まちづくり部会	税務収納課収納班	細木 陽子	
行政まちづくり部会	会計課会計班	都築 由美	
行政まちづくり部会	議会事務局	大和 正明	
行政まちづくり部会	企画財政課	吉良 未知留	

香美市振興計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき香美市振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、香美市振興計画の策定及び進捗に関する事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決定するところによる。

5 委員は、事故その他やむを得ない理由により審議会の会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

6 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員が委嘱又は任命された後の最初に招集すべき審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成23年3月16日条例第14号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第39号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年香美市条例第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年6月23日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月26日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年香美市条例第50号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年12月20日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する

第2次香美市振興計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 第2次香美市振興計画(以下「計画」という。)の策定のため、第2次香美市振興計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に関し、必要な統合調整に関すること。
- (3) その他計画の策定に関する必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 策定本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定本部の会議(以下「会議」という。)は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、本部員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(事務局)

第6条 策定本部の事務を処理するため、企画財政課に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、企画財政課長をもって充て、本部長の命を受けて局務を掌理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、策定本部の設置に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この訓令は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

香北支所長 物部支所長 教育次長 総務課長 管財課長 防災対策課長 定住推進課長 市民保険課長 健康介護支援課長 税務収納課長 福祉事務所長 農林課長 商工観光課長 建設課長 環境上下水道課長 ふれあい交流センター所長 消防長 教育振興課長 生涯学習振興課長 農業委員会事務局長 議会事務局長 監査委員事務局長 会計課長 企画財政課長 健康介護支援課参事 建設課参事 環境下水道課参事
--

第2次香美市振興計画策定専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 第2次香美市振興計画(以下「計画」という。)の策定のため、第2次香美市振興計画策定専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) 計画策定のための基礎調査資料の現況分析に関すること。
- (3) その他計画策定に必要な調査研究に関すること。

(構成員)

第3条 専門委員会の委員は、各部署より推薦を受けた班長級又は係長級の職員で市長が任命するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(専門部会)

第6条 専門委員会に、次の専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- (1) 建設部会
 - (2) 環境部会
 - (3) 健康福祉部会
 - (4) 産業部会
 - (5) 教育部会
 - (6) 行政まちづくり部会
- 2 部会のメンバーは、委員長が委員の中から指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、メンバーの互選により選任する。
 - 4 部会は、計画策定に関する資料の収集及び分析並びに計画案の作成を行う。

(事務局)

第7条 専門委員会の事務を処理するため、企画財政課に事務局を置く。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、専門委員会の設置に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この訓令は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 第5条第1項の規定にかかわらず、この訓令の施行の日以降最初にかかれる会議は、事務局が招集する。



第2次香美市振興計画後期基本計画

発行：香美市

発行日：令和4年3月

制 作：香美市企画財政課